

# 練馬区福祉のまちづくり総合計画

～ずっと住みたい やさしいまち～

(平成 23 年度～平成 27 年度)



平成 23 年（2011 年）3 月

練馬区



# はじめに

練馬区は、心身の状態、年齢や性別に関わらず、区民が自らの生き方を選択し、社会を構成する一員として、社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に参加する機会が提供される地域社会の実現をめざし、福祉のまちづくりを推進しています。

平成18年3月には、多くの区民の皆様に参加していただき「福祉のまちづくり総合計画」を策定し、この計画に基づき、区立施設、道路、駅などのバリアフリー化の促進や、生活するうえで役立つ情報の発信などの取組を進めてまいりました。また、昨年3月には、総合計画の理念を具現化した「福祉のまちづくり推進条例」が区議会で議決され、10月には施行されております。

このたび、福祉のまちづくり総合計画を改定し、推進条例に基づく「福祉のまちづくり総合計画（平成23年度～27年度）」を策定いたしました。新計画においては、旧計画の計画目標、基本的な姿勢、基本方針につきましては、計画策定のために設置した区民懇談会、検討委員会での検討結果を踏まえ、原則的にこれを継続し、必要な見直しを加えるかたちの改定をおこなっております。

新たに加えたものとしては、ともに理解を深める「気づき」の輪を広げる視点、豊かな暮らしを支える環境を整える視点、ともに暮らせるやさしい空間をつくる視点を重要な視点として掲げ、計画に基づくさまざまな取組を進めることとしております。

区といたしましては、今後も積極的な区民の皆様のご参加をいただきながら、行政の各政策分野を貫く横断的な対応により、新たな計画に基づく福祉のまちづくりの推進に努めてまいりますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、計画策定にあたり、実際にまちを歩き、ご協力をいただいた区民の皆様と、福祉のまちづくりを実践している皆様へ、改めて御礼を申し上げ挨拶いたします。

平成23年3月

練馬区長 志村 豊志郎

# — 目 次 —

## ■本 編

### 1章 計画の策定にあたって

1-1 計画策定の目的と背景	.....	5
1-1-1 計画策定の目的		
1-1-2 計画策定の背景		
1-2 計画の位置づけ等	.....	12
1-2-1 計画の位置づけ		
1-2-2 計画の検討経過		
1-2-3 計画の対象と範囲		
1-3 計画の期間	.....	13

### 2章 福祉のまちづくり総合計画による成果と課題

2-1 福祉のまちづくり総合計画による成果と課題	.....	14
2-1-1 推進事業		
2-1-2 行動計画(アクションプラン)		

### 3章 計画の目標と基本方針、展開方法

3-1 計画の目標と基本理念	.....	21
3-1-1 計画の目標		
3-1-2 計画の基本理念		
3-2 計画の基本方針	.....	24
3-2-1 3つの視点		
3-2-2 16の基本方針		
3-3 計画の展開方法	.....	26
3-3-1 基本方針と計画事業		
3-3-2 重点事業を選ぶ上での考え方		

4章	福祉のまちづくり実現に向けた取組	
4-1	重点事業	..... 30
4-2	基本方針に基づく計画事業	..... 36
5章	計画の推進	
5-1	計画の推進体制	..... 66
5-2	計画の進行管理	..... 67
5-2-1	進行管理と取組の検証	
5-2-2	計画の見直し	

---

## ■ 資料編

1	練馬区福祉のまちづくり推進条例	..... 70
2	福祉のまちづくり総合計画策定の記録	..... 83
3	福祉のまちづくりに関する区民の意識調査	..... 90
4	用語解説	..... 108



# 1章 計画の策定にあたって

## 1-1 計画策定の目的と背景

### 1-1-1 計画策定の目的

福祉のまちづくりは、心身の状態、年齢や性別に関わらず、区民が自らの生き方を選択し、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が提供される地域社会の実現をめざすものです。

練馬区は、すべての区民が、基本的な権利を尊重され、地域の一員としていきいきと快適に生活し、自由な行動と社会参加ができる福祉のまちの実現をめざして取組を進めています。

この計画は、ノーマライゼーションの考え方にに基づき、福祉のまちを実現するため、区・事業者・区民それぞれの責務を明確にし、総合的かつ計画的な取組を行うために策定するものです。

また、平成18年3月に策定した「福祉のまちづくり総合計画」の取組を検証・評価し、これまでの取組を継続・発展させるため、「福祉のまちづくり総合計画(平成23年～27年度)」を策定しました。

### 1-1-2 計画策定の背景

#### (1) 国等の動向

練馬区が福祉のまちづくり総合計画を策定した平成18年3月以降、国等では活発な取組が進められています。

#### ■高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）

平成18年には、ハートビル法<sup>1</sup>と交通バリアフリー法<sup>2</sup>を統合・拡充した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー法」という。）が施行されました。対象者を明確化し、対象施設を拡充するとともに、面的なバリアフリー化を促進するための仕組、基本構想の策定の際に利用者や住民の側の主体的な参加を推進するための仕組の整備などが図られました。

#### ■バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱

平成20年3月には、平成16年6月に策定された「バリアフリー化推進要綱」が「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」に改められました。物理的な障壁のみならず、社会的、制度的、心理的なすべての障壁に対処するという考え方（「バリアフリー」）と、施設や製品等については新しいバリアが生じないよう誰にとっても利用しやすくデザインするという考え方（「ユニバーサルデザイン」）の両方に基づく取組を併せて推進する政府の基本的な方針として定められました。

<sup>1</sup> 「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」

<sup>2</sup> 「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」

## ■交通基本法（移動権の保障と支援措置の充実）

現在、国では交通基本法制定の検討が進められています。交通基本法は、移動権を法律に位置づけ、環境にやさしい交通体系の構築をめざすための交通政策の道しるべと考えられています。この中で「移動権の保障」は一人ひとりが健康で文化的な最低限度の生活を営むために必要なものとして、交通基本法の原点となる考え方です。

## ■障害者の権利に関する条約（「合理的配慮」による障害者への実質的な平等の保障）

平成 18 年に、国連では障害者の権利に関する条約が採択されました。障害者の自尊心、自己決定権の重視や、雇用や医療を受ける機会も含めた生活のあらゆる場面における差別禁止などが規定されています。特に、この条約では、定義が不明確であった差別について、「障害を理由とする差別」として、「合理的配慮<sup>3</sup>」の否定を含むあらゆる形態の差別と定義しています。また、この条約では、新しい権利としてではなく、障害の有無に関係なく、誰もが平等に社会参加する権利を享有し、または行使する権利を有することを再確認すると同時に、人間の多様性および人間性の一部として、障害者の差異を尊重し、受け入れることを一般原則としています。

---

<sup>3</sup> 障害者の権利に関する条約（国連、2006年12月採択）の第2条において、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義している。



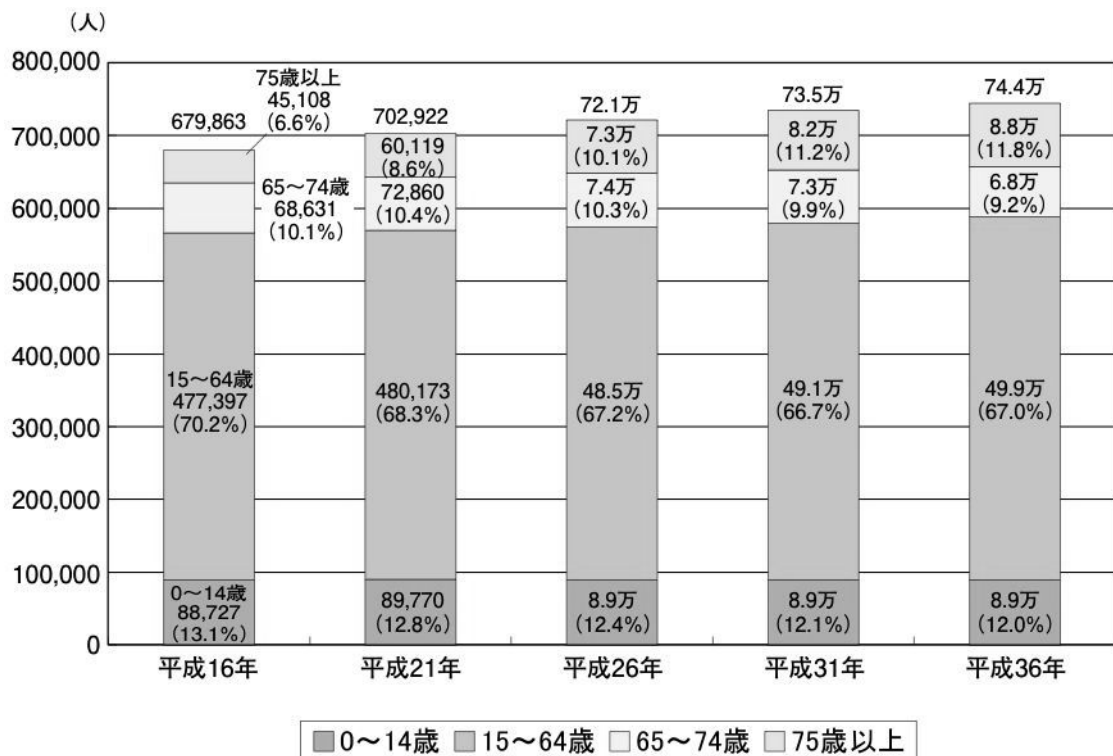
## (2) 練馬区の社会状況

### ■高齢化の進行

練馬区の人口は平成20年4月に70万人を超え、平成22年1月1日時点での人口(住民基本台帳による人口および外国人登録人口)は、706,449人で、23区の中では世田谷区に次ぐ人口規模となっています。

年齢構成は、年少人口(0歳～14歳)が89,575人(12.7%)、生産年齢人口(15歳～64歳)が480,899人(68.1%)、65歳以上の高齢者が135,975人(19.2%)となっています。

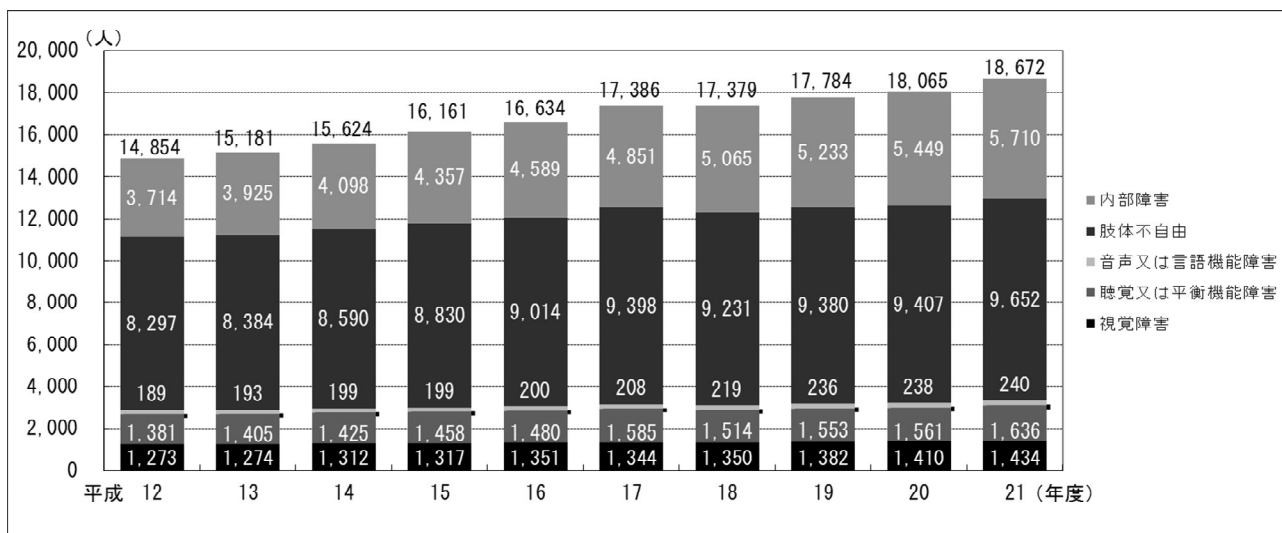
長期計画における人口推計では、今後も人口は増え続け、平成36年までで約4万2千人増えると推計されています。中でも高齢者人口(65歳以上)は今後も増加し、区の人口に占める高齢者の割合は平成25年中に20%に達すると推計されています。特に75歳以上の高齢者は増加傾向が続くと推計されています。



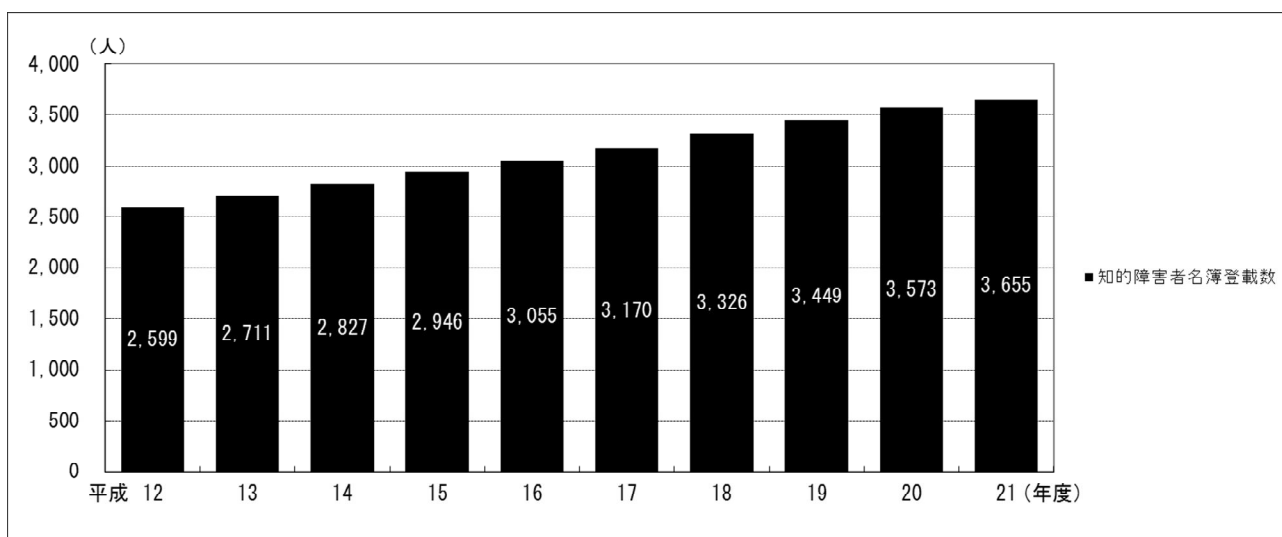
## ■身体・知的・精神障害者数の推移

平成22年3月31日現在の練馬区の身体障害者名簿搭載数は18,672人、知的障害者名簿搭載数は3,655人です。10年間に身体障害者名簿搭載数は約26%、知的障害者名簿搭載数は約41%とそれぞれ増えています。いずれも練馬区の人口の増加割合(約7%<sup>4</sup>)を上回っています。

### □ 身体障害者名簿搭載数の推移



### □ 知的障害者名簿搭載数の推移



同様に平成22年3月31日現在の精神障害者保健福祉手帳所持者数は3,739人で、10年間に約3倍に増えています。

今後、高齢化の進行等にともない、障害者手帳を取得される方は、増加するものと考えられます。

さらに、近年、高次脳機能障害など、社会から「日常生活上の不自由さ」につい

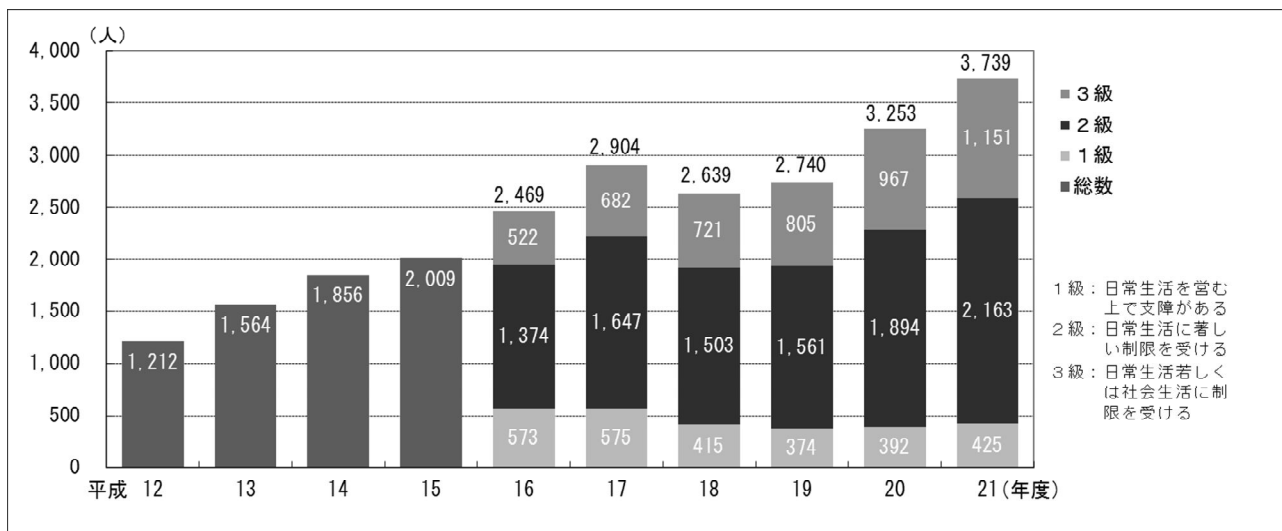
<sup>4</sup> 住民基本台帳による平成12年1月1日(646,729人)及び平成22年1月1日(692,450人)による。

てなかなか理解されない障害に悩まされる方も増えています。それは、単に「障害」が、身体的な状況だけではなく、社会から受ける様々な環境因子によって引き起こされる側面もあることを表しています。

現在、社会から受ける障壁(バリア)を小さくし、誰もが身近な地域で生活を継続できるように、高齢者保健福祉計画、障害者計画、次世代育成支援行動計画など、様々な計画と連動しながら、取組を推進しています。

今後は、障害者手帳の保有者数等では表わせない生活上の困難を抱える方がいることにも目を向け、『自分とは関係ない人』のための取組ではなく、『自分自身が生活しやすい、住みやすくなるため』の取組として、子どもから高齢者まで生涯過程(ライフサイクル)すべての場面で「ずっと住みたいやさしいまち」をめざす福祉のまちづくりの裾野を広げる必要があります。

## □ 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



### (3) 練馬区におけるこれまでの取組

#### ■障害者の生活環境を改善する取組（昭和56年～）

練馬区の福祉のまちづくりの取組は、障害者を取り巻く生活環境を改善することから始まりました。昭和56年（1981年）の国際障害者年（テーマ 完全参加と平等）および翌57年（1982年）の国連「障害者に関する世界行動計画」を契機に、同年「練馬区行動計画」を策定し、ノーマライゼーションの実現に向けた障害者施策を総合的に実施してきました。また、昭和59年（1984年）に、国から「障害者福祉都市」の指定を受け、区民施設、道路、公園等のバリアフリー整備を開始しました。

#### ■対象の拡大（平成5年～）

その後、社会情勢が大きく変化し、人びとのライフスタイルや意識も変容するなかで、バリアフリーは障害者だけではなく、高齢者や子育て中の方などすべての人にとって必要であることが認識されるようになりました。障害者の社会参加が困難な環境は、高齢者や子育て中の方などにとっても、自由な行動、社会参加を妨げる環境です。福祉のまちづくりは、すべての人を対象としていると考えられるようになりました。

練馬区は、平成5年に「福祉のまちづくり整備要綱」を策定し、区立施設、民間施設等の施設整備、指導を進めてきました。

平成13年度からは、「やさしいまちづくり推進委員会」を設置し、区の基本的な方針を検討する取組を開始しました。平成15年度には、対象課題ごとに4つの部会を設け、組織体制を強化すると同時に、「福祉のまちづくり推進委員会」と名称を改めました。また、交通バリアフリー法に基づく重点整備地区の選定や事業推進の取組を開始しました。

#### ■区民との協働による福祉のまちづくりの推進（平成15年～）

地方分権、行政改革、ライフスタイルの多様化と住民の自発的で多様な活動を背景に、住民と行政の協働（パートナーシップ）の動きが広まりつつあります。練馬区では、平成15年に「区民との協働の拡充」を基本理念とした「新行政改革プラン」を策定し、平成22年12月には、区民の参加・参画、協働の推進や区政運営の基本的仕組について定めた「練馬区政推進基本条例」を制定しました。

また、中村橋を重点整備地区とする交通バリアフリー基本構想の策定では、多様な区民によるまち歩き点検や歩道の段差実験、ワークショップなどを通じ、区民の手で実効性のある具体的な提案がなされました。延べ157名が参加した放置自転車防止キャンペーン等も実施されました。

福祉のまちづくりの住民参加は、平成13年度から3年間をかけた福祉情報地図の取組に始まりました。「やさしさ情報ねりまっぷ」は、延べ約700名の区民が参加し、東部・西部版を作成しました。

## ■福祉のまちづくり総合計画の策定（平成 18 年）

平成 18 年、練馬区は、ノーマライゼーションの考え方に基づき、福祉のまちを実現するための考え方と区民、事業者、区それぞれの責務を明確にし、福祉のまちづくりの総合的かつ計画的な推進を図るため、「福祉のまちづくり総合計画」を策定しました。計画の策定にあたっては、福祉のまちづくりの基本的な方針や考え方について、専門的、総合的に検討するとともに、区民の意見を取り入れるため、福祉のまちづくり総合計画策定委員会を設置し、平成 16 年度より 2 か年にわたって検討を進めました。

「ずっと住みたい やさしいまち <安心・らくらく・便利>」を目標として、取り組むうえでの 3 つの基本的な姿勢「共感」「協働」「推進」が記されました。具体的な展開にあたっては 12 の基本方針に基づく行動計画（アクションプラン）を作成するとともに、関連する分野別計画事業を位置づけ、ともに取り組んでいます。

## ■福祉のまちづくり推進条例の制定（平成 22 年）

平成 19 年 6 月からは、障害の有無、年齢、性別、言語等に関わらず、多様な人々が利用しやすいようなまちづくりを着実に進めていく必要性から、区を取組をより強化し実効性を高めるために、区民懇談会を設置し、区民、事業者等との協働で条例について検討を始めました。平成 20 年 10 月には、区民懇談会での議論をもとに、同じく区民、事業者等で組織された「検討委員会」で整理を行い、条例の基本的考え方を区長に報告しました。その基本的考え方をもとに、区は条例の骨子案、素案を作成、それぞれパブリックコメントを経たのちに、平成 22 年 3 月に「練馬区福祉のまちづくり推進条例」を制定、公布し、同年 10 月に施行しました。

福祉のまちづくり推進条例は、「福祉のまちづくりの推進について、基本理念を定め、区、事業者および区民等の責務を明らかにするとともに、福祉のまちづくりの推進に関する計画、公共的建築物及び公共施設等の整備に関する基準等必要な事項を定めることにより、すべての人が等しく社会参加する機会を確保し、もって安心して快適に暮らし続けることができる地域社会の実現に寄与すること」を目的としています。

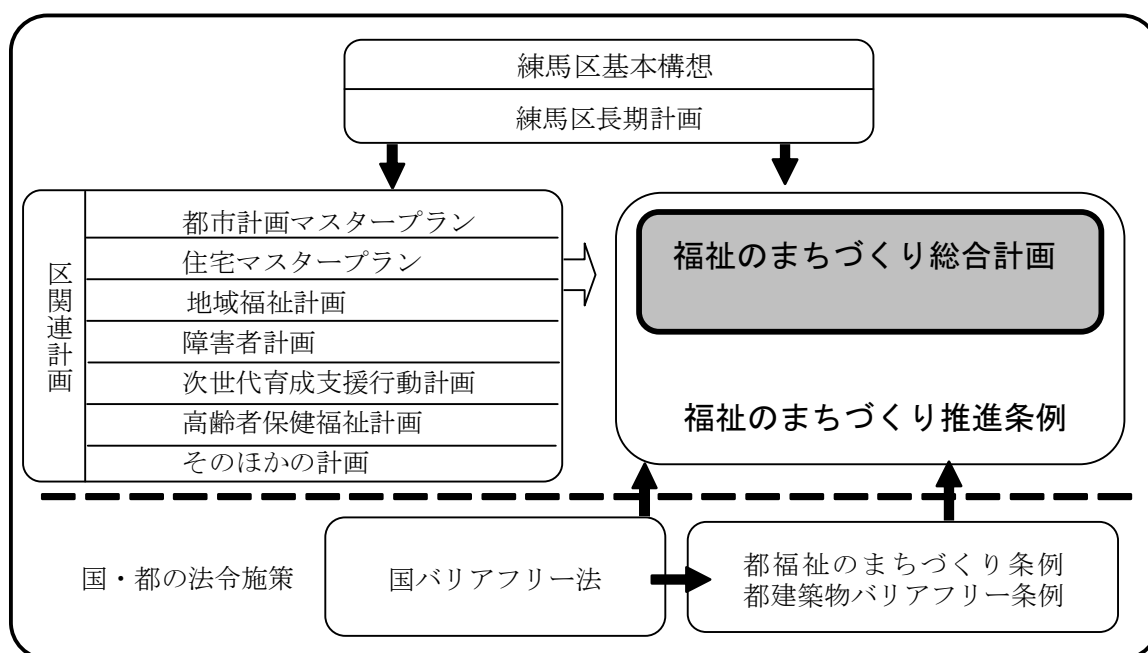
## 1-2 計画の位置づけ等

### 1-2-1 計画の位置づけ

この計画は、平成 18 年 3 月に多くの区民と協働で策定した「練馬区福祉のまちづくり総合計画（平成 18 年度～22 年度）」を改定したものです。また、平成 22 年 3 月に制定され、10 月 1 日から施行された「練馬区福祉のまちづくり推進条例」第 7 条に規定された、福祉のまちづくりの推進に関する計画と位置づけられます。

計画には、①福祉のまちづくりに関する目標、②区、事業者および区民等が連携、協力して福祉のまちづくりを推進するための具体的方針、③そのほか、福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための重要事項を定めました。

また、策定にあたっては、上位計画である基本構想・長期計画および関連する個別計画、国や都の関連法令・施策との整合を図りました。



### 1-2-2 計画の検討経過

計画策定にあたっては、平成 21 年度から福祉関係団体の方をはじめ、関係事業者、庁内各課のヒアリング調査を行い、平成 21 年度末には計画策定のための区民懇談会（公募区民 12 名含む）および検討委員会を設置しました。平成 22 年度に入ってから、4 月～8 月にかけて毎月開催した区民懇談会の案をもとに、11 月に検討委員会で協議し、検討委員会の案を区長に答申をしていただきました。この答申を踏まえ、庁内組織である福祉のまちづくり推進委員会で検討を行い計画素案を決定、パブリックコメントを経て計画を策定しています。この間、7 月末から 8 月にかけて、「みんなでつくる ずっと住みたいやさしいまち」をテーマとした区民と区長のつどいを開催し、多くの区民のみなさんのご意見をいただきました。

### 1-2-3 計画の対象と範囲

この計画は、施設整備、道路、交通などの都市整備の分野から、普及啓発、福祉教育、情報、産業、防災、安全安心等の分野を含めた、まちづくりの各分野を包括します。また、高齢者、身体・知的・精神障害のある方、認知症の方、妊産婦、子育て中の方、一時的なけがや疾病のある方を含むすべての人と事業者、NPO等団体、行政など、すべての個人および団体を対象とするものです。

この計画において「区民」とは、練馬区に居住する方、練馬区内の事業者、在勤者、在学者、NPO等の団体をいいます。

### 1-3 計画の期間

平成23年度から平成27年度までの現計画と同じく5年間を計画期間として、逐次、点検と見直しを行いながら計画を進行します。長期計画の動向を踏まえた上で計画期間の最終年度には、次期計画に向けた見直しを行います。

平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度
計画 策定	今回策定した計画の期間				計画の 見直し

## 2章 福祉のまちづくり総合計画による成果と課題

### 2-1 福祉のまちづくり総合計画による成果と課題

「福祉のまちづくり総合計画(平成 18 年度～22 年度)」は「ずっと住みたいやさしいまち <安心・らくらく・便利>」を目標に、利用者の立場で考える「共感」・区民と協働して取り組む「協働」・着実な実施、継続的な発展を推し進める「推進」の 3 つの基本的な姿勢と 12 の基本方針を掲げて取り組んでいます。

また、福祉のまちづくりを推進するため、3 つの推進事業と、基本方針ごとに、区民と区が協働で取り組むことのできる重要性、実効性、継続性の高い 12 の行動計画(アクションプラン)を定めています。

以下に、推進事業と行動計画(アクションプラン)各々の成果と課題を記します。

#### 2-1-1 推進事業

##### ■ 推進事業 1

###### 【福祉のまちづくり 200 人モニター】

より利用しやすい施設、公園、道路、サービス等の整備・改善をめざし、多様な区民の意見を反映させるために、新たに平成 18 年から始めた取組です。

この 5 年間でモニター登録者は延べ 516 名です。モニター登録者は、毎年 3 回程度実施するアンケート調査等を通じて、交差点や庁舎などの整備・改良が必要だと思われる箇所の情報提供、現地調査への同行、整備後の検証などを行っています。さらに、区立施設や公園改修時のワークショップ等に参加していただき、使う人の視点を取入れた意見が施設づくりに反映されています。

このモニター制度については、数と多様性を確保することが課題であり、新計画では小中学生を含め、多様な区民に参加していただけるサポーター制度として発展していきます。

##### ■ 推進事業 2

###### 【福祉のまちづくりパートナーシップ区民活動支援】

区民と区のパートナーシップによる福祉のまちづくりを推進するために、新たに平成 18 年から始めた取組です。

この 5 年間で支援した団体は延べ 77 団体です。商店街にひと休みできるベンチを設置する取組、音楽を通して高齢者等に交流の場を提供する取組など、区民の持つ資源(マンパワー、新しい手法、ネットワーク等)と区が持つ資源(技術、財源、場所等)を効果的に活かし、協働による福祉のまちづくり活動の推進に貢献しています。

また、助成団体を決定する審査会や活動の報告会を公開の場で行うなど、独自の手法を採用することで、団体相互の交流や新たな仲間づくりに成果をあげています。

この事業については、応募数、支援団体数ともに順調に伸びていますが、今後はテーマ部門を適切に設定することなどにより、多様な団体を育成していくことが課題です。



### ■ 推進事業 3

#### 【福祉のまちづくりを推進する区民協議会】

区民や事業者の意見を福祉のまちづくりの取組に反映させるために、平成 18 年に設置した協議会です。

2 年間の任期で毎年度 3 回程度の全体会と 2 回程度の幹事会を開催し、先進地の視察や計画の進捗の検証、福祉のまちづくりに関する意見や課題について協議を行いました。そして、各任期末には、区長に対して「福祉のまちづくりへの提案」をしていただき、事業の展開に反映させています。

合わせて、行政内部には副区長を委員長とする「福祉のまちづくり推進委員会」を設置し、ハード部門からソフト部門にわたり横断的、一体的な推進を可能とする体制を構築しました。

これらの横断的な推進体制により、個々の事業が独立した取組ではなく、有機的に連携し、計画・設計、実施、評価、反映のプロセスを繰り返し行なうことで、区民の暮らしに密着した課題解決に取り組んでいます。

## 2-1-2 行動計画(アクションプラン)

### ■ アクションプラン 1

#### 【安心して歩ける道をつくります】

福祉のまちづくり 200 人モニターからの情報提供にもとづき、整備・改良などを行いました。

これまで 165 件の情報を提供していただき、うち 14 件については整備または対応済みで、残るものについては所管する国や都などへ要望しました。

区内の道路率は 15.2%、23 区中 15 番目で、安全で円滑な通行に十分対応できていない状況にあります。また、区民が日常的に利用する生活道路も狭い上に歩道がないものが多くあります。

今後も主要な道路については、国や都と連携しながらバリアフリーに配慮しつつ、着実な整備に取り組んでいく必要があります。また、歩道の新設や段差改良、電線類の地中化など、全ての利用者に配慮した快適な道路空間の形成を検討していきます。

### ■ アクションプラン 2

#### 【より魅力的に、より安心して使え、より楽しめる公園をつくります】

既存の公園を、福祉の視点を取り入れた「使いやすい公園」とすることを検討し、モデル事業として設計・再整備しました。

豊玉公園（通称たこ公園）の設計・再整備にあたっては、区民参加のワークショップ等を行いました。

区内の公園は都立公園 4 園を含め 630 園あり、その面積は約 193 万㎡、区民一人当たりの面積は 2.73 ㎡です。まだ身近に公園がない地域が数多く残っています。公園の不足する地域に公園を計画的に配置し、増やしていくとともに、豊玉公園の取組の経験をふまえ、福祉のまちづくりに配慮した公園づくりを順次拡大していくことを検討していきます。

### ■ アクションプラン3

#### 【スムーズな乗り換えの実現をめざします】

江古田駅および石神井公園駅では駅の改修に合わせ、エレベーターやエスカレーター、だれでもトイレなどのバリアフリー施設の整備を行っています。

誘導案内板などはだれにでも見やすいよう、設置位置や文字の色、大きさ等に配慮しています。また、視覚障害者の方も安全かつ円滑に移動できるよう、触知案内図や音響案内装置等を各所に設置しています。

今後もすべての人々が駅および駅周辺を安全、安心、快適に利用できるよう、鉄道事業者と連携して事業を進めます。



▲石神井公園駅の様子



▲江古田駅の様子



### ■ アクションプラン4

#### 【放置自転車をなくして、歩行者と自転車の共存をめざします】

「練馬区自転車利用総合計画」に基づく取組の結果、駅周辺の自転車駐車場の整備が進み、キャンペーンや自転車誘導員の配置などにより、通勤時間帯の放置自転車の数は改善されました。また、平成20年度から一部の駅周辺で、土・日曜における放置自転車の撤去を開始し、一定の成果を上げています。しかし、平日午後や土・日曜の放置自転車については午前の時間帯における放置自転車と比べるとなお多く、都市の美観やバリアフリーの観点からも問題となっています。

今後は、モデルとなる商店会を指定し、商店や住民との協力による自転車の誘導・整理を実施するなど、区民と協働で放置自転車をなくす活動に取り組みます。

## ■ アクションプラン5

### 【既存建築物バリアフリーアドバイスの仕組みをつくります】

これまでに石神井台敬老館、大泉西出張所（南大泉地域集会所併設）において「福祉のまちづくり 200 人モニター」や施設利用者からご意見を伺い、設計・工事に反映させました。

この取組を踏まえ、平成 22 年 3 月に制定した福祉のまちづくり推進条例では、一定規模以上の区立施設を新築する際に、区民の意見を伺い整備することを規定しました。今後は既存の区立施設の改修時についても、計画的に区民意見を聴取することを検討していきます。



▲モニターおよび区民利用者からの意見聴取の様子

## ■ アクションプラン6

### 【建物トータルマネジメントマニュアルを作成します】

これまでに、「建物サインづくりマニュアル」「建物利用ガイドづくりマニュアル」「ユニバーサルデザインイベントマニュアル」「バリアフリー維持管理マニュアル」を作成しました。これらのマニュアルを窓口等で配布するほか、区立施設の施設管理者を中心にマニュアルを使った講習会も実施しています。

今後は、区立施設はもとより民間施設に対しても、事業と連動させることなどにより、効果的に普及啓発を図っていくことを検討していきます。



▲建物トータルマネジメントマニュアル

## ■ アクションプラン7

### 【まちぐるみでバリアフリーの推進に取り組みます】

これまでに、中村橋駅周辺を対象として区民参加により「中村橋駅周辺交通バリアフリー基本構想」を策定し、道路や自転車駐車場等の整備を計画的に進めてきました。

中村橋駅周辺交通バリアフリー基本構想の計画期間の終了に伴い、今後は地域単位でバリアフリーを含めたユニバーサルデザインの取組を推進することを検討していきます。



- ・ エスコートゾーンの整備
- ・ 電線類地中化を行い、快適な歩行空間を確保
- ・ 駅前広場の整備
- ・ 歩道の段差解消（段差問題の検証実験など）



▲中村橋駅周辺の整備状況

## ■ アクションプラン 8

### 【出会いと学びの場を支援します】

これまでの取組では、練馬まつりで障害者団体の方などが実施している「バリア体験」教室の支援、障害のある方をアドバイザーとして迎え「小学生ユニバーサルデザイン体験教室」などを毎年実施しています。継続的な取組を行うことで、出会いと学びの機会が広がっています。



▲体験教室の開催の様子

## ■ アクションプラン 9

### 【身近な地域における生活情報やルールに関する情報が共有できる仕組みをつくります】

情報の入手が困難と思われる方に、福祉情報や生活情報が適切に届いているかを調査しました。また、情報の発信方法や情報へのアプローチの方法など、情報の伝わる仕組みを検討しました。

これまでに情報の入手方法、表現方法等について、高齢者、障害者、外国人、福祉のまちづくり 200 人モニターなどに対するアンケート結果を活かし、公式ホームページの改善や外国語版便利帳「練馬暮らしガイド」の作成に役立てました。

## ■ アクションプラン 10

### 【みんながうれしいハートフルなお店を増やします】

いきいき商店街支援事業として、誰でもトイレの設置や街路灯の建替など、快適な買物環境の整備に取り組んだ5つの商店会を支援しました。

また、モデル商店街育成支援事業（平成19年度から活性化計画策定支援事業）については、区の支援を受けた3商店会が活性化計画の策定を行いました。

コミュニティビジネスの推進に当たっては、平成19年度まで、コミュニティビジネスを立上げ運営する9団体（うち2団体が商店会）を支援しました。平成21年度からは、コミュニティビジネスを広く周知、啓発する講演会と講座を実施しています。

## ■ アクションプラン 11

### 【いざというときにも安心できるための準備を進めます】

援護が必要な人およびそれを支える人々が、地震などの災害へ対応する能力を身につけるため、これまで実施してきた障害者などの災害要援護者のみを対象にした全区的集合型訓練だけではなく、地域で行う避難拠点訓練への要援護者の参加を促進しました。また訓練を通じて地域で要援護者を支援し、助け合っていく「防災ネットワーク」づくりを進めました。

また、地域において災害時要援護者が参加する防災訓練を実施しました。

危機管理については、地域の一人ひとりが「自分の身は自分で守る」、「自分たちのまちは自分たちで協力して守る」という意識を前提に、日ごろから自主的な対策をとることが基本となります。区民、防災会等の区民防災組織、区や警察・消防等の防災機関がそれぞれの役割を果たし、協力・連携して危機を未然に防ぎ、「安全安心なまちづくり」を進めていくことが強く求められています。

## ■ アクションプラン 12

### 【身近な地域単位のらくらく外出情報を発信します】

移動が困難という理由で、外出による社会参加に消極的になりがちの方と、その家族・支援者が、外出に必要な情報を簡単に手に入れられる仕組みをつくることにより、社会参加の推進を図っています。

これまでに「おでかけハンドブック」を作成・配布し、ケアマネージャー等を通じて、外出に必要な情報提供を進めています。

「おでかけハンドブック」は、一定程度認知され、活用されてきています。今後は、移動支援事業を実施している区内の NPO などと協働し、より活用しやすいハンドブックを作成するとともに、求められている情報を収集し、既にある相談窓口との連携により、情報発信に努めるなど、移動支援の充実を検討していきます。

### 3章 計画の目標と基本方針、展開方法

#### 3-1 計画の目標と基本理念

##### 3-1-1 計画の目標

### ずっと住みたい やさしいまち

この計画では、平成18年度に策定した「福祉のまちづくり総合計画」で掲げた練馬区のめざすべき将来の姿である、「ずっと住みたい やさしいまち」の実現を継続してめざし、計画の目標とします。

この目標を実現するためには、地域社会に生活する多様な人が心身の状態、年齢、性別にかかわらず、人生のすべての段階で安心して自由に社会参加ができる環境を実現し、誰もが多様で快適な生活を選択できる空間づくりと社会ネットワークづくりを推進することが必要です。

合わせて、一人ひとりが多様で快適な生活を選択できる「人にやさしいまち」をめざし、お互いに異なる個性に「気づき」、認め合うことのできる「人がやさしい」地域社会を実現することが重要です。

#### ユニバーサルデザインとバリアフリー

ユニバーサルデザインは、「できるだけ多くの人々が利用可能であるようなデザインとすること」をさす概念です。より多くの人々が利用できるようにすることを目標とし、多様な視点や手法により試行錯誤を繰り返し、段階的に目標に近づこうとする取組です。

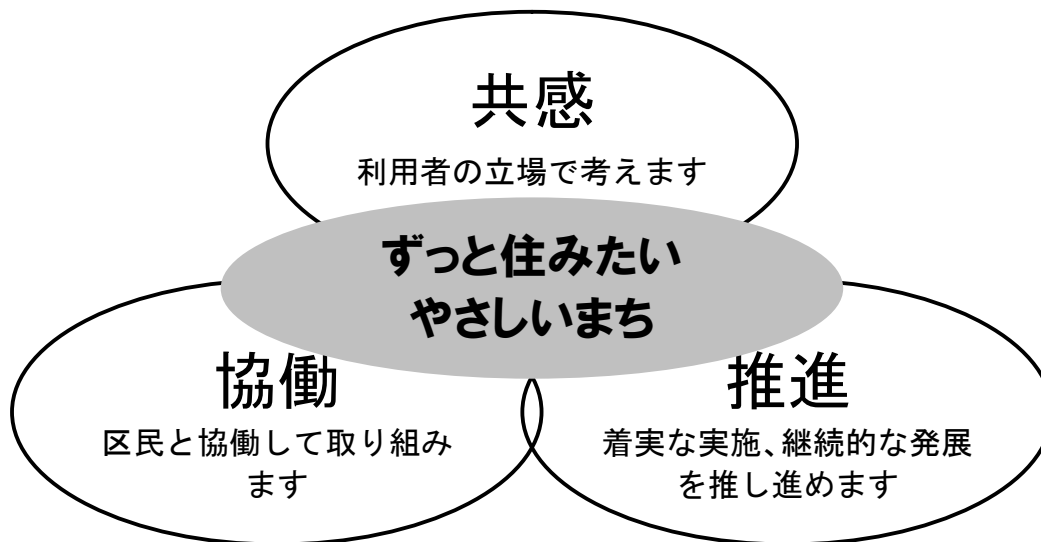
バリアフリーは、障害者や高齢者等が社会生活を営む上で生活の支障となる物理的な障壁（不便さ）や心理的な障壁（偏見や差別）を取り除くための取組を指します。

この計画で練馬区の将来像としてめざす「ずっと住みたい やさしいまち」は、まちができるだけ多くの人にとって利用可能である、ユニバーサルデザインの概念が実現された状況と捉えます。そしてバリアフリーは、その状況を実現するための一連の手法の一つとして捉えます。

生活において何が障害、障壁となるかは人により多様です。その物理的な障害や心理的な障壁をひとつずつ改善（バリアフリー化）していくことにより、ユニバーサルデザインの考え方に近づこうとするものです。

### 3-1-2 計画の基本理念

「ずっと住みたい やさしいまち」を実現するため、平成18年に策定した「福祉のまちづくり総合計画」において、3つの『基本姿勢』としていた「共感」・「協働」・「推進」を、平成22年3月に制定した「練馬区福祉のまちづくり推進条例」第3条に基づく3つの基本理念として、福祉のまちづくりの総合的な推進を図ります。



#### 【共感】

多様な区民の意見を取り入れ、利用する人の立場で、施設・仕組みをつくります。構想、設計や計画、運用管理の各段階で、施設や事業を利用する区民の視点で考えます。そのために、区は様々な立場の区民の意見を反映させる機会を設け、区民は構想や評価に積極的に参加します。

#### 【協働】

区民と区はパートナーとして互いに尊重し、協力をして福祉のまちづくりを推進します。

練馬区では、基本構想を踏まえ、平成22年3月に町会・自治会やNPO・ボランティア団体等、様々な活動団体との協働事業を一層推進する仕組みづくりに向け、「練馬区区民との協働指針」を策定しました。

福祉のまちづくりを推進するためには、行政や事業者の取組と合わせ、区民一人ひとりの「気づき」や、自ら主体となり発意する地域住民やNPO等の役割が重要です。

#### 【推進】

「ずっと住みたい やさしいまち」の実現に向けて、できることから柔軟に取り組み、改善を続けていきます。

横断的な行政の体制づくりを進め、多様な区民とともに、情報や経験を共有し、協働して取り組み、改善と評価を繰り返し、よりよいものを作っていきます。



**「気づき」とは、**

### **様々な立場の人々とともに**

福祉のまちづくりでは、多様な区民の立場で、暮らしやすいまちづくりに取り組むことが求められています。そこで、様々な立場の人の状況を理解するため、障害者や高齢者、子育て中の方など、様々な立場の人から具体的な暮らしの状況や考えについて話をお伺いしたり、疑似体験を行うなどして理解を深めるとともに、バリア（障壁）の存在を認識する感受性を高めることが重要です。

### **共感と理解、行動**

様々な体験を通じて、人びとの多様性を認識し、今まで認識していなかった社会の中のバリアについて新たに気づき、立場の違う方の状況を共感的に理解することが、「気づき」です。人の問題を他人ごとではなく自分の問題として考えられる視点や気持ちを、地域全体が持つことでもあります。

「気づき」は、これまで人々の多様な立場を「知らない」ことで生じる様々な「偏見」や「差別」を無くすうえでも大変役に立ちます。様々な人々と出会い、悩みや問題をわかちあうことで、新たな行動、取組が生まれます。ともに理解を深める「気づき」から、一人ひとりが自分の行動を変えていくことで、互いに支えあう豊かな地域社会が醸成されます。

## 3-2 計画の基本方針

### 3-2-1 3つの視点

基本方針は、福祉のまちづくりを推進する区民協議会や計画改定にあたって、区民懇談会・検討委員会などの議論の中で、練馬区の福祉のまちづくりの現状を踏まえ、推進すべき取組の方向性を示したものです。

例えば、道づくりの実施に当たっては、様々な立場の人々の参加により道路の整備内容の検討を行うことによって、参加者の「気づき」を促進したり、参加者同士の交流機会を生むことができます。こうした広がりのある取組を進めることが大切です。

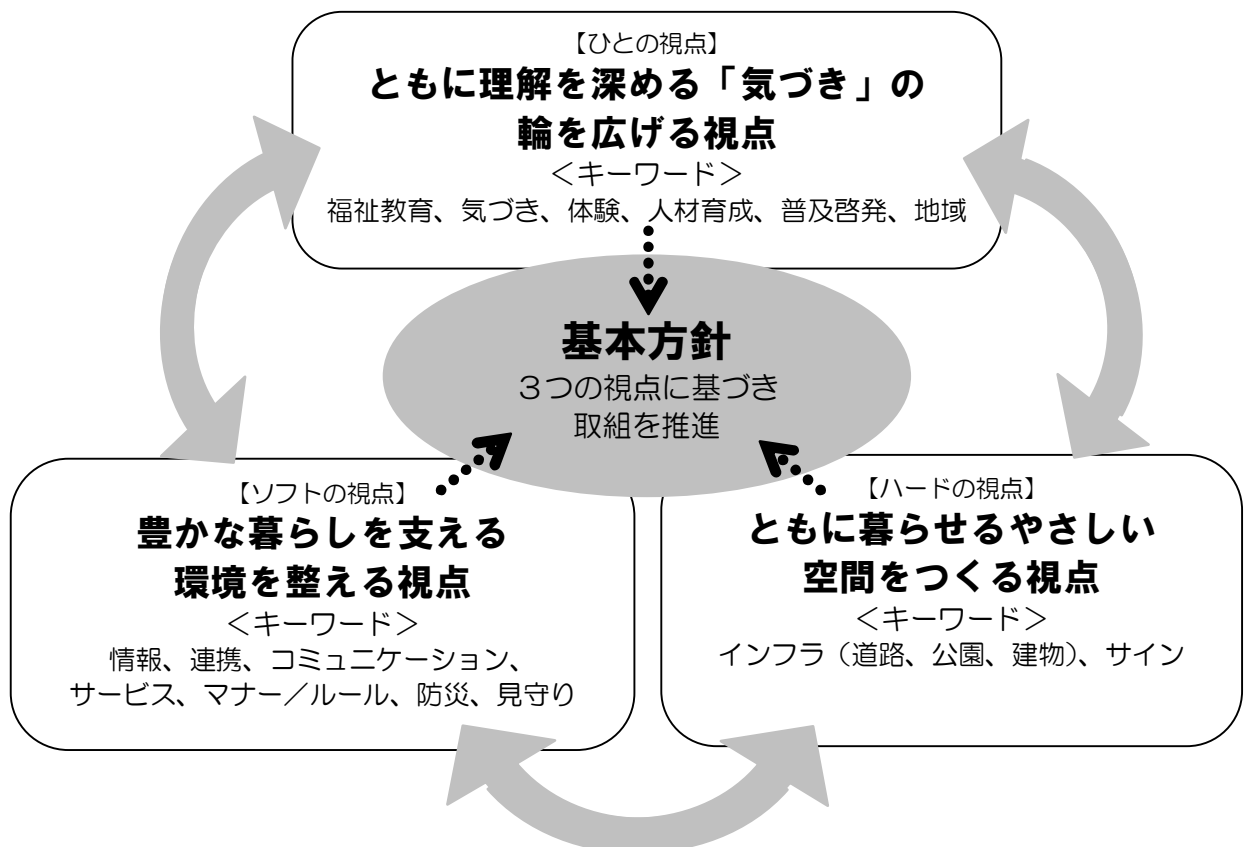
そこで、各基本方針に基づく取組のめざすべき成果を設定する際の重要な視点として、以下に「3つの視点」を掲げます。

さらに、各取組が、この3つの視点に基づき進められているか、常に検証しながら進めることが重要です。

【視点1】ともに理解を深める「気づき」の輪を広げる視点

【視点2】豊かな暮らしを支える環境を整える視点

【視点3】ともに暮らせるやさしい空間をつくる視点



### 3-2-2 16の基本方針

練馬区では「ずっと住みたい やさしいまち」を実現するため、16の基本方針を掲げ、前記3つの視点から総合的に施策を展開します。

#### ■16の基本方針

1	多様な区民の意見を取り入れ、利用する人の視点によるものづくり・仕組みづくり
2	区民と区はパートナーとして互いに尊重し、協働して福祉のまちづくりを推進する
3	取組を着実に進め、改善を続ける
4	だれもがとどえる場づくり、出会って交流、あらたな「気づき」が生まれる
5	学びを育む機会づくり、気づいて行動、まちが変わる
6	道路、公園、建物を活かす総合的な運用やサービス提供
7	手に入れやすく、分かりやすく、使いやすい情報の輪
8	みんながうれしい、商店街でハートフルなおもてなし
9	いざというときにも安全安心。ふれあいのまち
10	気楽にお出かけ。行きたいところへ、行きたいときに
11	歩きやすい、歩きたくなる道づくり
12	また来たくなる、楽しめる公園づくり
13	駅はまちの中心。駅からはじまる福祉のまちづくり
14	人と自転車が共存し、仲良くできるまちづくり
15	行きやすい、入りやすい、使いやすい建物や施設づくり
16	建物や施設のつながりに配慮して、まち全体をバリアフリーに

### 3-3 計画の展開方法

#### 3-3-1 基本方針と計画事業

計画事業は16の基本方針に基づき、練馬区が総合的に施策を展開するための分野別に定めた事業です。

※ 番号前に「◎」のついている事業は、「3-3-2 重点事業を選ぶ上での考え方」に基づき、抽出した重点的に取り組む事業です。

基本方針		計画事業	
1 多様な区民の意見を取り入れ、利用する人の視点によるものづくり・仕組みづくり	…>	◎ 1 福祉のまちづくりサポーター育成事業 ◎ 2 福祉のまちづくりを推進する区民協議会の運営	
2 区民と区はパートナーとして互いに尊重し、協働して福祉のまちづくりを推進する	…>	3 練馬区 NPO 活動支援センターの運営 ◎ 4 福祉のまちづくりパートナーシップ区民活動支援事業 ◎ 5 ユニバーサルデザイン推進ひろばの運営 ◎ 6 地域福祉パワーアップカレッジねりま事業 7 非営利地域福祉活動支援事業 8 地域福祉活動団体交流会の運営	
3 取組を着実に進め、改善を続ける	…>	◎ 9 福祉のまちづくり総合計画事務 ◎ 2 福祉のまちづくりを推進する区民協議会の運営(再掲)	
4 だれもがとどえる場づくり、出会って交流、あらたな「気づき」が生まれる	…>	10 高齢者センター・敬老館(室)に係る事業 11 いきがいデイサービス事業 12 食のほっとサロン事業 13 認知症介護家族支援事業 ◎ 14 身近なまちのつどいの場推進事業 ◎ 15 相談情報ひろば事業の実施 16 障害者地域生活支援センター運営事業 ◎ 4 福祉のまちづくりパートナーシップ区民活動支援事業(再掲)	
5 学びを育む機会づくり、気づいて行動、まちが変わる	…>	17 地域の国際交流の推進事務 18 職員の能力開発に関する事業 ◎ 19 練馬区福祉のまちづくりの担い手育成・研修事業 20 人権啓発事業 ◎ 21 福祉のまちづくり施設運営・管理研修の実施 22 地域福祉入門セミナーの運営 23 認知症予防の啓発と地域活動の育成支援事業 24 認知症支援事業 25 障害者施設の地域への開放事業 26 民間障害者自立支援(通所)施設に対する補助事業 27 手話講習会事業 28 点字教室事業 ◎ 29 自転車運転免許制度の推進 30 福祉教育の推進事業 31 教職員の研修事業 32 総合的な学習の時間を活用した福祉教育実施事業 33 人権学習の推進事業 ◎ 1 福祉のまちづくりサポーター育成事業(再掲) ◎ 6 地域福祉パワーアップカレッジねりま事業(再掲)	

基本方針	計画事業
<p>6 道路、公園、建物を活かす総合的な運用やサービス提供</p>	<p>34 練馬庁舎維持管理事務  35 石神井庁舎維持管理事務  ◎ 36 建物利用ガイドの作成事務  37 地区区民館管理運営事務  38 敬老館の管理運営事務  39 福祉園、福祉作業所などの利用者に対する支援および運営事業  40 福祉連携緑化事業  41 不法看板等対策事業  42 学校施設の維持管理事務  43 スポーツ施設の維持管理事務（総合体育館、運動場、地域体育館、プールを含む）  ◎ 21 福祉のまちづくり施設運営・管理研修の実施(再掲)</p>
<p>7 手に入れやすく、分かりやすく、使いやすい情報の輪</p>	<p>◎ 44 情報提供のユニバーサルデザインガイドライン作成・普及事業  45 ホームページの発信に関する事業  46 「わたしの便利帳」等広報刊行物の編集および発行事業  47 「区報ねりま」等広報紙等の編集および発行事業  48 区長との懇談会事業  49 区政モニター事業  50 区政に対する意見および要望等への回答等事務  51 区民意識意向調査事業  52 福祉情報地図作成事務  ◎ 53 気軽に利用できるトイレ情報の集約・発信事務  ◎ 54 気軽に利用できるトイレの表示普及事業  55 「高齢者の生活ガイド」の作成事務  56 「障害者福祉のしおり」の作成事務  57 手話通訳者の派遣事務  58 要約筆記者の派遣事務  ◎ 36 建物利用ガイドの作成事務(再掲)</p>
<p>8 みんながうれしい、商店街でハートフルなおもてなし</p>	<p>◎ 59 商店街における自転車駐車場の整備推進事業  60 商店街活性化計画策定支援事業  61 いきいき商店街支援事業補助金事業  62 福祉のまちづくり整備助成金事業  ◎ 54 気軽に利用できるトイレの表示普及事業(再掲)</p>
<p>9 いざというときにも安全安心。ふれあいのまち</p>	<p>63 防災訓練事業  64 区民防災組織の指導・育成事業  ◎ 65 災害時要援護者の避難支援の検討、避難訓練の実施  66 防犯・防火の意識啓発に関する事業  67 防犯・防火情報の提供事業  68 地域安全対策パトロール事業</p>

基本方針		計画事業	
10 気楽にお出かけ。行きたいところへ、行きたいときに	…>		69 福祉有償運送支援事業 70 社会福祉協議会のチェアキャブ運行事業の助成事務 71 車いす等の貸与事務 72 高齢者リフト付福祉タクシー事務 73 障害者のリフト付福祉タクシー事務 74 障害者の福祉タクシー事務 75 みどりバスに関する事業
11 歩きやすい、歩きたくなる道づくり	…>		76 道路新設改良工事等の設計事務 77 快適なみちづくり事業 ◎ 78 福祉のまちづくり推進特定経路の検討と推進事業 ◎ 79 安心して歩ける道づくり事業 80 生活幹線道路等整備事業 81 街路新設改良事業 41 不法看板等対策事業(再掲)
12 また来たくなる、楽しめる公園づくり	…>	◎	82 公園新設事業 83 公園改修事業 40 福祉連携緑化事業(再掲)
13 駅はまちの中心。駅からはじまる福祉のまちづくり	…>	◎	84 駅周辺地区の整備事業 ◎ 85 福祉のまちづくり推進地区の検討と推進事業 ◎ 86 スムーズな乗り換えの実現事業
14 人と自転車が共存し、仲良くできるまちづくり	…>	◎	87 自転車駐車場設置事業 88 放置自転車対策事業 89 自転車駐車場の付置義務事務 ◎ 29 自転車運転免許制度の推進(再掲) ◎ 59 商店街における自転車駐車場の整備推進事業(再掲)
15 行きやすい、入りやすい、使いやすい建物や施設づくり	…>	◎	◎ 90 「だれでもトイレ」の整備事業 ◎ 91 既存の公共施設の改修時におけるユニバーサルデザインの推進 92 区民施設等建設・改修事業 93 学校施設等建設・改修事業 94 児童館・保育園等の建設計画事務 95 住宅修築資金融資あっせん事業 96 区営住宅改善事務 97 学校施設の改築事業 98 スポーツ施設の建設計画事業 ◎ 21 福祉のまちづくり施設運営・管理研修の実施(再掲) 62 福祉のまちづくり整備助成金事業(再掲)
16 建物や施設のつながりに配慮して、まち全体をバリアフリーに	…>	◎	99 区内各地区の整備事業 100 地区計画の計画管理事業 ◎ 85 福祉のまちづくり推進地区の検討と推進事業(再掲)

### 3-3-2 重点事業を選ぶ上での考え方

これまで、アクションプランとして、12の行動計画のもと、福祉のまちづくり活動を展開してきました。現在までの福祉のまちづくりの成果と課題を踏まえ、この計画における16の基本方針の実現に向けて、各計画事業の効果的な推進・連携を図るため、分野別計画事業の中から、以下の考え方に基づき、特に重点的に取り組む事業(重点事業)を定めます。

#### ■ 重点事業を選ぶ上での考え方

- 1 福祉のまちづくりを区民と区が協働で推進する
- 2 福祉のまちづくりを担う人材育成を推進する
- 3 身近に誰もが気軽に外出できる場をつくる
- 4 安心して使えるトイレを区内に増やす
- 5 わかりやすい情報・案内づくりを推進する
- 6 既存の建物のユニバーサルデザインを推進する
- 7 各施設の連続性を確保し、面的な整備を推進する

## 4章 福祉のまちづくり実現に向けた取組

### 4-1 重点事業

#### 1 福祉のまちづくりを区民と区が協働で推進する

福祉のまちづくりの実現にあたっては、区民と区が協働で継続的に推進する体制と、福祉のまちづくりの実効性を高めるための仕組みを整える必要があります。

「福祉のまちづくりを推進する区民協議会」「パートナーシップ区民活動支援」を継続するとともに、従来の200人モニターを、「福祉のまちづくりサポーター」として発展させるなどにより、区民が福祉のまちづくりに関心を持ち、声が反映され、行動できる仕組みを整えていきます。

分野別計画番号	事業名称
1	福祉のまちづくりサポーター育成事業
2	福祉のまちづくりを推進する区民協議会の運営
4	福祉のまちづくりパートナーシップ区民活動支援事業
5	ユニバーサルデザイン推進ひろばの運営
9	福祉のまちづくり総合計画事務

#### 2 福祉のまちづくりを担う人材を育成する

「ずっと住みたい やさしいまち」の実現のためには、建物のバリアフリー化など、ハード面の取組だけではなく、ソフト面の取組が必要です。その中でも、福祉のまちづくりを担う「ひと」づくりを進めることが重要です。

新たな「気づき」を持って福祉のまちづくりについて考え、行動できる職員を育成するため、「トータルマネジメントマニュアル」を活用した研修を行うなどの取組を充実するとともに、事業者を含めた区民の中から、多くの人材を生み出すための取組を推進していきます。

分野別計画番号	事業名称
5	ユニバーサルデザイン推進ひろばの運営（再掲）
6	地域福祉パワーアップカレッジねりま事業
18	福祉のまちづくりの担い手育成事業
21	福祉のまちづくり施設運営・管理研修の実施
29	自転車運転免許制度の推進
65	災害時要援護者の避難支援の検討、避難訓練の実施



### 3 身近に誰もが気軽に外出できる場をつくる

人々が気軽に安心して外出できる環境を実現することは福祉のまちづくりの大きなテーマの一つです。移動や施設におけるバリアフリーの取組は引き続き進められています。しかし、身近なまちに気軽に外出したくなるような目的がなければ、結局は外出しなくなってしまいます。

区は、身近なまちのつどいの場の開設・運営をめざす区民を支援するとともに、情報提供、相談、研修などの取組を充実していきます。

分野別計画番号	事業名称
4	福祉のまちづくりパートナーシップ区民活動支援事業（再掲）
14	身近なまちのつどいの場推進事業
15	相談情報ひろば事業の実施

### 4 安心して使えるトイレを区内に増やす

気軽に、安心して外出できる環境を整える上で重要な要素は外出先のトイレです。

また、平常時だけではなく、災害時など、いざというときには、小・中学校等の「だれでもトイレ」は、大切な設備になります。

公共施設や民間施設（公的施設や店舗など）の改修にあたって「だれでもトイレ」の整備促進を図るとともに、商店街や公共施設・民間施設などに働きかけて、そのトイレを誰もが利用できるようにし、また、外からもそのことがわかるようにする取組を推進していきます。

分野別計画番号	事業名称
53	気軽に利用できるトイレ情報の集約・発信事務
54	気軽に利用できるトイレの表示普及事業
90	「だれでもトイレ」の整備事業

## 5 わかりやすい情報・案内づくりを推進する

外出にあたって、移動手段や目的地に関わる情報は事前になくてもならないものです。情報をだれにとってもわかりやすく、受け取りやすいものとするため、区では情報提供の手段、表現・表示方法、色彩などに関わる指針を作成します。また、地域や商店街等による地図やガイド、利用案内などの取組を支援していきます。

分野別計画番号	事業名称
36	建物利用ガイドの作成事務
44	情報提供のユニバーサルデザインガイドライン作成・普及事業

## 6 既存施設のユニバーサルデザインを推進する

平成 22 年 10 月 1 日から練馬区福祉のまちづくり推進条例が施行されました。これによって新たに建てられる一定規模以上の建築物等の施設は、条例によって定められる整備基準を満たすことが義務付けられました。

それ以外の施設や既存の施設についても、すべての人が安全かつ円滑に利用するための必要な措置を講じるよう努めることとされています。

そのためには、設備のバリアフリー化を図ることだけではなく、誰もが利用しやすい施設の管理・運営を行なうために、施設を管理する職員にも、多様な要望に「気づき」、自ら考え、行動することが求められます。

区は、道路や公園、建物など施設のユニバーサルデザインをめざした取組を推進していくとともに、施設管理者研修を実施し、事業者などによる取組を支援していきます。

分野別計画番号	事業名称
21	福祉のまちづくり施設運営・管理研修の実施（再掲）
83	公園改修事業
91	既存の公共施設の改修時におけるユニバーサルデザインの推進

## 7 各施設の連続性を確保し、面的な整備を推進する

鉄道駅、道路、公園、公共建築物のバリアフリー化はそれぞれ進められ、一定の成果をあげています。しかし、各施設は個別に整備され、維持管理や運用もそれぞれの主体が個別に実施しています。それぞれの施設のバリアフリー化は進んでいても、それぞれの施設をつなぐ経路が円滑化されていないため、結果として各施設が利用できない、あるいは利用しにくい状況が起きています。

区は、地域単位でのユニバーサルデザインの取組を推進し、各施設の連続性を確保し、面的な整備を推進します。また、事業者などによるユニバーサルデザインの取組を支援するとともに、それをつなぐ道路等の他の事業との連携を図っていきます。

まちをどのような人でも安心して利用できるようにするためには、実際に様々な立場の人の利用に気を配る必要があります。まちのユニバーサルデザインを推進していくにあたっては、様々な立場の人びとの意見や提案を反映させる仕組みを整えていきます。

分野別計画番号	事業名称
59	商店街における自転車駐車場の整備推進事業
78	福祉のまちづくり推進特定経路の検討と推進事業
79	安心して歩ける道づくり事業
85	福祉のまちづくり推進地区の検討と推進事業
86	スムーズな乗り換えの実現事業

## 計画の体系

### 目標

ずっと住みたい やさしいまち

### 基本理念

#### 【共感】

利用者の立場で  
考えます

#### 【協働】

区民と協働して  
取組ます

#### 【推進】

着実な実施、継続的な発展を  
推し進めます

### 基本方針

### 取組

【ひとの視点】  
ともに理解を深める  
「気づき」の  
輪を広げる視点

16の基本方針

【ソフトの視点】  
豊かな暮らしを支える  
環境を整える視点

【ハードの視点】  
ともに暮らせるやさしい  
空間をつくる視点

3つの視点に基づき  
取組を推進

#### ■重点事業を選ぶ上での考え方

- 1 福祉のまちづくりを区民と区が協働で推進する
- 2 福祉のまちづくりを担う人材育成を推進する
- 3 身近に誰もが気軽に外出できる場をつくる
- 4 安心して使えるトイレを区内に増やす
- 5 わかりやすい情報・案内づくりを推進する
- 6 既存の建物のユニバーサルデザインを推進する
- 7 各施設の連続性を確保し、面的な整備を推進する

重点事業を選ぶ上での考え方に基づき  
計画事業から重点事業を抽出

#### ■計画事業(分野別)

16の基本方針に基づき、  
練馬区が総合的に施策を  
展開するための分野別計画事業

## 16の基本方針

1. 多様な区民の意見を取り入れ、 利用する人の視点によるもの づくり・仕組みづくり	2. 区民と区はパートナーとして 互いに尊重し、協働して福祉の まちづくりを推進する	3. 取組を着実に進め、改善を続け る	4. だれもがとどえる場づくり、出 会って交流、あらたな「気づき」 が生まれる
5. 学びを育む機会づくり、気づい て行動、まちが変わる	6. 道路、公園、建物を活かす総合 的な運用やサービス提供	7. 手に入れやすく、分かりやす く、使いやすい情報の輪	8. みんながうれしい、商店街で ハートフルなおもてなし
9. いざというときにも安全安心。 ふれあいのまち	10. 気楽にお出かけ。行きたいとこ ろへ、行きたいときに	11. 歩きやすい、歩きたくなる道づ くり	12. また来たくなる、楽しめる公園 づくり
13. 駅はまちの中心。駅からはじま る福祉のまちづくり	14. 人と自転車が共存し、仲良くで きるまちづくり	15. 行きやすい、入りやすい、使い やすい建物や施設づくり	16. 建物や施設のつながりに配慮 して、まち全体をバリアフリー に

## 4-2 基本方針に基づく計画事業

### 1 多様な区民の意見を取り入れ、使う人の視点によるものづくり・仕組みづくり

- この基本方針は、福祉のまちづくりを利用者の立場で考え推進することを示すものです。
- 福祉のまちづくりを進めるにあたっては、まち歩きやヒアリングなどを通じ、互いに理解し気づくことが第一歩となります。「つくる人」、「管理する人」、「利用する人」が、早い段階から一緒に問題を考えることが重要になります。そのうえで「利用する人」も課題解決の責任を担い、利用者同志のコミュニケーションから、利用のマナーや運用の問題を解決していきます。
- 構想、設計や計画、運用管理の各段階で施設や事業を利用する人の意見を反映させる機会を設け、利用する人の視点を踏まえて、事業を進めていきます。

番号	事務事業名 取組の概要	所管課	現状値・目標値	
			平成 22 年度	平成 27 年度
◎ 1	福祉のまちづくりサポーター育成事業 →様々な立場の人々や福祉のまちづくりに関心のある区民、有識者等を福祉のまちづくりサポーターとして登録し、練馬区の福祉のまちづくりに係るネットワークを広げる。	福祉部経営課	「福祉のまちづくり 200 人モニター」から変更	福祉まちづくりサポーター 500 人
◎ 2	福祉のまちづくりを推進する区民協議会の運営 →区民、有識者等により組織し、区内の福祉のまちづくりの取組の進捗状況を確認し、区民の取組の表彰や、課題となるテーマに係る協議、提言により、福祉のまちづくりの普及・啓発を図る。	福祉部経営課	第 1 期(平成 18 年度、19 年度) 第 2 期(平成 20 年度、21 年度)  各期、年間 3 回程度協議会を開催	第 3 期、第 4 期の実施 (年間 3 回程度)

※番号欄に「◎」のついている事業は、「4-1 重点事業を選ぶ上での考え方」に基づき抽出した重点的に取り組む事業です。

## 2 区民と区はパートナーとして互いに尊重し、協働して福祉のまちづくりを推進する

- この基本方針は、福祉のまちづくりを推進する上で、区民と区が協働することを示すものです。
- 身近な地域での課題は、区民と区との協働や情報の共有が大切です。区民の持つ資源（マンパワー、新しい手法、技術、ネットワーク等）と区の持つ資源（技術、財源、場所等）を効果的に活かします。
- 区民の活動、発意を応援します。

番号	事務事業名 取組の概要	所管課	現状値・目標値	
			平成 22 年度	平成 27 年度
3	練馬区NPO活動支援センターの運営 →NPO、ボランティアなどの地域活動団 体を対象に活動や運営の支援を行う とともに、団体と区との協働を推進 するための中間支援を行う。	地域振興課	相談事業、情報 受発信・団体間 ネットワークの 構築事業、人材 確保・育成事業、 講座・イベント 実施事業 協働を事業推進 するための中間 支援事業の検 討・一部実施	継続  中間支援事業の 充実
◎ 4	福祉のまちづくりパートナーシップ区 民活動支援事業 →福祉のまちづくり総合計画の基本方 針及び重点施策の実現のために、区 民自ら主体となって発意し、行政を パートナーとして実施する活動企画 を募集し、支援する。	福祉部経営課	福祉のまちづく りパートナーシ ップ区民活動支 援事業助成対象 団体数 延べ 77 団体	福祉のまちづく りパートナーシ ップ区民活動支 援事業助成対象 団体数 延べ 152 団体
◎ 5	ユニバーサルデザイン推進ひろばの運 営 →区民とともに福祉のまちづくりを推 進するため、区民等が気軽に立ち寄 り、ユニバーサルデザインについて 学び、相談し、支援を受けられるよ うにする。	福祉部経営課 建築課	平成 22 年開設 事業一部実施	本格実施
◎ 6	地域福祉パワーアップカレッジねりま 事業 →地域福祉を担う人材の育成などをめ ざし、常設の学びの場を開設、運営 する。	福祉部経営課	1～4 期 入学 1, 2 期 卒業 卒業生、在学 生の地域活動(7 割 程度)	1～9 期 入学 1～7 期 卒業 卒業生、在学 生の地域活動(7 割 程度)
7	非営利地域福祉活動支援事業 →区民の相互扶助に基づく在宅福祉サ ービスの振興を図るため、非営利の 福祉活動を行う民間団体に対して、 経費の一部を助成する。	福祉部経営課	16 団体	充実

番号	事務事業名 取組の概要	所管課	現状値・目標値	
			平成 22 年度	平成 27 年度
8	地域福祉活動団体交流会の運営 →地域福祉活動を行っている団体間の ネットワークを強化し、また、情報 交換などを行う機会を提供するた め、交流会を開催する。	福祉部経営課	年 1 回の開催	充実

※番号欄に「◎」のついている事業は、「4-1 重点事業を選ぶ上での考え方」に基づき抽出した重点的に取り組む事業です。



### 3 取組を着実に進め、改善を続ける

- この基本方針は、福祉のまちづくりを推進する上で、取組を着実に進め、改善を続けることを示すものです。
- 行政の中に横断的、一体的な推進体制をつくる必要があります。
- 計画、実施、評価、反映のプロセスを繰り返し、改善を続けます。
- 個々の取組の経験や情報を蓄積し、多様な関係者の連携を強化します。できることから柔軟に取り組み、改善を続けます。

番号	事務事業名 取組の概要	所管課	現状値・目標値	
			平成 22 年度	平成 27 年度
◎ 9	福祉のまちづくり総合計画事務 →福祉のまちづくり総合計画の策定（見直し）と計画の実施状況の評価など、福祉のまちづくりの総合調整を行う。また、福祉のまちづくりの考え方を広めるための普及啓発事業を実施する。	福祉部経営課	福祉のまちづくり総合計画の見直し	評価 計画の見直し (平成 27 年)
◎ 2 再	福祉のまちづくりを推進する区民協議会の運営（再掲） →区民、有識者等により組織し、区内の福祉のまちづくりの取組の進捗状況を確認し、区民の取組の表彰や、課題となるテーマに係る協議、提言により、福祉のまちづくりの普及・啓発を図る。	福祉部経営課	第 1 期(平成 18 年度、19 年度) 第 2 期(平成 20 年度、21 年度)  各期、年間 3 回程度協議会を開催	第 3 期、第 4 期の実施 (年間 3 回程度)

※番号欄に「◎」のついている事業は、「4-1 重点事業を選ぶ上での考え方」に基づき抽出した重点的に取り組む事業です。

#### 4 だれもがつどえる場づくり、出会って交流、あらたな「気づき」が生まれる

- この基本方針は、だれもがつどえる場を設け、高齢者や障害のある方、子育て中の方などが外出し、人々の出会い、交流の機会を増やしていくことをめざすものです。
- 少子高齢化が進む中、地域や社会との関わりが減ることにより、外出をためらい、孤立してしまうケースが見られます。
- 外出する機会を身近に増やすことにより、地域の人々との交流が生まれ、孤立化を防ぐことができるとともに、困っている方に対する理解や配慮、地域の見守りの輪が広がる可能性も高まります。
- 出かけたくなる場所を一つでも持てるように、身近な地域をはじめ、だれもが気軽につどえる場を増やしていくことが求められています。
- 区は、区民等によって行われるこのような場づくりを積極的に支援していきます。

番号	事務事業名 取組の概要	所管課	現状値・目標値	
			平成 22 年度	平成 27 年度
10	高齢者センター・敬老館（室）に係る事業 →60 歳以上の高齢者に憩いの場を提供するとともに、各種事業を実施することにより、いきがづくりや介護予防を推進する。	地域振興課 高齢社会対策課	登録者数 14,077 人 (22 年 3 月末時点)	22,000 人 (26 年度)
11	いきがいデイサービス事業 →虚弱・閉じこもりがちな高齢者が外出の機会を持ち、他人と交流しながら、趣味活動や健康保持活動に参加することで要介護状態にならないようにする。	高齢社会対策課	実施か所数 33 か所	継続実施
12	食のほっとサロン事業 →高齢者の閉じこもりや孤食を防ぎ、健康維持と地域交流を促進するために、会食の提供や口腔ケアなど食に関する支援を行う。	高齢社会対策課	実施か所数 14 か所	充実
13	認知症介護家族支援事業 →認知症介護家族の孤立を防ぎ、ストレスなど介護の負担の軽減を図るために、介護家族の学習と交流会を開催し、介護家族の会（つどい）の立ち上げや運営支援を行う。また、会の運営を支援する介護家族パートナーの育成支援を行う。	高齢社会対策課	介護家族の会 8 団体  介護家族パートナー 19 人	充実

番号	事務事業名 取組の概要	所管課	現状値・目標値	
			平成 22 年度	平成 27 年度
◎ 14	身近なまちのつどいの場推進事業 →身近なまちのつどいの場の開設や運営に関するガイドを作成し、立ち上げ支援、運営等の相談、研修等による支援を行うことにより、身近な地域に気軽に外出し、立ち寄れる場所づくりを推進、増加をめざす。	福祉部経営課	新規事業	ガイドの作成、発行、普及
◎ 15	相談情報ひろば事業の実施 →地域の高齢者・障害者・子育て家庭などの相談に応じ、必要な情報を提供しながら地域交流を深める。	福祉部経営課	常設型 3ヶ所 週1型 6ヶ所	充実 (平成 26 年度末 常設 6ヶ所)
16	障害者地域生活支援センター運営事業 →地域と連携して事業を実施する等地域との交流を行います。また、障害理解を深めるために、講座等の啓発活動を行う。	障害者施策推進課	実施	充実
◎ 4 再	福祉のまちづくりパートナーシップ区民活動支援事業（再掲） →福祉のまちづくり総合計画の基本方針及び重点施策の実現のために、区民自ら主体となって発意し、行政をパートナーとして実施する活動企画を募集し、支援する。	福祉部経営課	福祉のまちづくりパートナーシップ区民活動支援事業助成対象団体数 延べ 77 団体	福祉のまちづくりパートナーシップ区民活動支援事業助成対象団体数 延べ 152 団体

※番号欄に「◎」のついている事業は、「4-1 重点事業を選ぶ上での考え方」に基づき抽出した重点的に取り組む事業です。

## 5 学びを育む機会づくり、気づいて行動、まちが変わる

- この基本方針は、区民、区の職員すべての人が「福祉のまちづくり」に対する理解を深め、行動していくことをめざすものです。
- だれもがともに暮らしやすいまちにするためには、高齢者や障害のある方、外国人など多様な区民が出会い、日常からともに生活することを通じて、多様な暮らし方や考えがあることに「気づき」、互いの理解を深め、行動していくことが求められます。
- 「福祉のまちづくり」に関する普及活動には、「出会う＝福祉のまちづくりの考え方に会う」、「学ぶ＝福祉のまちづくりに関する知識や技術を学ぶ」、「行動する＝福祉のまちづくりを進めるために行動をする」の3つのステップが考えられます。
- 区は、それぞれに対応した多様な「場づくり」を提供するとともに、区民等によって行われる場づくりを支援するなどの「状況づくり」を進めていきます。
- 特に、多くの区民が学校や地域団体など身近な場面において「福祉のまちづくり」を考え、そして行動を変えていくきっかけとなる「気づき」の場をつくることが重要です。

番号	事務事業名 取組の概要	所管課	現状値・目標値	
			平成 22 年度	平成 27 年度
17	地域の国際交流の推進事務 →国際理解を深め、様々な国の人々が共生する社会をつくるため、交流会、各種講座、相談事業等を実施する。	文化国際課	交流会等参加者数 863 人 (平成 21 年度実績)	交流会等参加者数 920 人
18	職員の能力開発に関する事業 →練馬区職員のあるべき姿「地域行政のプロとして自ら考え行動する職員」を育成する。	人材育成課	「練馬区職員人材育成基本方針」に基づく各種研修を実施する。	「練馬区職員人材育成基本方針」に基づく各種研修を充実させる。
◎ 19	練馬区福祉のまちづくりの担い手育成・研修事業 →多様な区民（障害者、高齢者、子育て中の方など）との交流や体験学習などを通じ、練馬区の福祉のまちづくりを担う職員を育成する。	人材育成課 福祉部経営課 建築課	新規事業	研修実施 区職員（福祉のまちづくりサポーター）150 人
20	人権啓発事業 →人権啓発事業を通じて、人権尊重意識の普及を図る。	人権・男女共同 参画課	人権を意識しながら生活している人の割合（平成 20 年度区民意識意向調査） 65.9%	人権を意識しながら生活している人の割合（平成 25 年度区民意識意向調査） 70.0%

番号	事務事業名 取組の概要	所管課	現状値・目標値	
			平成 22 年度	平成 27 年度
◎ 21	福祉のまちづくり施設運営・管理研修の実施 →これまでに作成した建物トータルマネジメントマニュアルを活用し、公共施設の施設運営・管理に携わる職員、委託事業者を対象に、施設の運営・管理研修を実施し、だれもが使いやすい施設整備、情報およびサービス提供をめざす。	施設管理課 福祉部経営課 建築課	一部実施	施設管理研修内容の1つとして実施(充実)
22	地域福祉入門セミナーの運営 →地域福祉に関心のあるものを対象に、活動に参加するきっかけづくりの場として、「地域福祉入門セミナー」を開催する。	福祉部経営課	年2回の開催	充実
23	認知症予防の啓発と地域活動の育成支援事業 →講演会や認知症予防を地域で広める活動を行う認知症予防推進員を高齢者団体などに派遣してミニ講座を実施する。また、認知症予防に効果的な生活習慣を身につけるための地域型予防プログラムを実施し、終了後も地域で活動の継続ができるよう支援する。	高齢社会対策課	認知症予防プログラム修了後の自主活動グループ数	充実
24	認知症支援事業 →認知症を正しく理解し、早期発見・治療、適切な対応を図るとともに、認知症の人や家族を支援する人材を育成する等、住み慣れた地域で認知症の人や家族が安心して暮らし続けることのできる地域づくりを推進する。	高齢社会対策課	認知症サポーター養成講座5回 (22年度末現在目標認知症サポーター5,100人)	充実
25	障害者施設の地域への開放事業 →障害者施設を広く区民に利用してもらうことによって、施設利用の公平性を高める。	障害者施策推進課	目的外使用実施 福祉園6ヶ所 活動交流室併設 福祉園1ヶ所	目的外使用実施 福祉園6ヶ所 活動交流室併設 福祉園1ヶ所 生活寮1ヶ所
26	民間障害者自立支援(通所)施設に対する補助事業 →民間の障害者施設(通所)への運営費を助成する。各施設での施設公開、お祭り、バザー等の実施により地域との交流を深める。	障害者施策推進課	障害者が主体となり、各施設が地域交流の発信地となるような事業を企画・実施している。	内容の充実

番号	事務事業名 取組の概要	所管課	現状値・目標値	
			平成 22 年度	平成 27 年度
27	手話講習会事業 →手話によるボランティアの育成および手話通訳者の養成を行うとともに、中途失聴者・難聴者に対する手話の習得を図る。	障害者サービス調整担当課	初級・中級・上級・失聴者いずれも昼と夜のクラス。通訳養成は夜のみ 定員 計 285 名 年 44 回実施	初級・中級・上級・失聴者・通訳養成いずれも昼と夜のクラス 定員 計 300 名 年 44 回実施
28	点字教室事業 →視覚障害者に点字を指導し、点字を習得することで情報が得やすくなる等、視覚障害者の生活を豊かにする。	障害者サービス調整担当課	定員 20 名（障害者とボランティア合わせて） 年 14 回実施	定員 20 名（障害者とボランティア合わせて） 年 20 回実施
◎ 29	自転車運転免許制度の推進 →小学校 3 年生以上の児童の自転車運転免許取得（自転車利用講習）をめざし、学校カリキュラムに積極的に取り入れ、安全な自転車利用を普及する。	交通安全課 教育指導課	53 校実施 4,828 名が取得	全校講習実施
30	福祉教育の推進事業 →身近な社会に関心を向け、誰もが住みやすい「思いやりがあふれるまち」を児童・生徒が考えるきっかけをつくるため、日常生活の中で他者の生活にも関心をもち、お互いの生活を支えあい、相互の個性を尊重する社会づくりの機会を提供する。	教育指導課	各教科・領域のねらいにせまる中で、福祉教育の目標や内容を踏まえた学習内容を取り入れるなどして、福祉教育の充実に努めている。	現在の取組を継続する。
31	教職員の研修事業 →学校経営、指導法、児童・生徒理解等について研修を重ね、教育公務員としての職責を遂行する。	教育指導課	福祉教育を含めた教育課題にかかわる研修会を実施し、教員の指導力向上を図っている。	現在の取組を継続する。
32	総合的な学習の時間実施事業 →児童生徒、学校および地域の実態に応じて学習内容を設定できる総合的な学習の時間において、福祉教育にかかわる内容を適切に設定していく。	教育指導課	福祉的な内容を授業に取り入れている学校数 小学校 28 校 中学校 11 校 ※「平成 21 年度特色ある学校づくり推進経費のまとめ」より	継続
33	人権学習推進事業 →現代社会における様々な人権問題に関する学習を、生涯各期にわたって推進する。	生涯学習課	生涯各期に応じた内容の講座の開催（15 講座）	生涯各期に応じた内容の講座の開催（15 講座）

番号	事務事業名 取組の概要	所管課	現状値・目標値	
			平成 22 年度	平成 27 年度
◎ 1 再	福祉のまちづくりサポーター育成事業 →様々な立場の人々や福祉のまちづくりに関心のある区民、有識者等を福祉のまちづくりサポーターとして登録し、練馬区の福祉のまちづくりに係るネットワークを広げる。	福祉部経営課	「福祉のまちづくり 200 人モニター」から変更	福祉まちづくりサポーター 500 人
◎ 6 再	地域福祉パワーアップカレッジねりま事業（再掲） →地域福祉を担う人材の育成などをめざし、常設の学びの場を開設、運営する。	福祉部経営課	1～4 期 入学 1, 2 期 卒業 卒業生、在学生の地域活動(7 割程度)	1～9 期 入学 1～7 期 卒業 卒業生、在学生の地域活動(7 割程度)

※番号欄に「◎」のついている事業は、「4-1 重点事業を選ぶ上での考え方」に基づき抽出した重点的に取り組む事業です。

## 6 道路、公園、建物を活かす総合的な運用やサービス提供

- この基本方針は、道路、公園、建物をだれもがより利用しやすくするために、道路、公園、建物の運用や管理について示すものです。
- 道路、公園、建物のハード面の整備だけでは、だれもが使いやすくなったとはいえません。
- 建物については、案内表示や情報提供、人によるサービス、使いやすく配慮された家具配置や備品の選定など施設運用も大切な要素です。また、道路、公園については、整備後も誰もが安心・安全に利用できるように、植栽や施設の適切な管理、障害物等の撤去や清掃・美化等の維持管理も大切な要素です。
- このような運用のマネジメントの重要性を認識し、道路、公園、建物の望ましい状態を実現していきます。
- なお、こうした運用やサービスの取組がハード面の整備をしないことを正当化する手段とならないよう、ハード面の補完ではなく、ハード整備をしたうえで、さらに、「みんなが使いやすいよう」にする手段として提案しています。具体的には、「運用・管理の視点」、「人によるサービス」、「使い方・従業員・管理者研修」など、道路、公園、建物を利用するうえでの「もう一工夫」を皆で考える取組などが考えられます。

番号	事務事業名 取組の概要	所管課	現状値・目標値	
			平成 22 年度	平成 27 年度
34	練馬庁舎維持管理事務 →誘導ブロックに明度差を付けるなど、引き続き来庁される区民の方が利用しやすい庁舎の管理に努める。	総務課	利用頻度の高い一般トイレから温水洗浄便座を設置	一般トイレの温水洗浄便座設置率を高める。また、庁舎内案内表示の更なる改善
35	石神井庁舎維持管理事務 →高齢者、障害者が利用しやすいようトイレの洋式化および洗浄便座機能化を図る。	総務課	洋式 26 台中 14 台。洗浄便座機能 26 台中 2 台	洋式 26 台中 26 台。洗浄便座機能 26 台中 14 台
◎ 36	建物利用ガイドの作成事務 →建物を利用する際、わかりやすい情報を提供するために、建物利用ガイドづくりマニュアルなどを活用し、建物利用ガイドを作成し、利便性の向上を図る。	施設管理課 福祉部経営課 建築課	新規	建物利用ガイドづくりマニュアルの活用 建物利用ガイド作成(5施設)



番号	事務事業名 取組の概要	所管課	現状値・目標値	
			平成 22 年度	平成 27 年度
37	地区区民館管理運営事務 →地域住民の相互交流および自主活動を推進するための事業、児童館に係る事業、敬老館に係る事業を実施する。 大規模改修にあわせ施設のバリアフリーを検討する。	地域振興課	参加しやすい事業の企画・実施、利用しやすい施設運営のため、地区区民館新任者研修等を実施。 大規模改修にあわせた施設のバリアフリー化 2 館	継続  6 館
38	敬老館の管理運営事務 →区立施設改修改築計画（平成 22 年度～平成 26 年度）に基づく大規模改修に合わせて施設のバリアフリー化を推進する。	高齢社会対策課	4 館大規模改修実施済	推進
39	福祉園、福祉作業所などの利用者に対する支援および運営事業 →運営協議会、利用者自治会等で意見を交換し、だれでも使いやすい施設をめざし改善を行う。	障害者施策推進課	運営協議会 年 2 回開催 利用者アンケート 年 1 回実施 利用者自治会 随時開催	充実
40	福祉連携緑化事業 →区内の公園や施設まわりの植栽に草花を増やし、その維持管理を福祉施設利用者を中心に地域のボランティア等が支えながら行っていく。	環境部みどり推進課	事業実施箇所 15 施設	事業実施箇所 20 施設
41	不法看板等対策事業 →公道上に掲出された不法看板を除却することにより、一般交通に支障をきたさないようにする。	道路公園課	違反広告物除却 協力員ボランティア 団体数 6 団体	違反広告物除却 協力員ボランティア 団体数 11 団体
42	学校施設の維持管理事務 →児童・生徒の必要に応じてバリアフリー整備を実施するとともに、大規模改修の際は地域住民の利用も考慮した改修に努める。	施設給食課	階段昇降機 小学校 14 校 中学校 4 校 車いす対応トイレ (だれでもトイレ含む) 小学校 39 校 中学校 22 校	推進

番号	事務事業名 取組の概要	所管課	現状値・目標値	
			平成 22 年度	平成 27 年度
43	<p>スポーツ施設の維持管理事務（総合体育館、運動場、地域体育館、プールを含む）</p> <p>→平成 21 年 3 月に策定した練馬区スポーツ振興基本計画に基づき、区民の誰もがそれぞれの体力や年齢・技術・興味・目的に応じて、スポーツに親しめるよう、安全で快適な場を提供し、個人・団体・大会利用者のための円滑な運営を行う。</p>	スポーツ振興課	スポーツ振興基本計画の着実な推進。	総合体育館の改築工事の着手および区立スポーツ施設の整備・充実を図る中で、施設のバリアフリー化など誰もが利用しやすい施設とするとともに、高齢者や障害者のための教室やイベントを開催してスポーツ活動の推進を図る。
◎ 21 再掲	<p>福祉のまちづくり施設運営・管理研修の実施</p> <p>→これまでに作成した建物トータルマネジメントマニュアルを活用し、公共施設の施設運営・管理に携わる職員、委託事業者を対象に施設の運営・管理研修を実施し、だれもが使いやすい施設整備、情報およびサービス提供をめざす。</p>	施設管理課 福祉部経営課 建築課	一部実施	施設管理研修内容の 1 つとして実施(充実)

※番号欄に「◎」のついている事業は、「4-1 重点事業を選ぶ上での考え方」に基づき抽出した重点的に取り組む事業です。

## 7 手に入れやすく、分かりやすく、使いやすい情報の輪

- この基本方針は、区民の生活に必要な情報の共有をめざすものです。
- だれもがともに暮らすことができる社会を実現するために、すべての区民が生活に必要な情報を共有することが求められます。
- 生活に必要な情報には「行政からの情報（福祉サービスを含む）」、「身近な地域における生活情報・ルールに関する情報」、「災害時の情報、事前の防災情報」などがあります。また、障害の有無などによる区民の多様なニーズに対応することが重要です。
- そこで、区は、適切かつ効果的な手段を用いた情報提供を行うとともに、情報提供の手段等について普及活動や支援を行っていきます。

番号	事務事業名 取組の概要	所管課	現状値・目標値	
			平成 22 年度	平成 27 年度
◎ 44	情報提供のユニバーサルデザインガイドライン作成・普及事業 →区や関係施設からの広報紙、チラシ、HP 等による情報提供をだれもがわかりやすく、受け取りやすくするため、情報提供の手段、表現・表示方法、色彩などに関わるガイドラインを作成する。	広聴広報課	新規事業	ガイドライン作成
45	ホームページの発信に関する事業 →区民が必要な情報を必要なときに入手できるように区政情報を積極的に発信し、区政への関心を高め、住民参加による区政運営を実現する。	広聴広報課	1 か月間の平均アクセス数 6,983,821 件 (平成 22 年 4 月～9 月)	1 か月間の平均アクセス数 8,000,000 件
46	「わたしの便利帳」等広報刊行物の編集および発行事業 →区民が必要なときに、サービスの概要・問い合わせ先を容易に調べることができるように便利帳を発行する。	広聴広報課	活用率 22.1% (平成 22 年度区民意識意向調査)	活用率 30%
47	「ねりま区報」等広報紙等の編集および発行事業 →区民の区政参加を促す区政情報を提供する。広報紙を編集・発行し、新聞折込・希望者への個別郵送・公共施設存置等で配布する。	広聴広報課	閲読度 62.9% (平成 22 年度区民意識意向調査)	閲読度 80%
48	区長との懇談会事業 →区政や地域の課題等について、区民と区長等が直接話し合うことにより、区民の区政への関心を高めるとともに、区政への参加・参画を促進する。	広聴広報課	懇談会の実施	懇談会の実施
49	区政モニター事業 →区政の課題等について区民の意向を把握し、区政を民主的、効率的に運営する。	広聴広報課	定数 300 名	定数 300 名

番号	事務事業名 取組の概要	所管課	現状値・目標値	
			平成 22 年度	平成 27 年度
50	区政に対する意見および要望等への回答等事務 →区政に対する意見・要望等を区政に反映し、区民参加による区政運営を実現する。	広聴広報課	受付意見・要望数 6,190 件 (21 年度実績)	受付意見・要望数 6,200 件以上
51	区民意識意向調査事業 →区政の課題等について、区民の意識や意向を統計的にとらえ、区政運営の基礎資料とする。	広聴広報課	調査対象数 1,500 名	調査対象数 1,500 名
52	福祉情報地図作成事務 →ボランティアによる外出に役立つ福祉情報地図の作成・配布する。	福祉部経営課	13 地区	地域の区民活動を支援し、地域に根ざした福祉情報地図を作成する。(20 地区)
◎ 53	気軽に利用できるトイレ情報の集約・発信事務 →公共施設および民間施設（公的施設や店舗など）のトイレに係る情報を集約し、だれでも安心して出かけられるまちをめざす。	福祉部経営課	新規	トイレ情報の発信（ホームページ、地域福祉情報誌等）
◎ 54	気軽に利用できるトイレの表示普及事業 →公共施設および民間施設（公的施設や店舗など）のトイレの利用提供の表示を働きかけ、だれでもが気軽に利用できるトイレを増やす。	福祉部経営課	22 件	充実 (70 件)
55	「高齢者の生活ガイド」の作成事務 →高齢者向けの保健・福祉サービスの概要・問い合わせ先を容易に調べることができるように生活ガイド冊子を発行する。	高齢社会対策課	発行冊数 24,000 冊	充実
56	「障害者福祉のしおり」の作成事務 →障害のある方が生活するうえで必要なサービスを検索しやすく、利用しやすくするため、しおりを発行する。	障害者施策推進課	隔年発行 1 万 5 千部発行	隔年発行
57	手話通訳者の派遣事務 →聴覚障害者の社会活動に手話通訳者を派遣してコミュニケーションの円滑化を図る。	総合福祉事務所	手話通訳者の派遣(延派遣回数) 区登録 1,700 回 センター登録 700 回 合計 2,400 回	手話通訳者の派遣(延派遣回数) 区登録 1,750 回 センター登録 750 回 合計 2,500 回
58	要約筆記者の派遣事務 →聴覚障害者の社会活動に要約筆記者を派遣してコミュニケーションの円滑化を図る。	総合福祉事務所	要約筆記の派遣 270 回(延派遣回数)	要約筆記の派遣 300 回(延派遣回数)

番号	事務事業名 取組の概要	所管課	現状値・目標値	
			平成 22 年度	平成 27 年度
◎ 36 再	建物利用ガイドの作成事務（再掲） →建物を利用する際、わかりやすい情報を提供するために、建物利用ガイドづくりマニュアルなどを活用し、建物利用ガイドを作成し、利便性の向上を図る。	施設管理課 福祉部経営課 建築課	新規事業	建物利用ガイドづくりマニュアルの活用 建物利用ガイドの作成(5施設)

※番号欄に「◎」のついている事業は、「4-1 重点事業を選ぶ上での考え方」に基づき抽出した重点的に取り組む事業です。

## 8 みんながうれしい、商店街でハートフルなおもてなし

- この方針は、身近な暮らしの場である商店街が、だれにでも安心して利用できることをめざすものです。
- 障害のある区民の方々にお聞きすると、多くの方が普段の買物や商店街の利用に不自由な思いをされ、商店街に訪れにくいと感じていることがわかりました。また、お店の配慮やサービスで、もっと買物がしやすくなるという声も多く聞かれました。
- 少子高齢社会が進行するなか、これまでの買物環境を不自由と感じる区民がますます増えることが予想されます。建物のバリアの多くは、サービスやさりげない配慮で補うことが可能です。
- 多様なお客様の立場で考える「おもてなしの気持ち」が、買物を楽しめる環境を広げ、日常的に商店街に出かける方が増えていくことのカギとなります。また、多様なニーズに応えるなかで、商店街が地域コミュニティの中核となり、新しいコミュニティビジネスを生み出す土壌となることも期待されます。
- 「理解と交流」「ハートフルなサービス」「ハートフルな建物改善」の3つの方向で取組を進めます。

番号	事務事業名 取組の概要	所管課	現状値・目標値	
			平成 22 年度	平成 27 年度
◎ 59	商店街における自転車駐車場の整備推進事業 →通勤・通学等の長時間利用者に加えて、買物客等の短時間利用者も利用しやすい自転車駐車場を整備することにより放置自転車の減少をめざす。	商工観光課 交通安全課	2 地区	充実
60	商店街活性化計画策定支援事業 →特色のある商店街づくりをめざした取組や商環境の変化に対応するための取組を支援することにより、活力ある魅力的な商店会づくりを促進する。	商工観光課	3 商店会	5 商店会
61	いきいき商店街支援事業補助金事業 →商店街の活性化を図るための事業に対して支援することにより、魅力的な商店街づくりを促進する。	商工観光課	5 事業	10 事業
62	福祉のまちづくり整備助成金事業 →既存の民間建築物（診療所、店舗、共同住宅等）のバリアフリー化を促進するために、改修の際に必要な費用の一部を助成する。	建築課	8 件 過去 5 年間の累計 35 件	15 件 5 年間の累計 60 件
◎ 54 再	気軽に利用できるトイレの表示普及事業（再掲） →公共施設および民間施設（公的施設や店舗など）のトイレの利用提供の表示を働きかけ、だれでもが気軽に利用できるトイレを増やす。	福祉部経営課	22 件	充実 (70 件)

※番号欄に「◎」のついている事業は、「4-1 重点事業を選ぶ上での考え方」に基づき抽出した重点的に取り組む事業です。

## 9 いざというときにも安全安心。ふれあいのまち

- この基本方針は、災害や犯罪に対して、安心できるまちづくりをめざすものです。
- 特に、高齢者や障害者は、いざというときに避難できるのか、安心して避難生活が送れるのかなどの不安を持って暮らしています。
- 「安心して暮らせるまち」とは、どこにいても人のつながりがあり、互いに助け合えることができるまちです。このような仕組みや気持ちのあることが、いざというときの安心につながります。
- そのためには、普段から人と人のふれあいが大切です。そのような機会の提供や団体の活動、市民の活動を支援していきます。

番号	事務事業名 取組の概要	所管課	現状値・目標値	
			平成 22 年度	平成 27 年度
63	防災訓練事業 →防災訓練を通して、災害時における区民・区民防災組織・区職員の防災実践力の向上、区および防災関係機関相互の協力体制の緊密化を図る。	防災課	活動が活発でない避難拠点の現状を洗い出し、活性化策を検討する。	全校数の90%以上の避難拠点で、防災訓練の実施をめざす。
64	区民防災組織の指導・育成事業 →大地震等の災害時に、地域住民による自主的な防災活動が展開される防災組織の育成を図る。	防災課	区民防災組織が行う自主的な防災活動に対する支援や、区民防災組織と連携した災害時要援護者対策の強化について検討する。	区民防災組織の主催による訓練、会議等の回数を前年度実績から5%ずつ増やすとともに、災害時要援護者を救うためのネットワークの拡大をめざす。
◎ 65	災害時要援護者の避難支援の検討、避難訓練の実施 →災害時要援護者名簿登録者を対象に、民生委員と地域との連携関係を強化し、自立した取組を推進するため、具体的な避難支援体制の構築や避難訓練の実施を支援する。	防災課	民生児童委員協議会との情報交換 地域懇談会の開催	充実
66	防犯・防火の意識啓発に関する事業 →啓発活動の実施、地域団体への支援、新たな地域連携への働きかけなどにより、自助（自分のことは自分で守る）・共助（地域のことは地域で守る）活動を支援し、地域の防犯・防火力を高める。	安全・安心担当課	地域防犯防火活動実施団体の登録数 280 団体	地域防犯防火活動実施団体の登録数 300 団体

番号	事務事業名 取組の概要	所管課	現状値・目標値	
			平成 22 年度	平成 27 年度
67	防犯・防火情報の提供事業 →区内で発生した犯罪や不審者等に関する情報および火災に関する情報をホームページや電子メールといった情報通信技術を活用して提供し、被害拡大の防止を図るとともに、地域の防犯・防火活動を支援する。	安全・安心担当課	ねりま安全・安心メール登録件数 15,000 件	ねりま安全・安心メール登録件数 18,000 件
68	地域安全対策パトロール事業 →青色回転灯を装備した区の安全・安心パトロールカーを使用し、地域の安全見守りのうち、自助、共助で担うことが困難な夜間の時間帯や、特に対策が必要な児童の見守りについて、区が直接パトロールを実施することで、区内の安全を確保していく。また、地域住民による地域パトロールへ安全・安心パトロールカーを貸し出すことにより、地域の防犯・防火活動を支援する。	安全・安心担当課	地域住民への安全・安心パトロールカーの貸出件数 470 件	地域住民への安全・安心パトロールカーの貸出件数 570 件

※番号欄に「◎」のついている事業は、「4-1 重点事業を選ぶ上での考え方」に基づき抽出した重点的に取り組む事業です。



## 10 気楽にお出かけ。行きたいところへ、行きたいときに

- この基本方針は、心身の状態や加齢により生活圏が狭められ、活動の選択肢が少なくなるという「見えないバリア」を取り除き、いつでも、どこへでも、気楽に出かけられるまちをめざすものです。
- 外出は、出発してから到着するまで、また、目的地で用事が終わるまで、一体的につながっているものです。
- バリアフリーに配慮した公共交通機関や移送サービスが増えているにもかかわらず、交通機関や施設が利用しにくいという声があります。改善が断続的な「点」でしかなく、「線」としてつながっていないこと、また、利用者が望む「活動」とつながっていないことが原因と考えられます。
- 通学、通勤、買物、文化活動など、社会を構成する一員として自由に行動できる環境づくりには、「身近な移動」全体をつなげる視点が必要です。
- 利便性の高い横断的な情報提供、移動手段と目的地の情報の一体的な提供、移送サービスの改善、タウンモビリティなど、点を線につなげる取組を検討していきます。

番号	事務事業名 取組の概要	所管課	現状値・目標値	
			平成 22 年度	平成 27 年度
69	福祉有償運送支援事業 →高齢者や障害者など、移動困難者を対象とする福祉有償運送の業務に従事する運転者の養成講習を実施する。	福祉部経営課	講習修了者 36 名	継続
70	社会福祉協議会のチェアキャブ運行事業の助成事務 →車いす利用者の社会参加の利便を図る。	障害者施策推進課	使用件数 720 件	使用件数 900 件
71	車いす等の貸与事務 →けがや疾病により、居宅で一時的に車いす等の介護用具の利用を必要とする区民に対し、区がこれを貸与することにより、利用者の利便を図る。	総合福祉事務所	6 か月を限度に貸与する。 車いす 延 588 台 介護用ベッド 延 450 台	車いす 延 588 台 介護用ベッド 延 450 台
72	高齢者リフト付福祉タクシー事務 →一般の交通手段を利用することが困難な車いす等を使用する高齢者の社会生活の利便を図る。	総合福祉事務所	リフト付タクシーの予約料・迎車料を支払う。 延 5,200 回	リフト付タクシーの予約料・迎車料を支払う。 延 5,500 回
73	障害者のリフト付福祉タクシー事務 →一般の交通手段を利用することが困難な車いす等を使用する障害者の社会参加の促進を図る。	総合福祉事務所	リフト付タクシーの予約料・迎車料を支払う。 延 11,500 回	リフト付タクシーの予約料・迎車料を支払う。 延 12,000 回
74	障害者の福祉タクシー事務 →外出困難な障害者の社会生活の利便を図るため、タクシー会社や NPO 団体と契約し、移送車両を供給する。	総合福祉事務所	福祉タクシー券月額 3,500 円を交付 5,450 人	福祉タクシー券月額 3,500 円を交付 5,400 人

番号	事務事業名 取組の概要	所管課	現状値・目標値	
			平成 22 年度	平成 27 年度
75	みどりバスに関する事業 →区民の移動しやすさの向上や公共公益施設の利便性増進を図るとともに、公共交通空白地域を改善する。	交通企画課	みどりバスの乗降人数(1便あたり平均) 19人 (見込み値)	みどりバスの乗降人数(1便あたり平均) 24人 ※26年度目標値

※番号欄に「◎」のついている事業は、「4-1 重点事業を選ぶ上での考え方」に基づき抽出した重点的に取り組む事業です。

## 11 歩きやすい、歩きたくなる道づくり

- この基本方針は、広い意味での「道（歩道・道路）」を対象とし、歩行者・車いす利用者の視点から見た安全で快適な道づくりをめざすものです。
- 「道」は目的地につながり、人と人をつなげます。また、「道」には移動だけではなく、散歩、休憩、考え事をする場所、人と出会い、まちの様々な情報を得る場となったり、景観を形づくったりする役割もあります。
- こうした意味で、利用したくなるような道がネットワークとして生活の中心にあることが大切です。また、利用したくなるような道づくりをすることが大切になります。
- 「利用しやすい道」といっても感じ方は人によって異なるとともに、利用しやすい道にするための要素はいろいろあります。
- このため、ユニバーサルデザインを意識するという意味を込め、「利用したくなる道づくり」を考え、実行していきます。

番号	事務事業名 取組の概要	所管課	現状値・目標値	
			平成 22 年度	平成 27 年度
76	道路新設改良工事等の設計事務 →安全で安心して利用できる道路等ができるようにする。	土木部計画課	新認定区道および区域変更路線の整備（6 路線）	新認定区道および区域変更路線の整備（10 路線）
77	快適なみちづくり事業 →道路の電柱が無くなり、歩行者横断部がバリアフリーとなって、安全で快適な歩行者空間が確保する。	土木部計画課	無電柱化整備延長 2.4km 歩行者横断部改良 20 箇所	無電柱化整備延長 3.1km 歩行者横断部改良 100 箇所
◎ 78	福祉のまちづくり推進特定経路の検討と推進事業 →新設あるいは拡幅整備、改修が予定されている都市計画道路や生活幹線道路、公園等について、周辺の公的施設の出入り口とあわせた整備を図り、各施設の連続性を確保した整備を推進する。	土木部計画課	—	対象路線の抽出整備
◎ 79	安心して歩ける道づくり事業 →あらゆる利用者にとって歩きやすい道を確保する。	土木部計画課	実施	整備
80	生活幹線道路等整備事業 →歩道と車道を分離することにより、交通の円滑化が図られ、歩行者が安全で安心して通行できるようにする。	特定道路課	6 路線 7 区間整備中	6 路線 7 区間整備完了。新たに 3 路線の整備着手。
81	街路新設改良事業 →交通機能を十分に確保しながら歩行者の安全を図り、併せて良好な住環境の形成をめざした街路整備を行う。	特定道路課	3 路線 4 区間整備中	4 路線 6 区間整備終了。新たに 3 路線 5 区間の整備着手。

番号	事務事業名 取組の概要	所管課	現状値・目標値	
			平成 22 年度	平成 27 年度
41 再	不法看板等対策事業（再掲） →公道上に掲出された不法看板を除却することにより、一般交通に支障をきたさないようにする。	道路公園課	違反広告物除却 協力員ボランティア団体数 6 団体	違反広告物除却 協力員ボランティア団体数 11 団体

※番号欄に「◎」のついている事業は、「4-1 重点事業を選ぶ上での考え方」に基づき抽出した重点的に取り組む事業です。

## 12 また来たくなる、楽しめる公園づくり

- この基本方針は、どのような公園についても共通する目標像を示し、だれもが楽しめる、憩いの場になる公園づくりをめざすものです。
- 公園は、その規模によりあるべき姿も変わってきますが、整備（設計）には、入り口の通りやすさなどの基準に加え、利用する人が楽しめ、また来たくなるように思いやりを持って取り組みます。
- また、公園内の設備（水飲みやトイレなど）は、現地の状況に対応するようなユニバーサルデザインの検討を行い、工夫していきます。
- このため、公園の整備にあたっては、地域の状況に合わせた利用の仕方などのソフト面も含め、利用者や地域の方とともに考えていきます。

番号	事務事業名 取組の概要	所管課	現状値・目標値	
			平成 22 年度	平成 27 年度
82	公園新設事業 →平成50年度までに区民一人当たりの都市公園面積が、6.0m <sup>2</sup> （練馬区みどりの基本計画目標）となるようにする。	土木部計画課	192.15ha	215.5ha
◎ 83	公園改修事業 →地域におけるみどりやレクリエーションの拠点としての機能を向上させ、安全、安心に利用できる公園を増やす。	土木部計画課	平成 22 年 豊玉公園改修	継続
40 再	福祉連携緑化事業（再掲） →区内の公園や施設まわりの植栽に草花を増やし、その維持管理を福祉施設利用者を中心に地域のボランティア等が支えながら行っていく。	環境部みどり推進課	事業実施箇所 15 施設	事業実施箇所 20 施設

※番号欄に「◎」のついている事業は、「4-1 重点事業を選ぶ上での考え方」に基づき抽出した重点的に取り組む事業です。

### 13 駅は町の中心。駅からはじまる福祉のまちづくり

- この基本方針は、駅だけを対象とするのではなく、「駅を中心としたまち（駅はまちの中心である）」という視点でとらえた目標像を示すものです。
- 駅は移動したり、乗り換えをしたりする場所だけではなく、人が集まり、目的地への起点（案内情報の拠点）となり、買物や時には休憩をするなど、まちの拠点としての役割があります。
- 駅構内を移動しやすく、利用しやすく、また、安全にするのはもちろんのこと、駅を出た後、駅に入る前も念頭において、駅前広場や商店街なども含めた広い意味での駅周辺のまちづくりに取り組んでいきます。
- 練馬区では平成 22 年度末までに、バリアフリー新法に基づきすべての駅にバリアフリー化された経路（移動円滑化経路）が確保されています。今後は、駅のさらなる利用者の移動の円滑化にむけて鉄道事業者とともに取り組んでいきます。
- 公共交通事業者や企業・商店街なども、地域の一員としてまちづくりに参加してもらうようにします。

番号	事務事業名 取組の概要	所管課	現状値・目標値	
			平成 22 年度	平成 27 年度
84	駅周辺地区の整備事業 →区の中心核、地域拠点、生活拠点の整備事業として、良好な交通環境(安全な歩行者空間・円滑な車両交通)、商業環境、居住環境が整備されるように、地区レベルのまちづくり計画を策定するために、地域住民等の合意形成活動を進める。	まちづくり推進調整課・東部地域まちづくり課・西部地域まちづくり課・大江戸線延伸推進課	駅および周辺で重点地区まちづくり計画が決定している駅の数  7 駅	駅および周辺で重点地区まちづくり計画が決定および決定を予定の駅の数  1 1 駅
◎ 85	福祉のまちづくり推進地区の検討と推進事業 →地域単位でユニバーサルデザインの取組を推進し、各施設の連続性を確保し面的な整備を推進する。		1 地区完了	1 地区検討
◎ 86	スムーズな乗り換えの実現事業 →乗り換えを分かりやすくすることにより、駅を中心に安全で快適な移動を実現する。	交通企画課 土木部計画課	1 経路確保	経路の充実の検討

※番号欄に「◎」のついている事業は、「4-1 重点事業を選ぶ上での考え方」に基づき抽出した重点的に取り組む事業です。

## 14 人と自転車が共存し、仲良くできるまちづくり

- この基本方針は、まちにおける自転車のあり方の目標像を示し、歩行者や車いす利用者などと自転車が共存できるまちづくりの実現をめざすものです。
- 歩行者や車いす利用者などの安全で安心な移動を妨げる放置自転車は、福祉のまちづくりを進める際の大きな問題になっています。
- 自転車を排除するという視点ではなく、自転車の利便性も考慮し、歩行者や車いす利用者などが安心して移動できることを第一に、自転車との共存を図っていくことが必要です。
- 歩行者や車いす利用者、自転車の利用者や商店主とも一緒に解決策を考え、新たな視点や考え方を導入していきます。

番号	事務事業名 取組の概要	所管課	現状値・目標値	
			平成 22 年度	平成 27 年度
87	自転車駐車場設置事業 →区内各駅の自転車需要予測台数(整備目標台数)に見合う自転車駐車場の収容台数が確保されるようにする。	交通安全課	追加整備台数 520 台 (予定)	追加整備台数 8,270 台
88	放置自転車対策事業 →駅周辺の道路等の公共の場所における通行障害がなく、安全で住みよい生活環境が維持されているようにする。	交通安全課	午後の自転車等 撤去実施駅数 8 駅	午後の自転車等 撤去実施駅数 13 駅
89	自転車駐車場の付置義務事務 →商業施設等の利用者の自転車が適正に駐車されており、歩行者・自転車・自動車の安全で円滑な通行と良好な都市環境が確保されるようにする。	交通安全課	設置台数 300 台 (予定)	充実
◎ 29 再	自転車運転免許制度の推進 (再掲) →小学校 3 年生以上の児童の自転車運転免許取得 (自転車利用講習) をめざし、学校カリキュラムに積極的に取り入れ、安全な自転車利用を普及する。	交通安全課 教育委員会	53 校実施 4,828 名が取得	全校講習実施
◎ 59 再	商店街における自転車駐車場の整備推進事業 (再掲) →通勤・通学等の長時間利用者に加えて、買物客等の短時間利用者も利用しやすい自転車駐車場を整備することにより放置自転車の減少をめざす。	商工観光課 交通安全課	2 地区	充実

※番号欄に「◎」のついている事業は、「4-1 重点事業を選ぶ上での考え方」に基づき抽出した重点的に取り組む事業です。

## 15 行きやすい、入りやすい、使いやすい建物や施設づくり

- この基本方針は、多くの人が利用する建物や施設を、だれもが使いやすいように整備し、安心して活用できるようにすることを示しています。これによって、だれもがまちに出かけて活発に様々な活動ができ、社会参加がしやすくなることをめざします。
- 高齢者や障害者、子育て中の方々などを含むだれもが使いやすい建物や施設になるように、「出入口」「建物や施設内の移動」「トイレ」等について、公共・民間を問わず、駅舎、公園内の施設などを含む公共性の高い建物や施設をユニバーサルデザインの考え方にに基づき整備していきます。
- また、個々のバリアフリー整備とともに、それらが連続して使えることが重要であることから、「施設全体のバリアフリー計画」についても、ハード・ソフト両面から、利用者とともに検討していきます。
- 建物や施設は新築だけではなく、既存のものも対象とし、建物や施設の利用者の視点から、状況に応じた最適な対応を柔軟に検討していきます。

番号	事務事業名 取組の概要	所管課	現状値・目標値	
			平成 22 年度	平成 27 年度
◎ 90	「だれでもトイレ」の整備事業 →既存の公共施設および民間施設（公的施設や店舗など）の改修にともない、「だれでもトイレ」の整備促進を図る。	施設管理課 建築課 施設給食課	区立施設 だれでもトイレ 整備率 58%	充実
◎ 91	既存の公共施設の改修時におけるユニバーサルデザインの推進 →既存の公共施設の改修時に福祉のまちづくり推進条例に沿って、設計段階での利用者等の意見を聞き、反映させることにより、建物のユニバーサルデザインの一層の推進を図る。	施設管理課 建築課	(仮称)建築物バリアフリー区民意見反映制度の試行	5 件実施
92	区民施設等建設・改修事業 →建設工事にあたっては、福祉のまちづくり推進条例に基づき整備を進める。改修工事の際には可能な限りバリアフリー化を実施する。	施設管理課	実施	充実



番号	事務事業名 取組の概要	所管課	現状値・目標値	
			平成 22 年度	平成 27 年度
93	学校施設等建設・改修事業 →建設工事にあたっては、福祉のまちづくり推進条例に基づき整備を進める。改修工事の際には可能な限りバリアフリー化を実施する。	施設管理課	実施	充実
94	児童館・保育園等の建設計画事務 →新築および改築工事を計画的に進める。	子育て支援課	※23 年度新築工事の設計年度	保育園改築 3 件 学童クラブ新築 6 件 児童館改築 1 件
95	住宅修築資金融資あっせん事業 →既存住宅の維持補修や耐震改修、バリアフリー化などの工事に必要な資金について、金融機関に所得に応じて利子補給を行う融資をあっせんすることにより、安全で良質な住まいづくりを支援・促進する。	住宅課	10 件(見込)	あっせん件数の増加
96	区営住宅改善事務 →中層棟へのエレベーター設置や区営住宅付施設へのスロープ設置等により段差解消を進める。 また、単身者向住宅の整備に取り組む。	住宅課	エレベーター設置数 6 棟 スロープ等段差解消数 21 棟 単身者向住宅戸数 14 戸	住宅マスタープラン（平成 23～32 年度）に基づき新たな改善計画を策定のうえ、順次施行する。
97	学校施設の改築事業 →改築により整備された学校施設が、児童生徒の生活の場として、また、教育活動および地域連携の場として活発に利用され、親しまれるようにする。	施設給食課	[校舎] 3 校 [体育館] 3 校	[校舎] 1 校 [体育館] 1 校
98	スポーツ施設の建設計画事業 →区民誰もが、近隣のスポーツ施設の利用機会を得られるようにする。	スポーツ振興課	平成 21 年 3 月に策定したスポーツ振興基本計画の着実な推進	練馬区長期計画に基づき 4 施設の整備計画を推進するとともに、既存の区立スポーツ施設の整備・充実を図る。

番号	事務事業名 取組の概要	所管課	現状値・目標値	
			平成 22 年度	平成 27 年度
◎ 21 再	福祉のまちづくり施設運営・管理研修の実施（再掲） →これまでに作成した建物トータルマネジメントマニュアルを活用し、公共施設の施設運営・管理に携わる職員、委託事業者を対象に、施設の運営・管理研修を実施し、だれもが使いやすい施設整備、情報およびサービス提供をめざす。	施設管理課 福祉部経営課 建築課	一部実施	施設管理研修内容の 1 つとして実施(充実)
62 再	福祉のまちづくり整備助成金事業（再掲） →既存の民間建築物（診療所、店舗、共同住宅等）のバリアフリー化を促進するために、改修の際に必要な費用の一部を助成する。	建築課	8 件 過去 5 年間の累計 31 件	15 件 5 年間の累計 60 件

※番号欄に「◎」のついている事業は、「4-1 重点事業を選ぶ上での考え方」に基づき抽出した重点的に取り組む事業です。

## 16 建物や施設のつながりに配慮して、まち全体をバリアフリーに

- この基本方針は、建物のバリアフリー整備だけではなく、建物と建物、また、建物と道路などが連続して円滑に利用できるよう、まち全体のバリアフリー化をめざすものです。
- 利用者にとって、一軒一軒の建物や施設が使いやすいだけでは、まちとしての使いやすさや魅力に欠けます。目的地までの移動と施設の利用まで、全体をとおして利用者にとって何が重要か、利用者の視点から検討していくことが大切です。
- 建物や施設の「つながり」や「ネットワーク」によって、あのまちに出かけようと思えるようなバリアフリーの取組を、一定の地域で順次進めていきます。

番号	事務事業名 取組の概要	所管課	現状値・目標値	
			平成 22 年度	平成 27 年度
99	区内各地区の整備事業 →区を中心核、地域拠点、生活拠点または沿道等の整備事業として、良好な交通環境(安全な歩行者空間・円滑な車両交通)、商業環境、居住環境が整備されるように、地区レベルのまちづくり計画を策定するために、地域住民等の合意形成活動を進める。	まちづくり推進調整課・東部地域まちづくり課・西部地域まちづくり課・大江戸線延伸推進課	駅および周辺または沿道等で、重点地区まちづくり計画等が決定している地区の数  9 地区	駅および周辺または沿道等で、重点地区まちづくり計画等が決定および決定を予定している地区の数  17 地区
100	地区計画の計画管理事業 →道路、公園、緑地等が整備されたうるおいのある環境に、良好な市街地にふさわしい良質な住宅等が建ち並ぶようにする。		地区計画の計画管理  24 地区	地区計画の計画管理  43 地区
◎ 85 再	福祉のまちづくり推進地区の検討と推進事業(再掲) →地域単位でユニバーサルデザインの取組を推進し、各施設の連続性を確保し面的な整備を推進する。		1 地区完了	1 地区検討

※番号欄に「◎」のついている事業は、「4-1 重点事業を選ぶ上での考え方」に基づき抽出した重点的に取り組む事業です。

## 5章 計画の推進

### 5-1 計画の推進体制

<区民と区が協働で行う福祉のまちづくり推進体制>

○ 福祉のまちづくりを推進する区民協議会(継続実施)

区長が委嘱した委員からなる「福祉のまちづくりを推進する区民協議会」を設置します。この協議会は、公募区民、事業者、関係団体、学識経験者で構成され、福祉のまちづくり総合計画の検証および評価を行い、練馬区福祉のまちづくり総合計画の推進に関する課題、意見等の提案を区長に対して行います。

また、新規の取組として、検証・評価だけではなく、区内の福祉のまちづくりを推進する区民・事業者等の先進事例を取り上げ、積極的な情報発信を行い、練馬区の福祉のまちづくりの推進を図ります。

<福祉のまちづくりを推進する庁内体制>

○ 練馬区福祉のまちづくり推進委員会

庁議を構成する部長等を委員として、副区長を委員長とする「練馬区福祉のまちづくり推進委員会」を設置します。この推進委員会は、ハード面、ソフト面の課題を行政が一体となり、全庁的な体制のもとに取組を進めることを目的としています。

○ 練馬区福祉のまちづくりを推進する専門部会

「福祉のまちづくり総合計画(平成23年度～27年度)」の重点事業を選ぶ上での考え方に基づき、「練馬区福祉のまちづくり推進委員会」の下に、「練馬区福祉のまちづくりを推進する専門部会」を設置します。

この専門部会は、関係所管課長を委員とし、福祉のまちづくり総合計画の進捗状況を把握し、連携して取組を進めることを目的としています。

## 5-2 計画の進行管理

計画を推進するためには、「計画、実施、評価、反映」のサイクルを組織的に確立する必要があります。庁内組織である推進委員会だけではなく、区民協議会や福祉のまちづくりサポーター等をはじめ、区民・事業者等との協働を図り、幅広い視点で取組を検証し、継続的な発展を図ります。

また、計画の実施結果だけに着目するのではなく、その実施過程も重視して、進行管理を行います。

継続的な発展のための、検証・評価の仕組み

段階的・継続的な発展  
(スパイラル・アップ)

利用者の立場で  
計画・設計

反映

評価

区民と区が  
協働して  
実施

区民による  
検証・評価

### 5-2-1 進行管理と取組の検証

「福祉のまちづくり総合計画」に基づく取組について、実効的な推進を図るため、「福祉のまちづくりを推進する区民協議会」において、重点事業の実施状況を把握し、その着実な推進を図ります。

また、全庁的・横断的な取組として進行管理を行うため、適宜、関係所管課で構成する専門部会を開催します。合わせて、福祉のまちづくりサポーター、区政モニター、区民意識意向調査等の活用を図り、福祉のまちづくりの取組の効果を検証します。

福祉のまちづくり総合計画の 進行管理・検証		所管課	手続き	期間
福祉のまちづくり を推進する 区民協議会	練馬区 福祉のまちづくり 推進委員会 (庁内)	福祉部経営課	実績報告・ 自己評価 ↓ 左記組織 による評価 ↓ 次年度計画 の見直し	平成 23～27 年度

### 5-2-2 計画の見直し

本計画の計画期間である 5 年後には、社会の様々な分野で変化が予想されます。このような社会環境の変化等に柔軟に対応できるよう、計画の進行状況や取組の評価・検証などを踏まえて、平成 27 年度末までに計画全体の評価・検証をとりまとめ、見直しを行います。

計画の最終年度には、区民・事業者等や各事業を所管する関係課に対し、ヒアリングを実施し、区民の希望と区が提供するサービスが合致するように努めます。

# 資料編

## ■資料 1 練馬区福祉のまちづくり推進条例

### 練馬区福祉のまちづくり推進条例

(平成 22 年 3 月 15 日公布 条例第 16 号)

#### 第 1 章 総則

##### (目的)

第 1 条 この条例は、練馬区（以下「区」という。）における福祉のまちづくりの推進について、基本理念を定め、区、事業者および区民等の責務を明らかにするとともに、福祉のまちづくりの推進に関する計画、公共的建築物および公共施設等の整備に関する基準等必要な事項を定めることにより、すべての人が等しく社会参加する機会を確保し、もって安心して快適に暮らし続けることができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

##### (定義)

第 2 条 この条例において、つぎの各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 福祉のまちづくり 公共的建築物および公共施設等について、すべての人が安全かつ円滑に利用できるよう必要な措置を講じる取組をいう。
- (2) 公共的建築物 病院、図書館、飲食店、ホテル、劇場、物品販売業を営む店舗、共同住宅その他の多数の者が利用する練馬区規則（以下「規則」という。）で定める建築物またはその部分を行い、これらに付随する施設で規則で定めるものを含むものとする。
- (3) 公共施設等 道路、公園、駐車場その他の規則で定める施設をいう。
- (4) 事業者 区の区域内（以下「区内」という。）で事業を営む者をいう。
- (5) 区民等 区民および区内に存する公共的建築物または公共施設等を利用する者をいう。
- (6) 建築等 つぎに掲げる行為をいう。
  - ア 建築物の新築、増築または改築（以下「建築」という。）をすること。
  - イ 建築物の全部または一部の用途を変更して公共的建築物にすること。
  - ウ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 14 号に規定する大規模の修繕をすること。
  - エ 建築基準法第 2 条第 15 号に規定する大規模の模様替をすること。

##### (基本理念)

第 3 条 区、事業者および区民等は、共通の認識に立って、つぎに掲げる基本理念に基づき、福祉のまちづくりを総合的に推進するものとする。

- (1) 福祉のまちづくりは、人々の多様な状況を共感をもって理解し、その意見を反映させるよう取り組まれなければならない。
- (2) 福祉のまちづくりは、区、事業者および区民等が、主体的に取り組み、相互に尊重し、協力することにより推進されなければならない。
- (3) 福祉のまちづくりは、これを着実に実施することにより継続的に発展させなければならない。

##### (区の責務)

第 4 条 区は、福祉のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に実施するとともに、事業者および区民等による福祉のまちづくりの推進に対する支援を行うものとする。

2 区は、自ら所有し、または管理する施設について、すべての人が安全かつ円滑に利用するための必要な措置を講じるものとする。

##### (事業者の責務)

第 5 条 事業者は、福祉のまちづくりについて理解を深め、自ら主体的かつ積極的に福祉のまちづくりを推進するよう努めなければならない。

2 事業者は、区の実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

3 事業者は、自ら所有し、または管理する施設について、すべての人が安全かつ円滑に利用するための必要な措置を講じるよう努めなければならない。



(区民等の責務)

- 第6条 区民等は、福祉のまちづくりについて理解を深め、自ら主体的かつ積極的に福祉のまちづくりを推進するよう努めなければならない。
- 2 区民等は、区の実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。
  - 3 区民等は、整備された施設の円滑な利用を妨げないよう努めなければならない。

## 第2章 推進計画および基本的施策

(福祉のまちづくりの推進に関する計画)

- 第7条 区長は、第3条に規定する基本理念に即して福祉のまちづくりの推進に関する計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。
- 2 推進計画には、つぎに掲げる事項を定めるものとする。
    - (1) 福祉のまちづくりに関する目標
    - (2) 区、事業者および区民等が連携し、および協力して福祉のまちづくりを推進するための具体的方針
    - (3) 前2号に掲げるもののほか、福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための重要事項
  - 3 区長は、推進計画の策定に当たり、区民の意見を聴取するための必要な措置を講じ、その意見を反映するよう努めるものとする。
  - 4 区長は、推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
  - 5 前2項の規定は、推進計画を変更する場合について準用する。

(啓発等)

- 第8条 区長は、事業者および区民等が福祉のまちづくりに関して理解を深め、自発的な活動を促進できるように、啓発および学習の支援に努めるものとする。

(情報の提供等)

- 第9条 区長は、福祉のまちづくりに関する情報を適切に提供するものとする。
- 2 区長は、事業者および区民等と福祉のまちづくりに関する情報を共有するための必要な施策を推進するものとする。
  - 3 区、事業者および区民等は、福祉のまちづくりに関する情報を提供する場合には、すべての人が容易に入手し、理解できるよう配慮しなければならない。

(技術的支援)

- 第10条 区長は、事業者および区民等が他の事業者および区民等と連携を図って実施する福祉のまちづくりに関する活動に対し、必要な技術的支援を行うものとする。

(調査および検討)

- 第11条 区長は、福祉のまちづくりに関する施策を継続的に発展させるため、必要な調査を実施し、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じるよう努めるものとする。

## 第3章 公共的建築物および公共施設等の整備に関する手続

### 第1節 整備基準等

(整備基準等への適合努力義務)

- 第12条 公共的建築物または公共施設等を所有し、または管理する者（以下「施設所有者等」という。）は、当該公共的建築物または公共施設等を規則で定める基準（公共的建築物および公共施設等に関し、すべての人が安全かつ円滑に利用できるものとするために必要な構造および設備に関する基準をいう。以下「整備基準」という。）に適合させるための措置を講じるよう努めなければならない。
- 2 区長は、整備基準のほか、すべての人が公共的建築物または公共施設等をより安全かつ円滑に利用できるようにするための配慮についての指針（以下「配慮指針」という。）を定め、これを公表する

ものとする。

- 3 施設所有者等は、配慮指針に基づき、公共的建築物または公共施設等を整備し、または管理するよう努めなければならない。

(整備水準証)

第 13 条 区長は、施設所有者等に対し、公共的建築物について整備基準の適合状況に応じて、それを証する証票（以下「整備水準証」という。）を交付するものとする。

- 2 整備水準証の交付を受けた者は、当該整備水準証を公共的建築物の適切な場所に表示するよう努めるものとする。

## 第 2 節 公共的建築物の整備に関する手続

(協議申請)

第 14 条 公共的建築物で規則で定める用途および規模のもの（以下「協議対象公共的建築物」という。）の建築等を行おうとする者（以下「特定整備者」という。）は、あらかじめ、規則で定めるところにより区長に申請し、当該建築等について協議しなければならない。

- 2 区長は、前項の規定による協議の申請があったときは、特定整備者に対して、整備基準および配慮指針に照らし、必要な助言または指導を行うことができる。

(協議終了通知)

第 15 条 区長は、前条第 1 項の規定による協議が終了したときは、規則で定めるところにより、当該協議が終了した旨を記載した書面（以下「協議終了通知書」という。）を作成し、特定整備者に通知しなければならない。

- 2 特定整備者は、建築基準法その他の法令に基づく申請、届出等を行う前に協議終了通知書の交付を受けなければならない。

(変更の協議申請)

第 16 条 特定整備者は、第 14 条第 1 項の規定による協議が終了してから当該協議に係る内容の工事が完了するまでの間に、当該協議に係る内容の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより区長に申請し、当該内容の変更について協議しなければならない。

- 2 区長は、前項の規定による変更に係る協議が終了したときは、規則で定めるところにより、当該協議が終了した旨を記載した書面（以下「変更協議終了通知書」という。）を作成し、特定整備者に通知しなければならない。

(完了検査)

第 17 条 第 14 条第 1 項の規定による協議を行った特定整備者は、当該協議に係る内容の工事を完了したときは、規則で定めるところによりその旨を区長に届け出なければならない。

- 2 区長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る協議対象公共的建築物が協議終了通知書の内容と相違がないかどうかの検査（以下「完了検査」という。）を行うものとする。

- 3 区長は、完了検査により、協議終了通知書の内容と相違がないと認めるときは完了検査が終了した旨を、相違があると認めるときはその理由および期限を付して是正すべき内容を、規則で定めるところにより書面で特定整備者に通知しなければならない。

- 4 前 3 項の規定は、前条第 1 項の当該協議に係る内容の変更をした場合について準用する。

(措置の公表)

第 18 条 区長は、特定整備者がすべての人が安全かつ円滑に公共的建築物を利用できるよう講じた措置のうち規則で定める事項について、当該特定整備者の同意を得て公表することができる。

## 第 3 節 公共施設等の整備に関する手続

(工事の届出)

第 19 条 事業者は、公共施設等で規則で定める種類および規模のものの新設または改修を行おうとす

- るときは、あらかじめ、規則で定めるところにより区長に届け出なければならない。
- 2 事業者は、前項の規定による届出に係る内容の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ区長に届け出なければならない。
  - 3 事業者は、第 1 項の新設または改修および前項の変更に当たっては、整備基準を遵守しなければならない。
  - 4 区長は、第 1 項および第 2 項の規定による届出があったときは、事業者に対して、整備基準および配慮指針に照らし、必要な助言または指導を行うことができる。

（完了の届出）

第 20 条 前条の届出を行った事業者は、当該届出に係る工事を完了したときは、規則で定めるところによりその旨を区長に届け出なければならない。

（措置の公表）

第 21 条 区長は、事業者がすべての人が安全かつ円滑に公共施設等を利用できるよう講じた措置のうち規則で定める事項について、当該事業者の同意を得て公表することができる。

#### 第 4 節 区民の意見聴取

第 22 条 区長は、規則で定める規模以上の建築物を建築し、または公園を新設しようとするときは、整備基準および配慮指針に基づく整備に関し、区民の意見を聴取するための必要な措置を講じ、その意見を反映するよう努めるものとする。

#### 第 4 章 既存施設の維持管理等

（一体的な整備）

第 23 条 施設所有者等は、すべての人が安全かつ円滑に施設間を移動することができるようにするため、公共的建築物または公共施設等が相互に接する部分について、他の施設所有者等との連携を図り、一体的に整備するよう努めなければならない。

（共同住宅等の供給および維持管理）

第 24 条 共同住宅、寄宿舎、寮その他これらに類する施設（以下「共同住宅等」という。）を供給し、または管理する者は、整備基準および配慮指針を踏まえ、良質な共同住宅等の供給および維持管理に努めなければならない。

（既存施設の状況の把握等）

- 第 25 条 事業者は、区長が要請したときは、この条例の施行の際現に存する公共的建築物（現に建築中のものを含む。）で大規模な病院、物品販売店その他の規則で定めるものについて、すべての人が安全かつ円滑に利用できるかどうかを調査し、その結果を区長に報告しなければならない。
- 2 区長は、前項の規定による報告を受けた場合において、特に必要があると認めるときは、事業者に対して、すべての人が安全かつ円滑に利用できるようにするための工事に係る計画の作成および届出を求めることができる。
  - 3 区長は、前項の届出があったときは、当該届出をした者に対して、当該届出に係る計画について、助言または指導を行うことができる。

#### 第 5 章 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行に関する事項

（定義）

第 26 条 この章において使用する用語は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号。以下「法」という。）および高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 18 年政令第 379 号。以下「令」という。）において使用する用語の例による。

(特別特定建築物に追加する特定建築物)

第 27 条 法第 14 条第 3 項の条例で定める特定建築物は、つぎに掲げるものとする。

- (1) 学校 (令第 5 条第 1 号に規定する特定建築物を除く。)
- (2) 共同住宅
- (3) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの (令第 5 条第 9 号に規定する特定建築物を除く。)
- (4) 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設 (令第 5 条第 11 号に規定する特定建築物を除く。)
- (5) 料理店

(特別特定建築物の建築の規模)

第 28 条 法第 14 条第 3 項の規定による条例で定める特別特定建築物 (前条に規定する特定建築物を含む。以下同じ。) の建築 (用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下同じ。) の規模は、別表第 1 の左欄に掲げる特別特定建築物ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる床面積の合計 (増築もしくは改築または用途の変更の場合にあっては、当該増築もしくは改築または用途の変更に係る部分の床面積の合計。以下同じ。) とする。

2 前項の規模に満たない特別特定建築物の建築については、当該特別特定建築物の床面積の合計と当該特別特定建築物と同一敷地内に存する他の特別特定建築物の床面積の合計との合計が 2,000 平方メートル以上となる場合は、同項の規模を満たしているものとみなす。

(建築物移動等円滑化基準への適合)

第 29 条 床面積の合計が前条に規定する規模以上 2,000 平方メートル未満の特別特定建築物を建築しようとする者は、当該特別特定建築物を令第 11 条から第 23 条までに規定する建築物移動等円滑化基準に適合させなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、特別特定建築物のうち別表第 2 の左欄に掲げる特別特定建築物の建築の規模が、それぞれ同表の右欄に掲げる床面積の合計の特別特定建築物 (以下「中規模建築物」という。) を建築しようとする者は、当該中規模建築物を令第 11 条から第 13 条まで、第 14 条第 1 項第 1 号、同条第 2 項、第 16 条、第 18 条第 1 項、同条第 2 項第 1 号 (階から階に至る階段を除く。)、第 2 号、第 6 号および第 7 号、同条第 3 項、第 19 条 (便所に係る規定に限る。次項において同じ。) ならびに第 21 条 (令第 20 条第 2 項の規定による案内設備または同条第 3 項の規定による案内所を設ける場合に限る。) から第 23 条までに規定する建築物移動等円滑化基準に適合させなければならない。

3 第 1 項の規定にかかわらず、特別特定建築物のうち床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満の共同住宅 (以下「中規模共同住宅」という。) を建築しようとする者は、当該中規模共同住宅を令第 11 条から第 13 条まで、第 16 条、第 18 条、第 19 条、第 22 条および第 23 条に規定する建築物移動等円滑化基準に適合させなければならない。

(建築物移動等円滑化基準の付加)

第 30 条 法第 14 条第 3 項の規定により建築物移動等円滑化基準に付加する事項は、次条から第 40 条までに定めるものとする。

(廊下等)

第 31 条 不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する廊下等は、階段、傾斜路等 (以下「階段等」という。) の下においては、安全に歩行するために必要な高さおよび空間を確保しなければならない。ただし、階段等の構造上やむを得ず確保することができない場合は、主として視覚障害者に配慮した安全な措置を講じるものとする。

(階段)

第 32 条 不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する階段のうち 1 以上は、つぎに掲げるものでなければならない。

- (1) 踊場に手すりを設けること。
- (2) けあげの寸法は 18 センチメートル以下、踏面の寸法は 26 センチメートル以上とし、それぞれ一定とすること。
- (3) 階段の幅 (当該階段の幅の算定に当たっては、手すりの幅は 10 センチメートルを限度として

- ないものとみなす。)は、120センチメートル以上とすること。
- 2 前項の規定にかかわらず、中規模建築物および中規模共同住宅における階段については、つぎに掲げるものでなければならない。
    - (1) 踊場に手すりを設けること。
    - (2) けあげおよび踏面の寸法は、それぞれ一定とすること。
  - 3 前2項の規定は、令第18条第2項第5号に規定する基準を満たすエレベーターおよびその乗降ロビーを併設する場合には、適用しない。ただし、主として高齢者、障害者等が利用する階段については、この限りでない。

#### (便所)

- 第33条 不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、当該便所は、つぎに掲げるものでなければならない。
- (1) 出入口および床面に段差を設けないこと。
  - (2) 床の表面を粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げること。
- 2 前項第1号の規定は、共同住宅に便所を設ける場合については、適用しない。
  - 3 第1項の便所のうち1以上(男子用および女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、つぎの各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものでなければならない。
    - (1) 別表第3の左欄に掲げる特別特定建築物の建築の規模が、それぞれ同表の右欄に掲げる床面積の合計である場合ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を1以上設け、当該便房および便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。
    - (2) 別表第3の左欄に掲げる特別特定建築物の建築の規模が、床面積の合計1,000平方メートル以上である場合ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備を設け、当該便所の出入口には、その旨の表示を行うこと(他におむつ交換ができる場所を設ける場合を除く。)
    - (3) 別表第3の左欄に掲げる特別特定建築物の建築の規模が、床面積の合計2,000平方メートル以上である場合立って着替えを行うことができる設備を設けた便房を1以上設けること。
    - (4) 別表第3の左欄に掲げる特別特定建築物の建築の規模が、床面積の合計5,000平方メートル以上である場合ベッドその他の着替えを行うことができる設備を設けた車いす使用者用便房を1以上設け、当該便房および便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。
  - 4 第1項の便所内に車いす使用者用便房以外の便房を設ける場合には、そのうち1以上(男子用便所および女子用便所の区別があるときは、それぞれの便所内の便房のうち1以上)について、便器は腰掛便座とし、当該便器のある便房に手すりを設けなければならない。ただし、共同住宅については、この限りでない。
  - 5 第1項の便所内に床置き式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の床面からの高さが35センチメートル以下のものに限り)その他これらに類する小便器を設ける場合には、そのうち1以上は、手すりを設けなければならない。ただし、共同住宅については、この限りでない。

#### (浴室等)

- 第34条 不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する浴室またはシャワー室(以下「浴室等」という。)を設ける場合には、床の表面を粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げなければならない。
- 2 浴室等のうち1以上(男子用および女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、つぎに掲げるものでなければならない。
    - (1) 浴槽、シャワー、手すり、レバー式等の水栓金具、緊急通報設備等が適切に配置されていること。
    - (2) 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。ただし、中規模建築物および中規模共同住宅については、この限りでない。
    - (3) 出入口は、つぎに掲げるものであること。ただし、中規模建築物および中規模共同住宅については、この限りでない。
      - ア 幅は、85センチメートル以上とすること。
      - イ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

(敷地内の通路)

第 35 条 不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、階段等の下においては、安全に歩行するために必要な高さおよび空間を確保しなければならない。ただし、階段等の構造上やむを得ず確保することができない場合は、主として視覚障害者に配慮した安全な措置を講じるものとする。

(駐車場)

第 36 条 不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する駐車場に車いす使用者用駐車施設を設ける場合には、当該車いす使用者用駐車施設の床面または地面は、水平かつ平坦にしなければならない。

2 前項の車いす使用者用駐車施設を設ける場合には、当該車いす使用者用駐車施設またはその付近に、令第 18 条第 1 項第 3 号に規定する経路についての誘導表示を設けなければならない。ただし、中規模建築物および中規模共同住宅については、この限りでない。

(移動等円滑化経路等)

第 37 条 移動等円滑化経路は、つぎに掲げるものでなければならない。

(1) 当該移動等円滑化経路を構成する出入口は、つぎに掲げるものであること。

ア 幅は、85 センチメートル以上とすること（イに掲げるものならびにエレベーターのかごおよび昇降路の出入口ならびに中規模建築物に設けられるものを除く。）。

イ 直接地上へ通ずる出入口の幅は、100 センチメートル以上（中規模建築物については、85 センチメートル以上）とすること。

(2) 当該移動等円滑化経路を構成する廊下等は、つぎに掲げるものであること。ただし、中規模建築物については、この限りでない。

ア 幅は、140 センチメートル以上とすること。

イ 階段の下端に近接する廊下等の部分（不特定かつ多数の者が利用し、または主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、点状ブロック等を敷設すること（主として自動車の駐車のために供する施設に設ける場合または点状ブロック等の敷設が施設の利用に特に支障を来す場合を除く。）。

ウ 別表第 4 に掲げる特別特定建築物で、床面積の合計が 5,000 平方メートル以上のものにあつては、授乳およびおむつ交換のできる場所を 1 以上設け、ベビーベッド、いす等の設備を適切に配置するとともに、その付近に、その旨の表示を行うこと（他に授乳およびおむつ交換のできる場所を設ける場合を除く。）。

(3) 当該移動等円滑化経路を構成する傾斜路（階段に代わり、またはこれに併設するものに限る。）は、つぎに掲げるものであること。ただし、中規模建築物については、この限りでない。

ア 幅は、階段に代わるものにあつては 140 センチメートル以上とすること。

イ 勾配は、12 分の 1 を超えないこと。

ウ 手すりを設けること（令第 13 条第 1 号に規定する手すりが設けられている場合を除く。）。

エ 両側に側壁または立ち上がりを設けること。オ 傾斜路の始点および終点には、車いすが安全に停止することができる平坦な部分を設けること。

(4) 当該移動等円滑化経路を構成するエレベーターのかごおよび昇降路は、つぎに掲げるものであること。

ア エレベーターのかごおよび昇降路の出入口の幅は、当該エレベーターを設ける特別特定建築物の床面積の合計が 5,000 平方メートルを超える場合にあつては、90 センチメートル以上とすること。

イ エレベーターのかごおよび昇降路の出入口の戸は、かごの中を見通すことができるガラス窓を設けること。ただし、常時勤務する者が同乗する場合、監視用カメラを設ける場合または聴覚障害者への情報伝達に係る設備がある場合は、この限りでない。

(5) 当該移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、つぎに掲げるものであること。

ア 幅は、140 センチメートル以上とすること。

イ 傾斜路は、つぎに掲げるものであること。

(ア) 幅は、段に代わるものにあつては 140 センチメートル以上（中規模建築物については、135 センチメートル以上）とすること。

(イ) 勾配は、20 分の 1（中規模建築物については、傾斜路の高さが 16 センチメートルを超

え 75センチメートル以下のものにあつては12分の1、16センチメートル以下のものにあつては8分の1)を超えないこと。

(ウ) 手すりを設けること。

(エ) 両側に側壁または立ち上がりを設けること。

(オ) 傾斜路の始点および終点には、車いすが安全に停止することができる平坦な部分を設けること。ただし、中規模建築物については、この限りでない。

ウ 排水溝、集水ます等は、設けないこと。建築物の配置上やむを得ず設ける場合は、車いす使用者、つえ使用者等の通行に支障のないものとする。

- 2 建築物（幼稚園、保育所、母子生活支援施設および理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗を除く。）に、地上階またはその直上階もしくは直下階のみに利用居室を設ける場合には、道等から当該利用居室までの経路（当該地上階とその直上階または直下階との間の上下の移動に係る部分に限る。）のうち1以上を、令第18条第2項第1号から第6号までおよび前項第1号から第4号までの基準に適合させなければならない。ただし、中規模建築物については、この限りでない。
- 3 前項に規定する経路またはその一部が、移動等円滑化経路またはその一部となる場合にあつては、当該前項に規定する経路またはその一部については、同項の規定は適用しない。
- 4 令第18条第1項第1号に規定する経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により第1項第5号の規定によることが困難である場合において、同項および第2項の規定は、当該経路を建築物の車寄せから利用居室までの経路として適用する。
- 5 移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により令第18条第2項第7号および第1項第5号の規定によることが困難である場合（中規模建築物における場合に限る。）は、当該敷地内の通路については、令第18条第2項第1号の規定は適用しない。ただし、主として高齢者、障害者等が中規模建築物を円滑に利用することができる措置を講じなければならない。

#### （共同住宅）

第38条 共同住宅においては、道等から各住戸（地上階またはその直上階もしくは直下階のみに住戸がある共同住宅にあつては、地上階にあるものに限る。以下同じ。）の出入口までの経路のうち1以上を、多数の者が円滑に利用することができる経路（以下この条において「特定経路」という。）にしなければならない。

2 特定経路は、つぎに掲げるものでなければならない。

(1) 当該特定経路上に階段または段を設けないこと（傾斜路またはエレベーターその他の昇降機を併設する場合を除く。）。ただし、中規模共同住宅における階から階に至る階段については、この限りでない。

(2) 当該特定経路を構成する出入口は、つぎに掲げるものであること。

ア 幅は、80センチメートル以上とすること。

イ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

ウ 床面は、平坦で滑りにくい仕上げとすること。

(3) 当該特定経路を構成する廊下等は、令第11条の規定によるほか、つぎに掲げるものであること。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。

イ 5メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。

ウ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

(4) 当該特定経路を構成する傾斜路（階段に代わり、またはこれに併設するものに限る。）は、令第13条の規定によるほか、つぎに掲げるものであること。

ア 幅は、階段に代わるものにあつては120センチメートル以上、階段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。

イ 勾配は、12分の1（高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1）を超えないこと。

ウ 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。

エ 両側に側壁または立ち上がりを設けること。

オ 傾斜路の始点および終点には、車いすが安全に停止することができる平たんな部分を設けること。

(5) 当該特定経路を構成するエレベーター（次号に規定するものを除く。以下この号において同じ。）およびその乗降ロビーは、つぎに掲げるものであること。

ア かごは、各住戸、車いす利用者用便房または車いす利用者用駐車施設がある階および地上階に停止すること。

イ かごおよび昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。

ウ かごの奥行きは、115センチメートル以上とすること。ただし、中規模共同住宅については、車いすを使用することができる奥行きがあること。

エ 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅および奥行きは、150センチメートル以上とすること。ただし、中規模共同住宅については、車いすを転回させることができる空間を確保すること。

オ かご内および乗降ロビーには、車いす使用者が円滑に利用することができる位置に制御装置を設けること。

カ かご内に、かごが停止する予定の階およびかごの現在位置を表示する装置を設けること。キ 乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。

ク エレベーターのかごおよび昇降路の出入口の戸は、かごの中を見通すことができるガラス窓を設けること。ただし、常時勤務する者が同乗する場合、監視用カメラを設ける場合または聴覚障害者への情報伝達に係る設備がある場合は、この限りでない。

(6) 当該特定経路を構成する特殊な構造または使用形態のエレベーターその他の昇降機は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機等を定める件（平成18年国土交通省告示第1492号）に定める構造とすること。

(7) 当該特定経路を構成する敷地内の通路は、令第16条の規定によるほか、つぎに掲げるものであること。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。

イ 50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。ただし、中規模共同住宅については、この限りでない。

ウ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

エ 傾斜路は、つぎに掲げるものであること。

(ア) 幅は、段に代わるものにあつては120センチメートル以上、段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。

(イ) 勾配は、12分の1（高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1）を超えないこと。

(ウ) 高さが75センチメートルを超えるもの（勾配が20分の1を超えるものに限る。）にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。

(エ) 両側に側壁または立ち上がりを設けること。

(オ) 傾斜路の始点および終点には、車いすが安全に停止することができる平たんな部分を設けること。ただし、中規模共同住宅については、この限りでない。

オ 排水溝、集水ます等は、設けないこと。建築物の配置上やむを得ず設ける場合は、車いす利用者、つえ使用者等の通行に支障のないものとする。

3 当該特定経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により前項第7号アからオまでの規定によることが困難である場合における前2項の規定の適用については、第1項中「道等」とあるのは、「当該共同住宅の車寄せ」とする。

4 特定経路となるべき経路またはその一部が移動等円滑化経路もしくはその一部または前条第2項に規定する経路もしくはその一部となる場合にあつては、当該特定経路となるべき経路またはその一部については、前3項の規定は適用しない。

（増築等に関する適用範囲）

第39条 建築物の増築または改築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下「増築等」という。）をする場合には、第31条から第37条までの規定（共同住宅にあつては、第31条から



前条までの規定)は、つぎに掲げる建築物の部分に限り、適用する。

- (1) 当該増築等に係る部分
  - (2) 道等から前号に掲げる部分にある利用居室または共同住宅の各住戸までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機および敷地内の通路
  - (3) 不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する便所
  - (4) 第1号に掲げる部分にある利用居室(当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等)から車いす使用者用便房(前号に掲げる便所に設けられるものに限る。)までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機および敷地内の通路
  - (5) 不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する駐車場
  - (6) 車いす使用者用駐車施設(前号に掲げる駐車場に設けられるものに限る。)から第1号に掲げる部分にある利用居室(当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等)までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機および敷地内の通路
- 2 前項の規定にかかわらず、同項第3号に規定する建築物の部分については、第33条第1項第1号、同条第4項および第5項の規定は、適用しない。

(条例で定める特定建築物に関する読替え)

第40条 第27条の規定により特別特定建築物に追加した特定建築物に対する第31条から第36条までおよび前条の規定の適用については、これらの規定中「不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。

(制限の緩和)

第41条 第27条から第39条までの規定は、法令その他別に定めがあるもののほか、区長がこれらの規定によることなく高齢者、障害者等もしくは多数の者が建築物特定施設を円滑に利用することができることと認める場合または建築物もしくはその敷地の形態上やむを得ないと認める場合は、適用しないことができる。

## 第6章 移動等円滑化基本構想の提案手続

(支援)

第42条 区長は、法第27条第1項の規定による提案(以下「提案」という。)をしようとする者(以下「提案者」という。)に対して、情報の提供および必要な技術的支援を行うことができる。

(説明会)

第43条 提案者は、提案に当たっては、当該提案に係る区域内の住民、地権者、事業者その他利害関係者を対象として、規則で定めるところにより説明会を開催し、意見を聴くものとする。

(基本構想の提案)

第44条 提案者は、提案に当たっては、法第27条第1項後段に規定する当該提案に係る基本構想の素案のほか、規則で定める事項について書面で区長に提出するものとする。

(素案の公表および意見の聴取)

第45条 区長は、提案があったときは、規則で定めるところにより当該提案に係る基本構想の素案を公表するとともに、必要があると認めるときは、当該提案に係る区域内の住民、地権者、事業者その他利害関係者の意見を聴くことができる。

(提案の採用の判断)

第46条 区長は、提案があったときは、当該提案に基づき基本構想の作成または変更をするか否かについて、つぎに掲げる事項により判断するものとする。

- (1) 法第3条に規定する基本方針に即していること。
- (2) 提案の内容が、この条例に定める基本理念および整備基準に即していること。
- (3) 提案の内容について、合理的な根拠があること。
- (4) 提案に係る区域について、合理的な根拠があること。

- (5) 提案の内容が、関係する法令等に即していること。
- (6) 提案の内容に関する計画、方針等に即していること。

(提案の採否の公表)

第47条 法第27条第2項の規定による提案の採否の公表は、規則で定める方法により行うものとする。

## 第7章 雑則

(適用除外)

第48条 国、他の地方公共団体その他規則で定める公共的団体（以下「国等」という。）および区が行う公共施設等の新設または改修については、第3章第3節の規定は適用しない。

(先導的役割)

第49条 区は、自ら所有し、または管理する公共的建築物または公共施設等については、率先して整備基準への適合を図るものとする。

2 区長は、国等に対し、これらが所有し、または管理する公共的建築物または公共施設等について、整備基準への適合に率先して努めるよう要請するものとする。

(報告)

第50条 区長は、この条例の施行に必要な限度において、第14条第1項の規定による協議の申請をした事業者および第19条第1項の規定による届出をした事業者に対し、公共的建築物または公共施設等の施工または管理の状況について報告を求めることができる。

2 事業者は、前項の規定による求めがあったときは、これに応じなければならない。

3 区長は、第1項の報告において、公共的建築物または公共施設等の施工または管理について必要があると認めるときは、整備基準に照らし、助言または指導を行うことができる。

(立入調査等)

第51条 区長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に第14条第1項の規定による協議の申請に係る敷地または第19条第1項の規定による届出に係る敷地内に立ち入り、施工または管理の状況を調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に対し、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(勧告)

第52条 区長は、事業者がつぎの各号のいずれかに該当するときは、当該事業者に対して適切な措置を講じるよう勧告することができる。

(1) 第14条第1項の規定による協議の申請、第16条第1項の規定による変更に係る協議の申請または第19条第1項の規定による届出を行わずに工事に着手したとき。

(2) 第14条第1項の規定による協議の申請、第16条第1項の規定による変更に係る協議の申請または第19条第1項の規定による届出について、虚偽の申請または届出をしたとき。

(3) 第15条第1項に規定する協議終了通知書および第16条第2項に規定する変更協議終了通知書の内容と異なる工事をしたとき。

(4) 第17条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）に規定する完了検査を受けず、または第20条に規定する完了の届出を行わず使用を開始したとき。

(5) 第25条第1項の規定による報告を、正当な理由なく拒んだとき。

(6) 第50条に規定する報告をせず、または虚偽の報告をしたとき。

(7) 前条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、または忌避したとき。

(公表)

第53条 区長は、前条の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わない場合において、必要があると認めるときは、その旨および勧告の内容を公表することができる。

2 区長は、前項の規定による公表を行おうとするときは、あらかじめ、前条の規定による勧告を受けた者に対しその理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(報告書)

第54条 区長は、この条例の運用状況について定期的に報告書を作成し、これを公表するものとする。

(委任)

第55条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。付則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に定められている練馬区福祉のまちづくり総合計画（平成18年3月31日17練保障第921号区長決定）は、第7条第1項の規定により策定された推進計画とみなす。

3 この条例の施行の際、現に練馬区福祉のまちづくり整備要綱（平成5年3月5日練福障発第529号）第5条の規定による協議が終了している公共的建築物については、第3章第2節の規定は適用しない。

4 この条例の施行の際、現に建築または修繕もしくは模様替の工事中の特別特定建築物については、第5章の規定は適用しない。

5 この条例の施行の際、現に存する特別特定建築物で、令附則第4条に規定する政令で指定する類似の用途相互間における用途の変更をするものについては、第5章の規定は適用しない。

別表第1（第28条関係）

特別特定建築物	床面積の合計
学校	
病院または診療所（患者の収容施設を有するものに限る。）	
集会場（1の集会室の床面積が200平方メートルを超えるものに限る。） または公会堂	
保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	
老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの	
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	
博物館、美術館または図書館	
車両の停車場または船舶もしくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降または待合いの用に供するもの	
公衆便所	
診療所（患者の収容施設を有しないものに限る。）	
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	
飲食店	
理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行 その他これらに類するサービス業を営む店舗	
自動車の停留または駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）	500平方メートル以上
劇場、観覧場、映画館または演芸場	1,000平方メートル以上
集会場（すべての集会室の床面積が200平方メートル以下のものに限る。）	
展示場	
ホテルまたは旅館	
共同住宅	
体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設または遊技場	
公衆浴場	
料理店	

備考 床面積の合計の欄に定めのない特別特定建築物は、規模にかかわらず、建築物移動等円滑化基準に適合させなければならないものとする。

別表第2（第29条関係）

特別特定建築物	床面積の合計
診療所（患者の収容施設を有しないものに限る。）	200平方メートル以上
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	500平方メートル未満
飲食店	
理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行 その他これらに類するサービス業を営む店舗	

別表第3（第33条関係）

特別特定建築物	床面積の合計
幼稚園	200平方メートル以上
病院または診療所（患者の収容施設を有するものに限る。）	
集会場（1の集会室の床面積が200平方メートルを超えるものに限る。） または公会堂	
保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	
老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの	
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これら に類するもの	
博物館、美術館または図書館	
診療所（患者の収容施設を有しないものに限る。）	500平方メートル以上
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	
飲食店	
理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行 その他これらに類するサービス業を営む店舗	
劇場、観覧場、映画館または演芸場	1,000平方メートル以上
集会場（すべての集会室の床面積が200平方メートル以下のものに限る。）	
展示場	
ホテルまたは旅館	
体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する 運動施設または遊技場	

別表第4（第37条関係）

病院または診療所（患者の収容施設を有するものに限る。）
劇場、観覧場、映画館または演芸場
集会場または公会堂
展示場
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
ホテルまたは旅館
保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署
博物館、美術館または図書館

## ■資料2 福祉のまちづくり総合計画策定の記録

### (1) 策定体制について

学識経験者、関係団体代表、公募区民、区職員で構成される「福祉のまちづくり総合計画検討委員会」、及び、区内の福祉のまちづくり関係団体代表、公募区民等で構成される「福祉のまちづくり総合計画区民懇談会」を組織し、検討を進めた。

### ■福祉のまちづくり総合計画検討委員会

	氏名	所属等
委員長	高橋 儀平	東洋大学 教授
副委員長	奥山 俊博	東京大学先端科学技術研究センター 特任研究員
	松田 雄二	東京理科大学 助教
委員	西 和彦	社団法人東京建築士会練馬支部
	秋山 隆幸	練馬区商店街連合会
	尾形 孝子	医療法人社団一陽会 練馬ゆめの木
	伊藤 絵利子	NPO 法人腎臓病連絡協議会すずらの会
	岩田 敏洋	社会福祉法人練馬区社会福祉協議会
	三浦 春菜	財団法人練馬区都市整備公社練馬まちづくりセンター
	佐藤 美希代	練馬手をつなぐ親の会
	高村 章子	練馬手をつなぐ親の会
	仲倉 重郎	練馬区身体障害者福祉協会
	的野 碩郎	練馬区視覚障害者福祉協会
	馬場 伸一	練馬区肢体不自由児者父母の会
	宮坂 知男	練馬区聴覚障害者協会
	松澤 勝	NPO 法人練馬家族会
	宮下 正規	練馬オストミークラブ
	重田 榮	練馬区老人クラブ連合会
	晴山 園世	NPO 法人手をつなご
	植田 瑞昌	公募区民
中島 加代子	公募区民	
	中村 啓一	企画部長
	大羽 康弘	福祉部長
	黒田 叔孝	都市整備部長
	乾 嘉行	土木部長

■福祉のまちづくり総合計画区民懇談会

氏名	所属等
奥山俊博	東京大学先端科学技術研究センター 特任研究員
松田雄二	東京理科大学 助教
西和彦	社団法人東京建築士会練馬支部
秋山隆幸	練馬区商店街連合会
福井倫子	医療法人社団一陽会 練馬ゆめの木
伊藤絵利子	NPO 法人腎臓病連絡協議会すずらんの会
岩田敏洋	社会福祉法人練馬区社会福祉協議会
三浦春菜	財団法人練馬区都市整備公社練馬まちづくりセンター
佐藤美希代	練馬手をつなぐ親の会
藤島澄江	練馬手をつなぐ親の会（平成22年3月～5月）
高村章子	（平成22年5月～）
仲倉重郎	練馬区身体障害者福祉協会
的野碩郎	練馬区視覚障害者福祉協会
馬場伸一	練馬区肢体不自由児者父母の会
宮坂知男	練馬区聴覚障害者協会
松澤勝	NPO 法人練馬家族会
宮下正規	練馬オストミークラブ
重田栄	練馬区老人クラブ連合会
晴山園世	NPO 法人手をつなご
天野久	公募区民
植田瑞昌	公募区民
加藤久美	公募区民
金澤茂雄	公募区民
北川乃貴	公募区民
佐藤ユリ工	公募区民
下河秀行	公募区民
鈴木邦子	公募区民
登坂恵子	公募区民
中島加代子	公募区民
浜屋光正	公募区民
放生朋子	公募区民

(2) 福祉のまちづくり総合計画策定までの流れ

年月日	取り組み
平成 21 年 11 月～	福祉団体・事業者、区担当課等へのヒアリング
平成 22 年 3 月 12 日	中村橋駅周辺交通バリアフリー点検ワークショップの実施
3 月 13 日	「福祉のまちづくりを語るつどい」開催 (検討委員委嘱式、キックオフイベント)

計画



4 月 13 日～ 8 月 23 日	福祉のまちづくり総合計画区民懇談会 (第 1 回～第 5 回) 開催
7 月 29 日～ 8 月 5 日	(区民と区長のつどい「みんなでつくる ずっと住みたい やさしいまち」開催)

福祉のまちづくり総合計画・区民懇談会案

福祉のまちづくり総合計画・骨子案

10 月 15 日 11 月 22 日	福祉のまちづくり総合計画検討委員会 (第 1 回、第 2 回) 開催
------------------------	---------------------------------------

福祉のまちづくり総合計画・検討委員会案

区長へ答申

福祉のまちづくり総合計画・素案

平成 23 年 2 月	パブリックコメント
----------------	-----------

福祉のまちづくり総合計画・最終案

3 月	福祉のまちづくり総合計画検討委員会へ 報告
-----	--------------------------

福祉のまちづくり総合計画  
策定

(3) 福祉のまちづくり総合計画区民懇談会の取り組み内容

**第1回 4月13日(火) 14時~17時 会場: 区役所19階1902会議室**

■福祉のまちづくりを体験! <オリエンテーション・準備編>

- 1) 総合計画アクションプランと推進事業の成果の紹介
- 2) 第1回から第5回の流れの紹介、意見交換
- 3) 他己紹介(参加者相互の交流)
- 4) 暮らしの中の福祉のまちづくりの課題の発見



平成18年に策定した「福祉のまちづくり総合計画」の取り組み成果を確認した後、第1回から第5回までの区民懇談会の流れを確認した。

その後テーマ別に5つの班に分かれ、第2回区民懇談会のまち歩き点検ワークショップに向けて準備作業を行った。自宅から公園や街、駅、役所へ移動し、散歩や買物、手続きをするなどの日常の生活場面を思い浮かべ、福祉のまちづくりの視点から気になることを出し合った。班ごとに道路や施設の出入口の構造から、トイレや階段、エレベーター等の施設、案内表示、人の対応、支援者の取り組みなどについて様々な意見が出された。

第2回のまち歩き点検ワークショップでは、ここで出された意見をもとにグループごとにある生活場面を想定し、まちに出てまちを点検することとした。

**第2回 5月31日(月) 13時30分~16時50分 会場: 練馬区職員研修所 研修室**

■福祉のまちづくりを体験! <実践編> ~暮らしの中の福祉のまちづくりを検証! ①

○ミッションを定めたまち歩き点検の実施 ストーリー・シミュレーションを実体験

- 1) ミッションとルート確認(復習)
- 2) まち歩き点検ワークショップ
- 3) 点検マップの作成
- 4) 結果発表



第1回懇談会で出された意見をもとに8つの班に分かれ、それぞれで想定した生活場面の目的と経路に沿って実際にまちを歩き、点検した。

- 1班: 子育て中の親が幼児を連れてスーパーで買い物をして公園で遊ぶ
- 2班: 視覚障害者がまちで駅までの道のりを尋ね、駅周辺のスーパーで買物をする
- 3班: 視覚障害者が駅で切符を購入し、ホームへ行き、そこから別の路線に乗り換える
- 4班: 視覚障害者が区役所へ向かい、住民票を受け取り、近くの公園まで散歩する
- 5班: 聴覚障害者が駅から事務所までの道のりを尋ね、商店街で買物をする
- 6班: 車いす利用者が駅から公園までの道のりを尋ね、散歩し、花の写真を撮る
- 7班: 車いす利用者が駅周辺の商店街で買物をして、駅で乗り換える
- 8班: 知的障害者が商店街で買物をして、公園へ散歩する



実際に子育て中の方や障害のある方、高齢の方、区職員が実際にまちを歩いたり、車いすに乗車して移動を体験したり、あるいはまち中の方に道を尋ねたりした。

点検内容は、地図上にまとめ、気づきや意見とともに点検結果を整理した。日常、何気なく歩いているまちが視点を変えるだけで全く異なる体験をし、新たな気づきを得ることができた。

### 第3回 6月7日(月) 13時30分～16時30分 会場：練馬区役所 地下多目的会議室

#### ■暮らしの中の福祉のまちづくりを検証！②

- 1) まち歩き点検ワークショップの振り返りと課題の整理
- 2) 暮らしの中の様々な場面について福祉のまちづくりの視点から課題を整理し、重点的に取り組むべきテーマを抽出



第2回と同じ班に分かれ、まち歩き点検の結果を振り返った。

それぞれの班で出された課題と、「福祉のまちづくり総合計画（基本的な考え方、基本方針／アクションプラン）」がどのように対応しているかを一つひとつ確認した。

対応を確認することで、現在までの取組で達成できていること、できていないこと、あるいは今後の課題を抽出できた。主なポイントとしては、「人の関わり」が大切であり、適切な対応をするためには教育や実際の体験が重要であることが指摘された。また、外出すること自体が重要で、社会と関わるきっかけであること、さらに安心して外出するためには安全な移動空間はもちろん、身近でわかりやすいところを利用できるトイレがあることが大切だとされた。さらに、これまで行われてきたバリアフリー化などの取り組みも一つひとつが連続してつながっていることが重要であることが指摘された。

### 第4回 7月20日(火) 13時30分～16時30分 会場：練馬区役所 地下多目的会議室

#### ■福祉のまちづくりで大切にしたいこと！

- 1) 福祉のまちづくりの理念、基本方針を検討
- 2) 課題解決のために重点的に取り組む内容を検討

第4回では第3回の結果を踏まえ、新たな計画の「基本理念と基本方針」そして「重要なテーマ」について検討した。

基本理念については現行計画と変わらず、また条例に基づくものであることから異論はなかった。

基本方針については、第3回で挙げられた「人の関わり」が重要であるとして、教育や体験を通じた理解と普及、交流の機会と場所の提供、地域における取り組みを推進する記述が必要であることが指摘された。

重要なテーマのキーワードとして、「人づくり」「理解」「地域」「交流」「トイレ」「情報」「相談窓口」「連続性」「連携する仕組み」などが挙げられた。

### 第5回 8月23日(月) 13時30分～16時 会場：練馬区役所 地下多目的会議室

#### ■福祉のまちづくり総合計画・区民懇談会案のまとめ

- 1) これまでの経緯と区民懇談会案の確認
- 2) 区民懇談会案に係る意見交換

第4回の議論を受けてまとめられた新たな計画の区民懇談会案のたたき台について検討した。

計画目標のキャッチフレーズ「安心、らくらく、便利」についてはスピード感があるなどの意見が多く、変更を望む意見が出された。また、16の基本方針および基本方針に関わる3つの視点については抽象的でなく、わかりやすい表現がよいとの指摘があった。

16の基本方針については、これまでの議論から理解を促す「気づきの必要性」と交流の「機会づくり・場づくり」を新たに分けて加えた。

具体的な取り組みについては、確実に推進していくための体制や仕組みづくり、目標値を掲げたほうがよいという意見が出された。

#### (4) 福祉のまちづくり総合計画検討委員会の取り組み内容

##### 第1回 10月5日(火) 9時30分～11時30分 会場：練馬区役所 19階 1902会議室

- 1) 福祉のまちづくり総合計画区民懇談会の報告
- 2) 福祉のまちづくり総合計画骨子案の紹介と意見交換



区民懇談会案を受け、事務局でまとめた新たな計画の骨子案をもとに検討委員で意見交換を行った。骨子案は区民懇談会案の計画目標、基本理念、基本方針、基本方針を推進する上での3つの視点、そして5か年で重点的に進める取り組みを踏まえ、これに関係所管課の関連事業および重点施策を加えまとめたものである。

##### 第2回 11月22日(月) 10時00分～12時30分 会場：練馬区役所 地下多目的会議室

- 1) 福祉のまちづくり総合計画検討委員会案の説明と質疑



第1回検討会及び庁内における調整を経て、事務局でまとめた新たな計画の検討委員会案をもとに検討委員で質疑を行った。

主な変更点は、名称を「福祉のまちづくり総合計画」としたこと、計画目標のキャッチフレーズを削除したこと、そして基本方針以降の構成を、16の基本方針に基づく分野別計画事業と「重点事業を選ぶ上での考え方」に基づく重点事業の整理を行ったことである。

(5) 区民と区長のつどい「みんなでつくる ずっと住みたいやさしいまち」の開催

第1回	7月29日(木)	18時30分~20時30分	会場: 練馬区役所 地下多目的会議室
第2回	7月31日(土)	14時00分~16時00分	会場: 勤労福祉会館
第3回	8月3日(火)	18時30分~20時30分	会場: 関区民センター2階
第4回	8月5日(木)	18時30分~20時30分	会場: 光が丘区民センター3階

### ■資料3 福祉のまちづくりに関する区民の意識調査

#### (1) アンケート調査の目的

福祉のまちづくり総合計画や福祉のまちづくり推進条例策定にこれまで関わってきた区民に対して、福祉のまちづくりや総合計画に対する認識、評価、および今後の取組に対する意向を知る目的で実施しました。

#### (2) 調査の概要

調査の実施方法、及び、回収結果等は以下の通りです。

=====

**【対象者】** 福祉のまちづくり総合計画に係る事業（ワークショップ等）に関わった区民  
福祉のまちづくり推進条例策定に関わった区民

※対象区民が関わった事業等は以下の通り。

○福祉のまちづくり総合計画作業部会（平成16～17年度）
○福祉のまちづくり200人モニター（平成18年度～）
○福祉のまちづくりを推進する区民協議会（平成18年度～）
○福祉のまちづくりパートナーシップ区民活動支援事業（平成18年度～）
○「建物サインづくりマニュアル」作成のワークショップ（平成18年度）
○「建物利用ガイド作成マニュアル」作成のワークショップ（平成19年度）
○その他福祉のまちづくりに関するワークショップ
○QRコード（地図情報の提供）実証実験（平成20年度）
○福祉のまちづくり推進条例策定懇談会
○障害者団体代表
○地域福祉パワーアップカレッジねりま

**【対象人数】** 365名

**【配布・回収方法】** アンケート回答用紙を郵送配布、及び、回答用紙を郵送回収

**【締め切り等】** 平成22年2月23日郵送、3月5日締切

**【アンケート設問】** 選択肢14問、及び、フェイスシート6問で構成

<p>《練馬区の「福祉のまちづくり」に対する満足度》</p> <p>問1 5年前に比べ、練馬区では次のような方の外出全般が容易になってきたと思いますか。ご自身の実感、または、ご自分がその立場にたったことを想像してお答えください。(SA)</p> <p>問2 5年前に比べ、練馬区では次のような方の社会参加（地域活動や文化活動、買物などの社会活動）がしやすくなってきたと思いますか。ご自身の実感、または、ご自分がその立場にたったことを想像してお答えください。(SA)</p> <p>《「福祉のまちづくり」に関する情報について》</p> <p>問3 福祉のまちづくりの取組について情報を得る機会は、以前と比べて増えたと思いますか。(SA)</p> <p>問4 あなたは、福祉のまちづくりの取組についての情報をどこから得ますか。(MA)</p> <p>《「福祉のまちづくり」に対するお考えについて》</p> <p>問5 あなたは福祉のまちづくりやバリアフリーについて、ご家族やご友人と話をすることがありますか。(SA)</p> <p>→「ア ある」を選択された方に伺います。どのようなことを話しますか。(FA)</p>
--

- 問6 まちで障害のある方や高齢の方が困っているのを見かけた時、あなたはどのような行動をしたことがありますか。(SA)
- 問7 あなた自身が、まちの中で外出のしにくさを感じる時はありますか。(SA)
- 問8 問7で「ア ある」を選択された方に伺います。あなた自身が、日常よくでかける場所へ行くまでに不便を感じるのはどのようなことですか。(MA)

《「福祉のまちづくり」に関わる取組について》

- 問9 「福祉のまちづくり総合計画」が期待どおりに進んでいると思いますか。(SA)
- 問10 問9で「ア かなり進んでいる」「イ 少し進んでいる」を選択された方にうかがいます。どのようなときや場所で、そのようにお感じになりますか。(FA)
- 問11 問9で「ウ あまり進んでいない」「エ ほとんど進んでいない」を選択された方にうかがいます。期待どおりに進んでいない原因は何だとお考えですか。(MA：3つまで)
- 問12 問11をお答えになった方にうかがいます。期待どおりに進んでいない原因について、どのようなときや場面でお感じになりますか。(FA)
- 問13 現在、練馬区で「練馬区福祉のまちづくり推進条例」を策定していることを知っていますか。(SA)

《「福祉のまちづくり」に関わる今後の取組について》

- 問14 「福祉のまちづくり総合計画」「福祉のまちづくり推進条例」では、区民と区の協働により福祉のまちづくりを推進するとし、区は啓発、情報提供、技術的支援、調査などを行うこととしています。今後、区が積極的に行う必要があると感じられる取組は何ですか。(MA：3つまで)
- 問15 あなたは福祉のまちづくりに関わる取組として、今後どのようなものに参加したいと思いますか。(MA)

《フェイスシート》

- あなたの性別をお答えください。
- あなたの年齢をお答えください。
- 現在のあなたの世帯構成をお答えください。
- 障害がある場合、その種別をお答えください。
- あなたがよく利用する駅・停留所をお答えください。
- あなたがよく利用する公共施設をお答えください。
- あなたがこれまで参加したことのある練馬区福祉のまちづくりに関わる取組をお答えください。(MA)

《自由記載》

- 福祉のまちづくりについて、日ごろお感じになっている課題や意見等をご自由にご記入ください。

※：「SA」は択一の設問、「MA」は複数選択の設問、「FA」は自由回答の設問

【回収率】 51.5% (188/365)

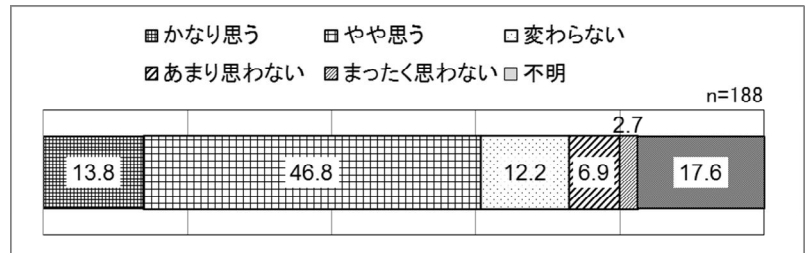
=====

(3) 集計結果

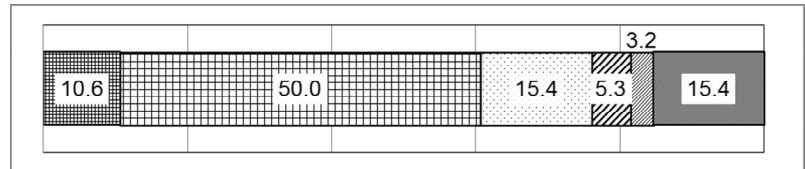
次頁から、アンケートの集計結果を整理する。

問1 外出のしやすさ(単純集計)

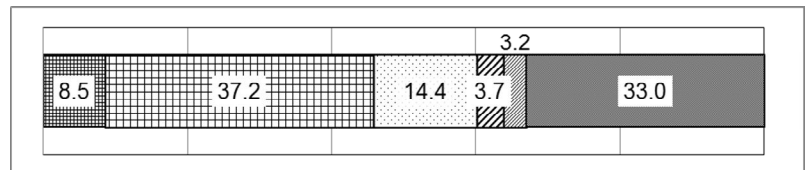
障害のある方



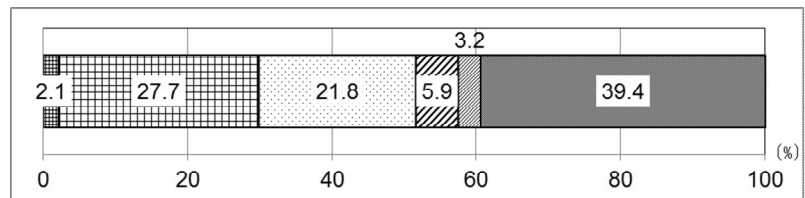
高齢の方



子育てをする方

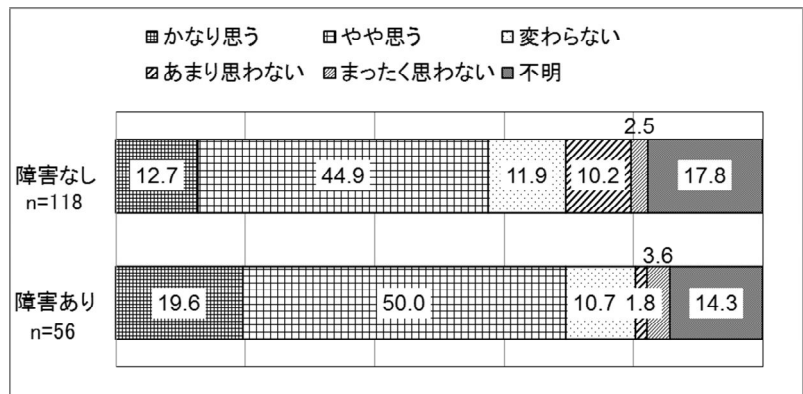


日本語を母国語としない方

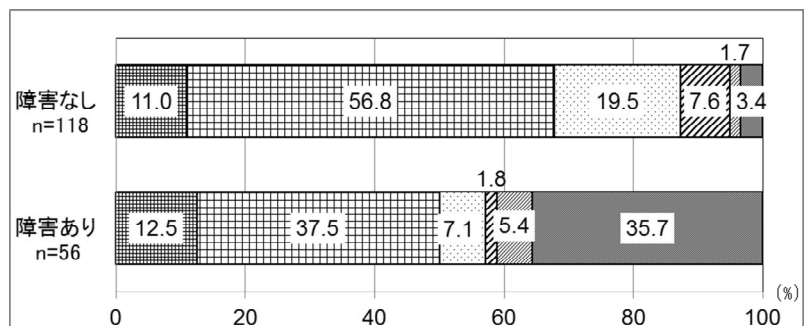


問1 外出のしやすさ(回答者の障害の有無によるクロス集計)

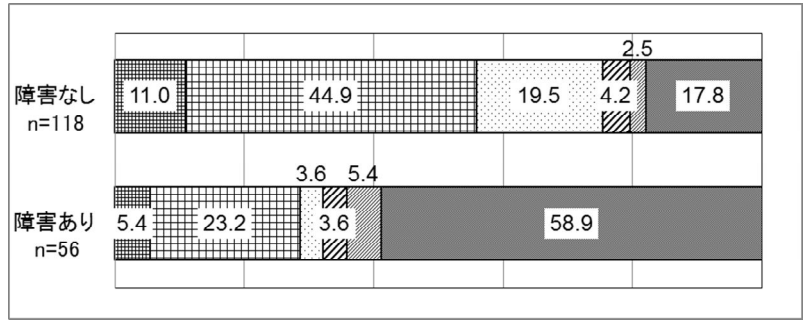
障害のある方



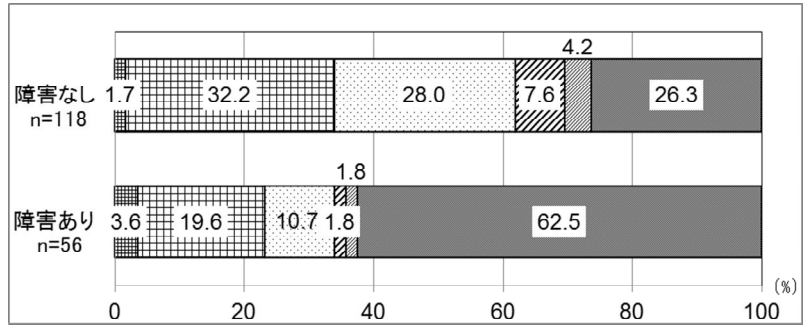
高齢の方



子育てをする方

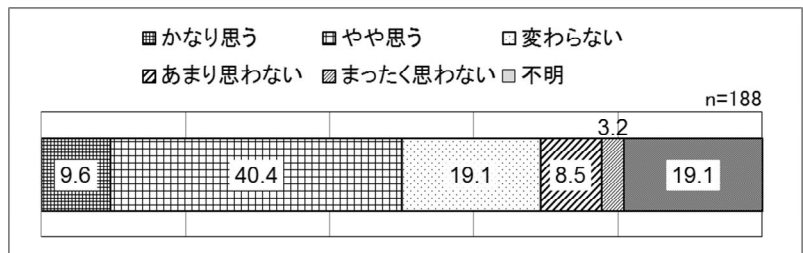


日本語を母国語としない方

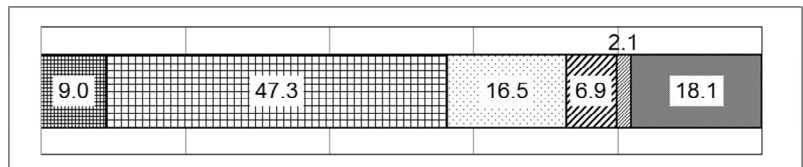


問2 社会参加のしやすさ(単純集計)

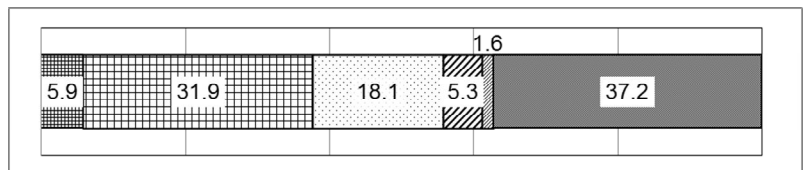
障害のある方



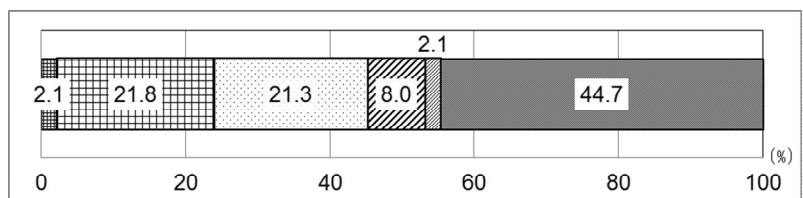
高齢の方



子育てをする方

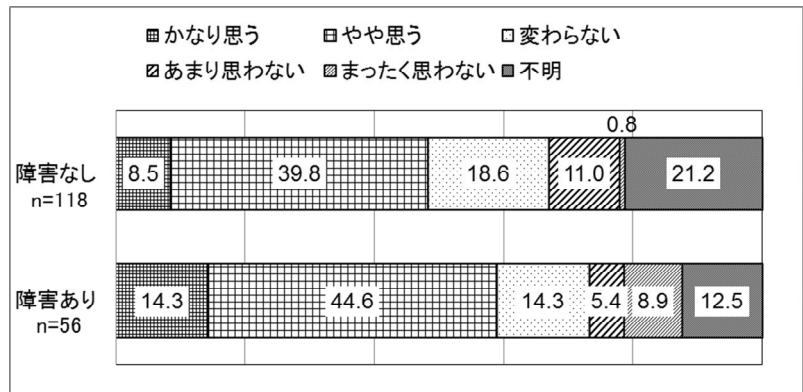


日本語を母国語としない方

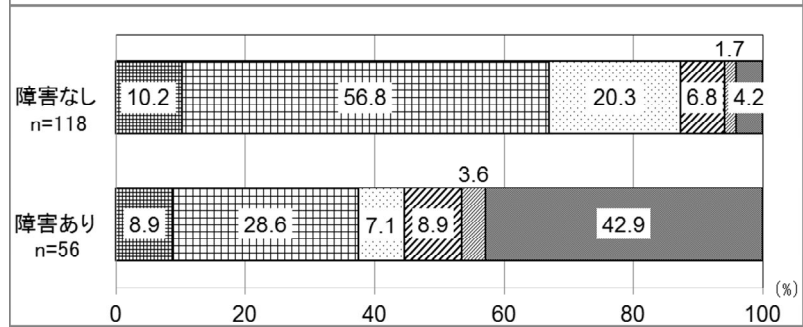


問2 社会参加のしやすさ(回答者の障害の有無によるクロス集計)

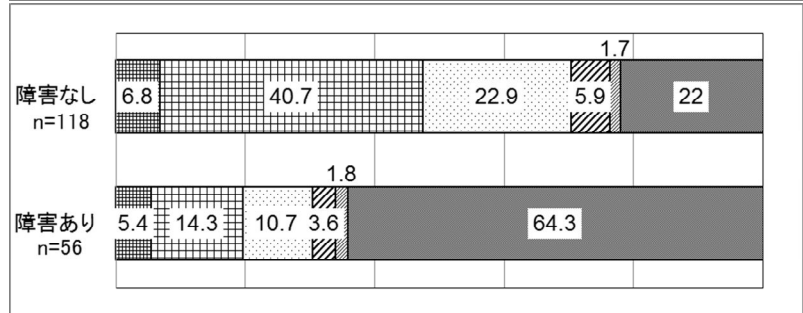
障害のある方



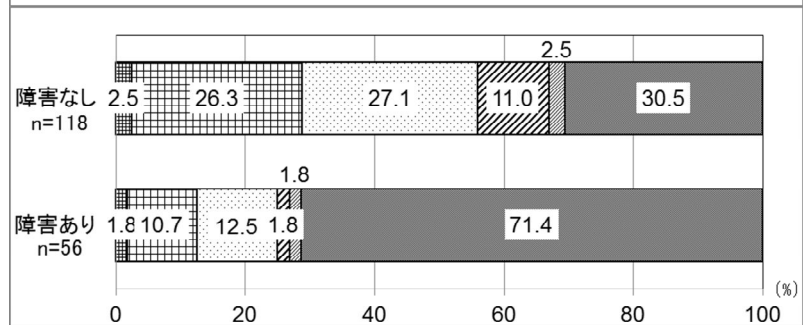
高齢の方



子育てをする方

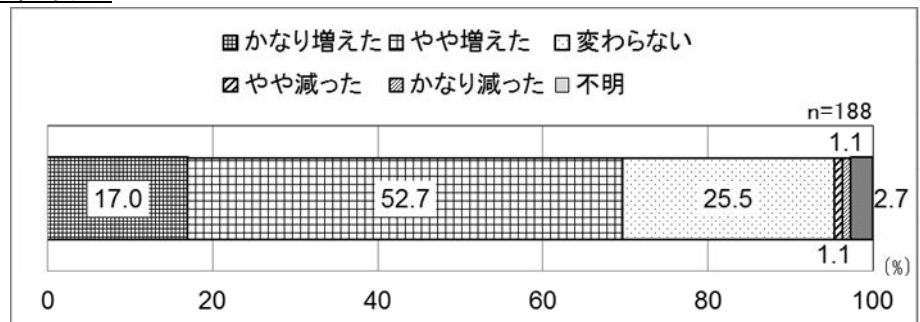


日本語を母国語としない方

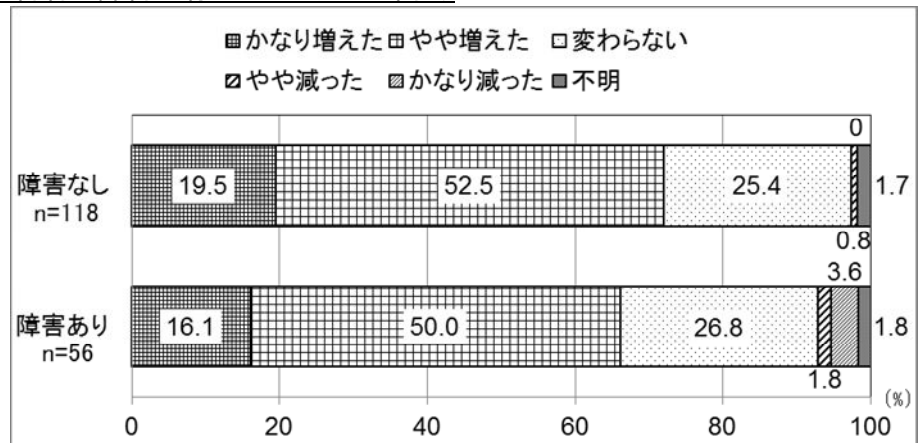




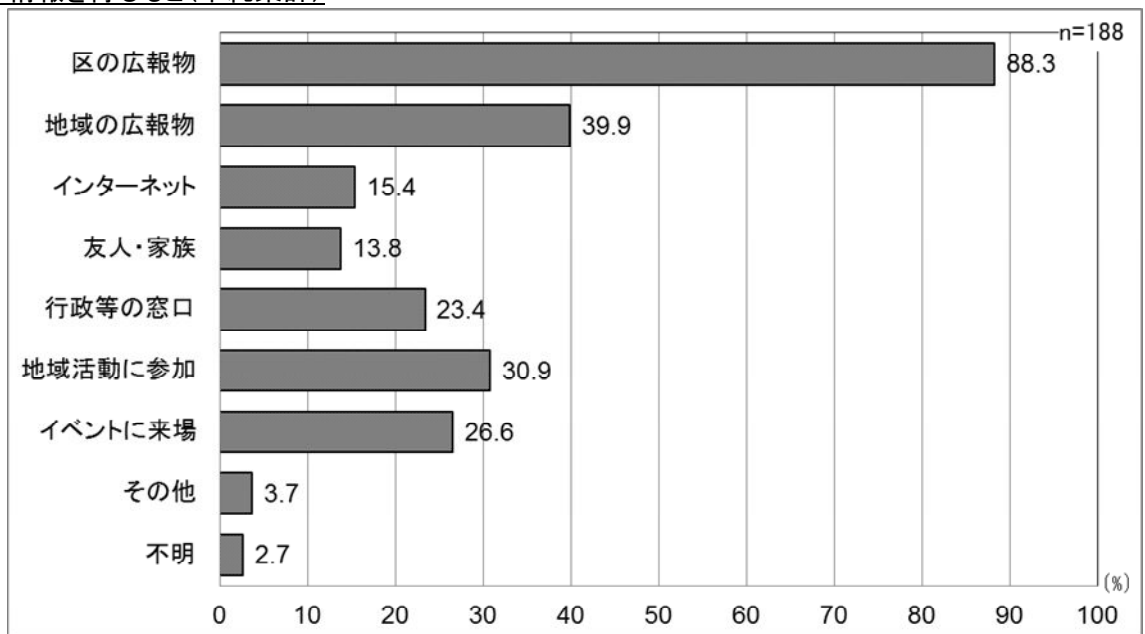
問3 情報を得る機会(単純集計)



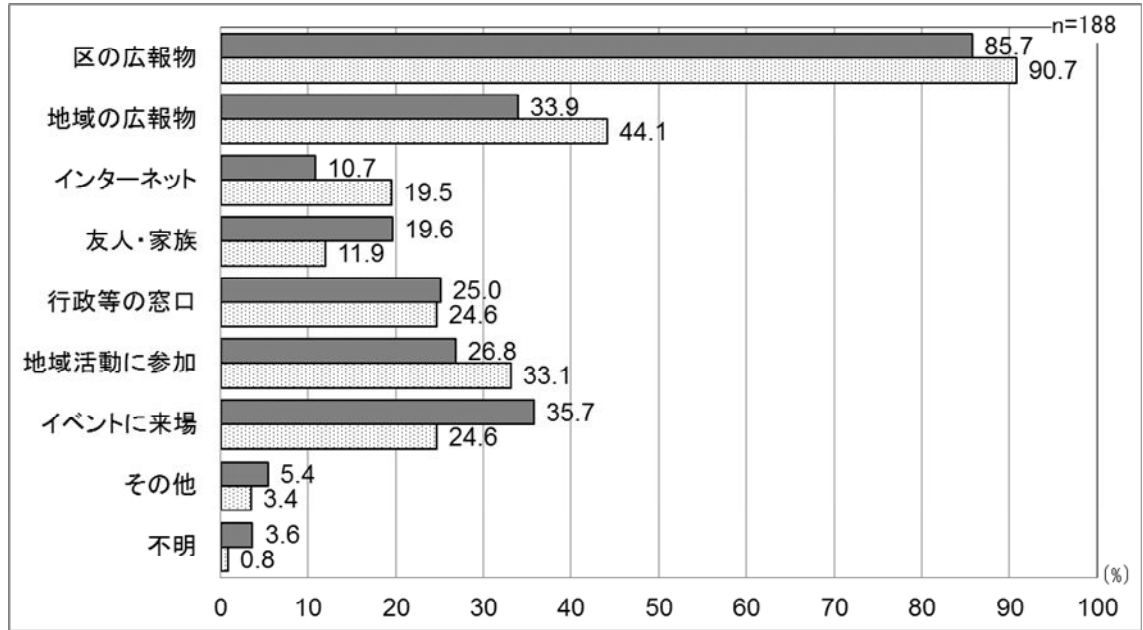
問3 情報を得る機会(回答者の障害の有無によるクロス集計)



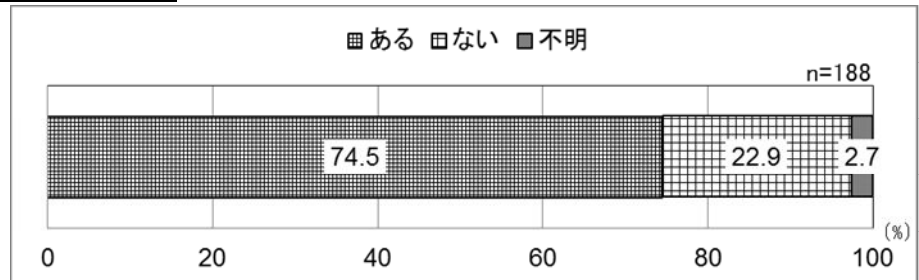
問4 情報を得るもと(単純集計)



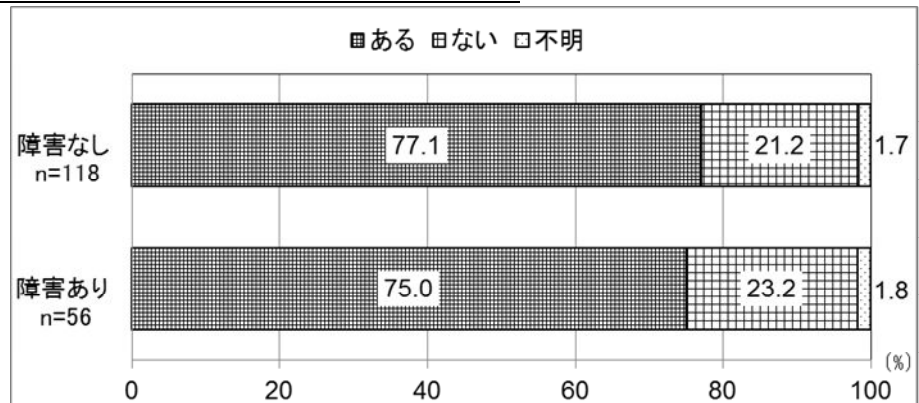
問4 情報を得るもと(回答者の障害の有無によるクロス集計)



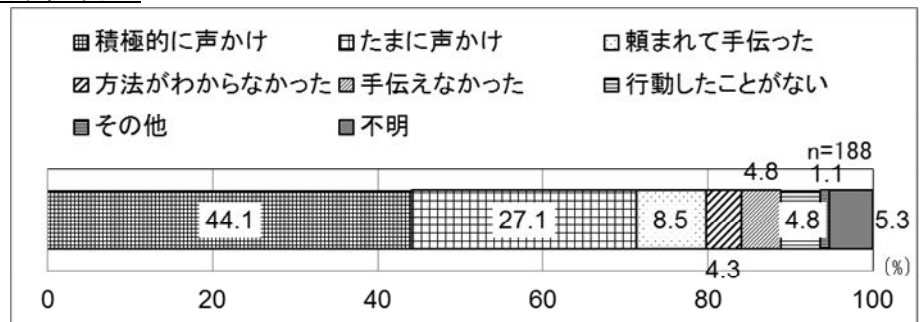
問5 福祉まちづくりの話題(単純集計)



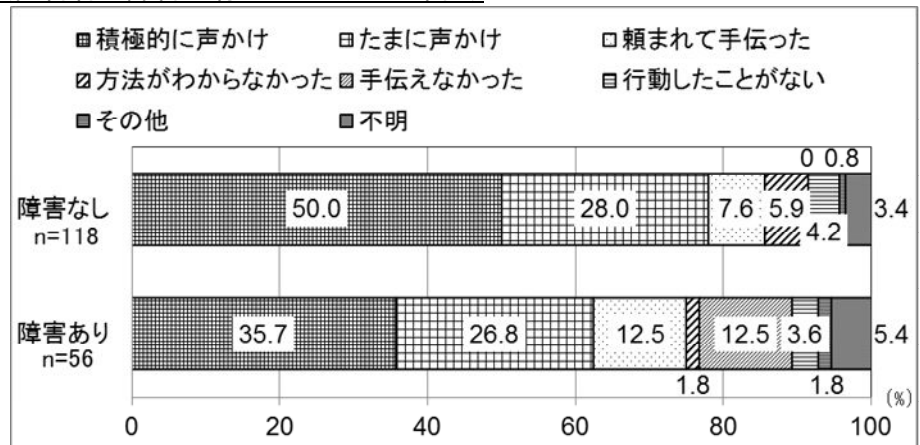
問5 福祉まちづくりの話題(回答者の障害の有無によるクロス集計)



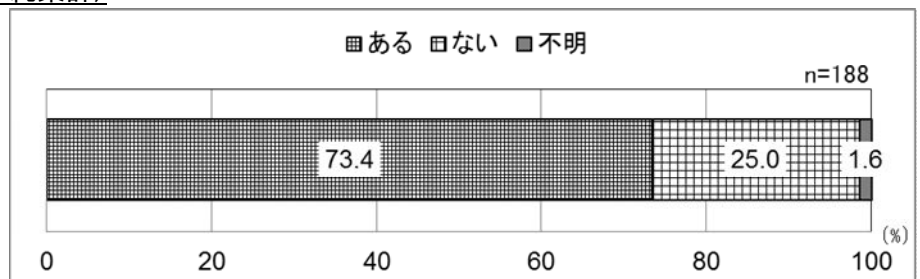
問6 福祉行動について(単純集計)



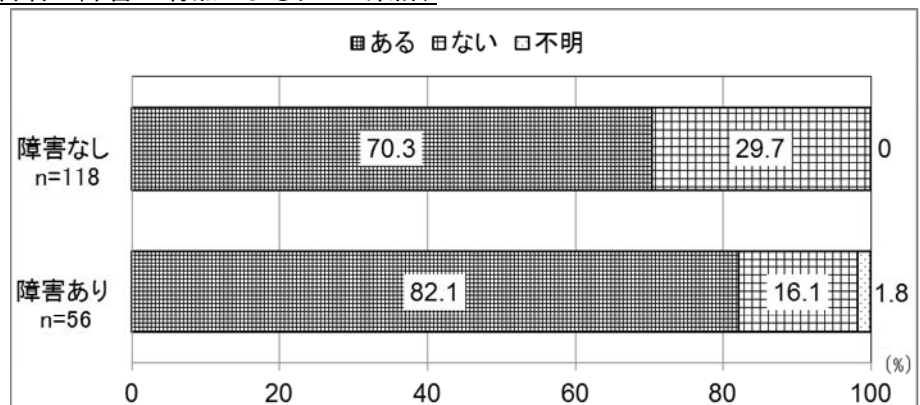
問6 福祉行動について(回答者の障害の有無によるクロス集計)



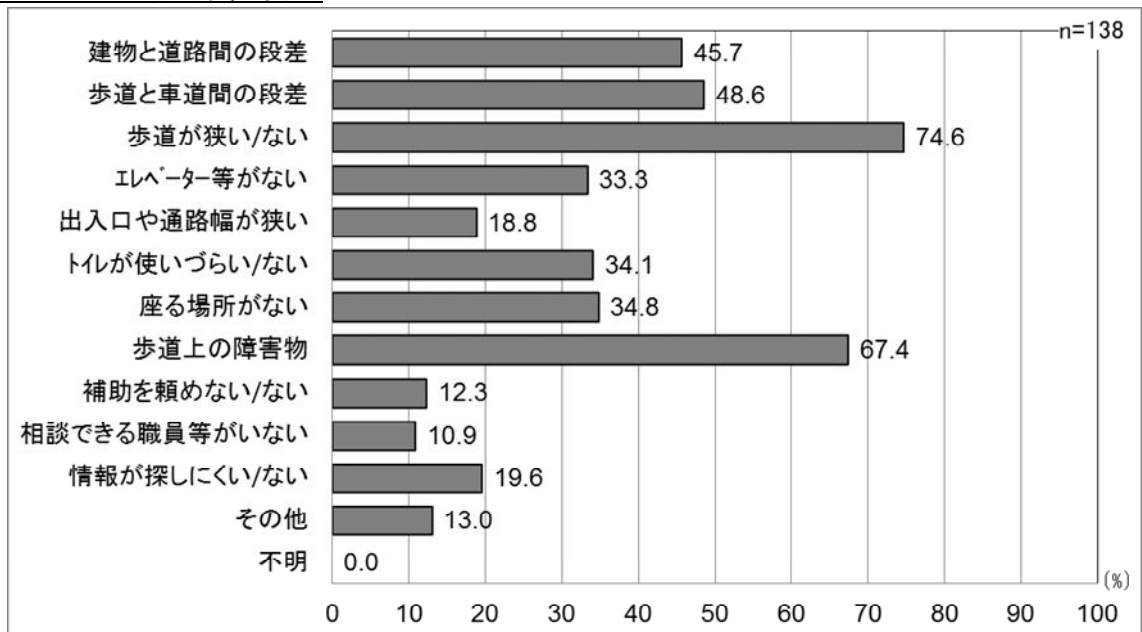
問7 外出のしにくさ (単純集計)



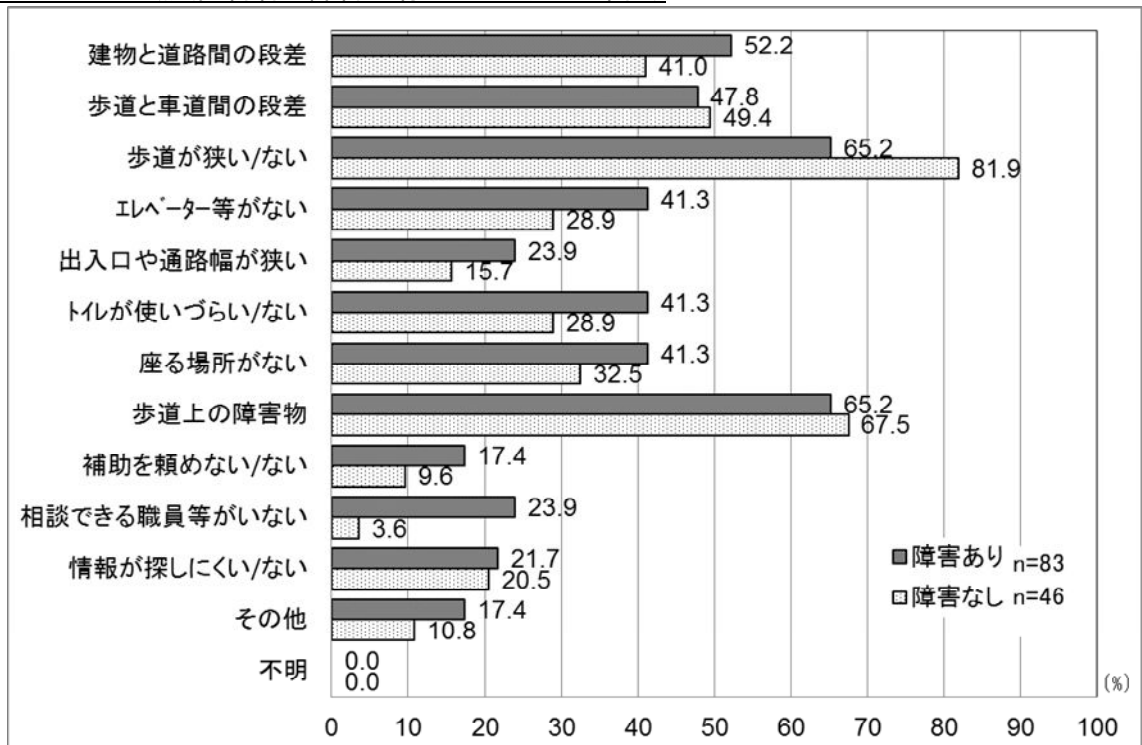
問7 外出のしにくさ(回答者の障害の有無によるクロス集計)



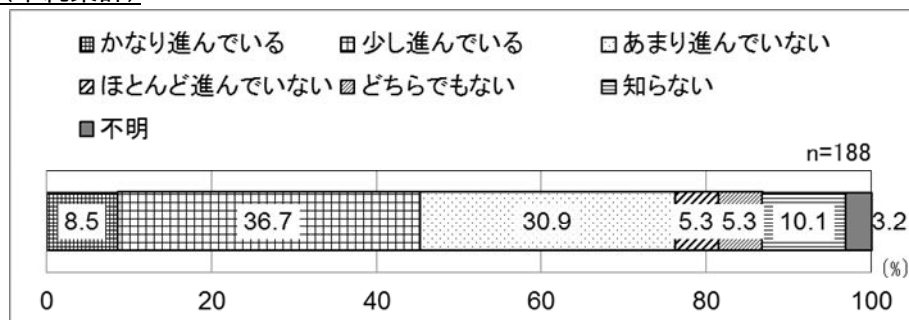
問8 外出しにくい点(単純集計)



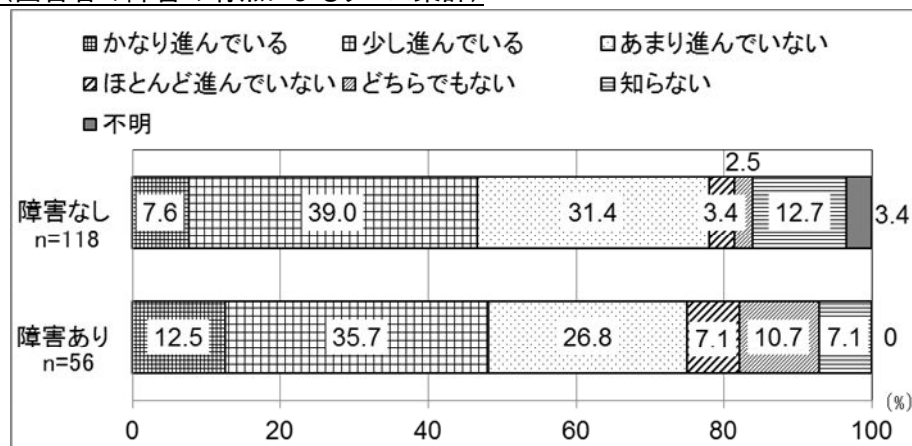
問8 外出しにくい点(回答者の障害の有無によるクロス集計)



問9 総合計画について(単純集計)



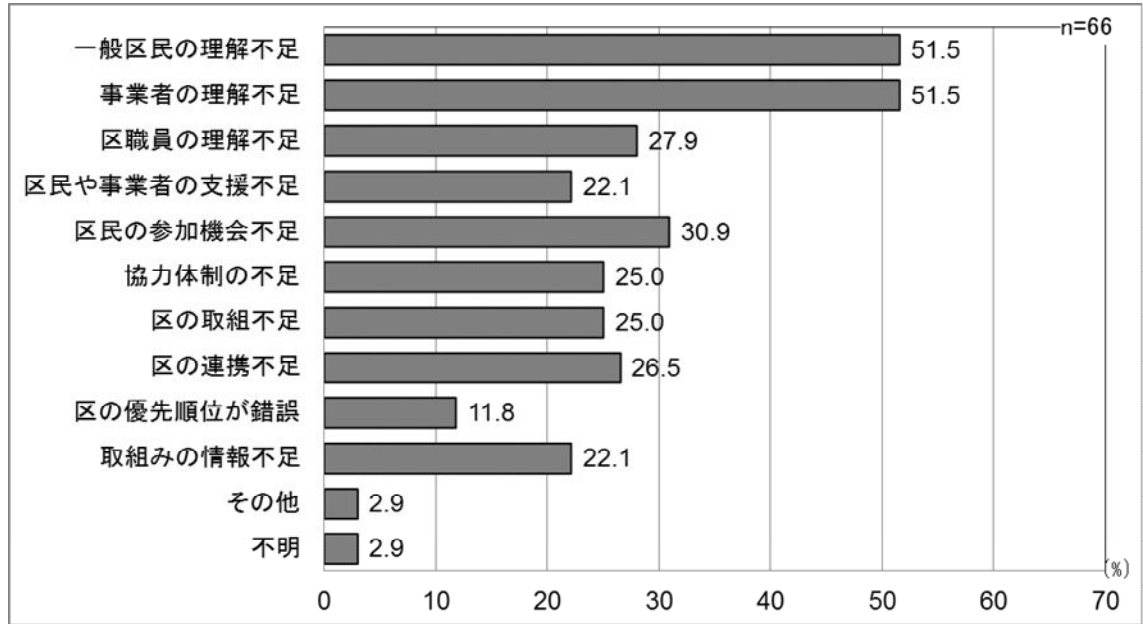
問9 総合計画について(回答者の障害の有無によるクロス集計)



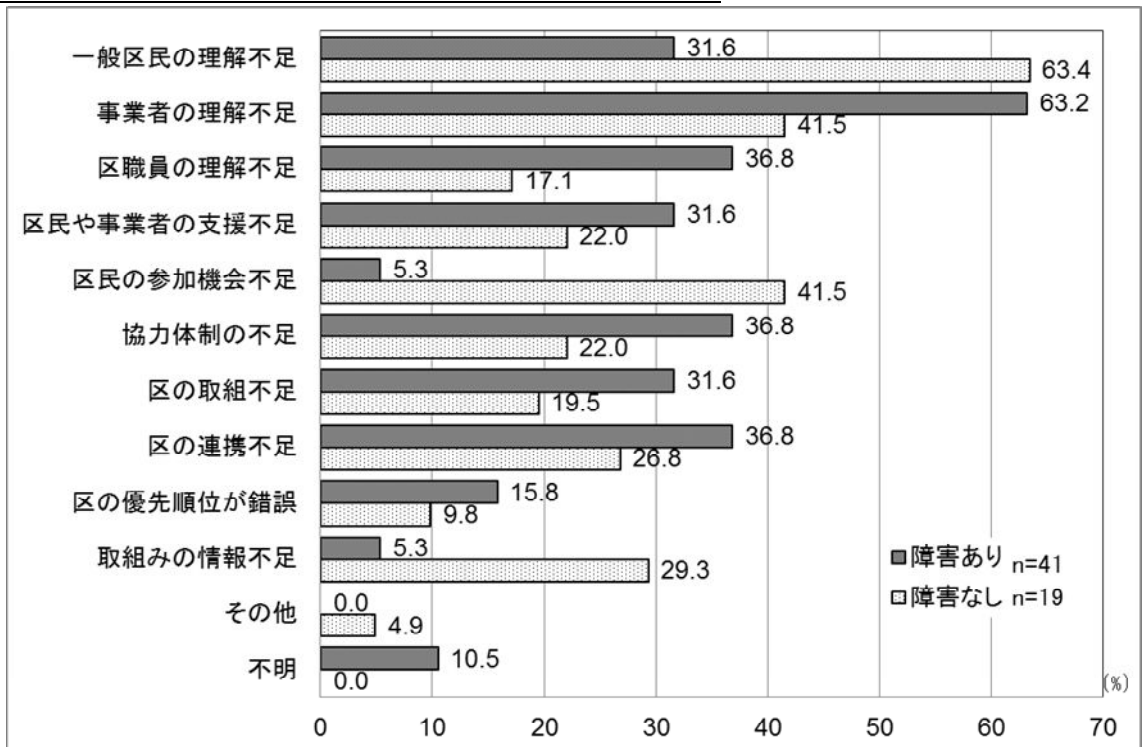
問10 「総合計画」が進んでいると感じる状況

<p>■バリアフリー化の進展</p> <p>《公共施設や駅及びその周辺》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新しい施設や建物のエレベーター</li> <li>・トイレ、授乳室などが増えた</li> <li>・駅のエレベーター、エスカレーター</li> <li>・福祉施設が増えた</li> </ul> <p>道路・公園</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・歩道と車道の段差が少ない</li> <li>・歩きやすい舗装、舗装技術</li> <li>・整備された交差点や信号</li> <li>・車いすでも入れる公園</li> <li>・手入れされた公園</li> </ul>	<p>■福祉のまちづくりに関する活動への参加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会とかかわっているとき</li> <li>・避難拠点の訓練を行うとき</li> <li>・地域福祉向上のための施策に取り組んでいる</li> <li>・ボランティア活動に関わっているとき</li> <li>・福祉関係の催しに区民の参加が多い</li> <li>・パワーアップカレッジやパートナーシップ活動支援</li> </ul> <p>■区民の理解向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・商店街の方の話や対応</li> <li>・まちでのほかの人の会話の話題になっている</li> <li>・公共の場で当事者の方をよく見るようになった</li> </ul>
<p>■施設等の運用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放置自転車の取り締まり</li> <li>・窓口の記載台の高さ</li> <li>・コンビニエンスストア等でトイレが利用できる</li> </ul>	<p>■福祉のまちづくりに関する情報の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報物等で福祉に関わる情報を得る機会が増えた</li> <li>・区報などを見て感じる</li> <li>・情報誌等で区や福祉関連機関の活動を見たとき</li> </ul>
<p>■窓口の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談しに行ける、しやすい場所があること</li> <li>・相談場所が増えている</li> <li>・職員の丁寧な対応</li> </ul>	

問 11 進んでいない原因(単純集計)



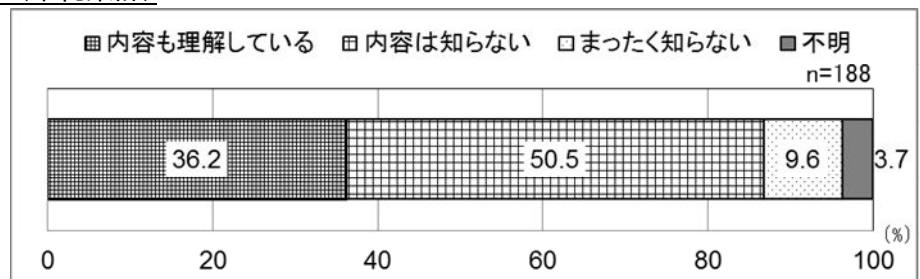
問 11 進んでいない原因(回答者の障害の有無によるクロス集計)



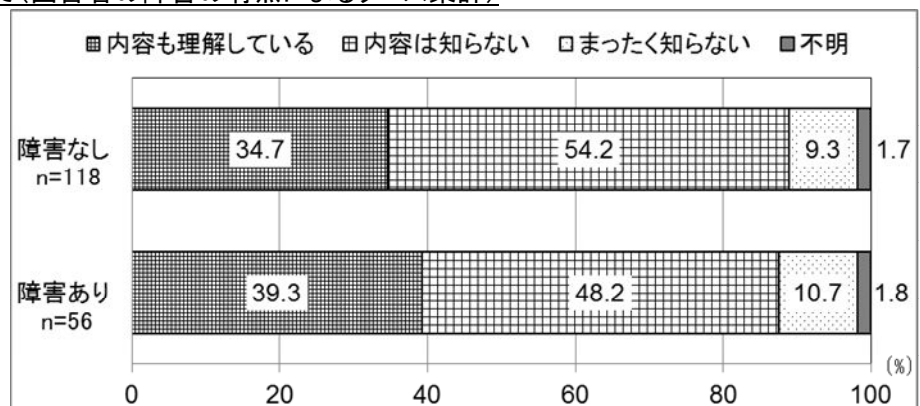
問 12 「総合計画」が進んでいないと感じる状況

<p>■歩行環境</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路・歩道の幅が狭い</li> <li>・路面の凹凸が改善されていない</li> <li>・歩道をふさぐ電柱やポスト</li> <li>・盲人信号が設置されない</li> <li>・中心から少し離れると整備が不十分</li> </ul>	<p>■施設・建物の環境</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建物の出入口の段差や階段</li> <li>・古い公営住宅の改良が遅れている</li> <li>・中途半端な改良が多い</li> <li>・車いすで入れない公園</li> <li>・車いすで入れない商店や飲食店が多い</li> <li>・商店の商品や看板の歩道へのはみ出し</li> </ul>
<p>■駅、駅周辺の環境</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長いスロープ</li> <li>・駅は整備されているが、そこに至るまで遅れている</li> <li>・駅にエレベーターが設置されていない</li> </ul>	<p>■自転車の利用マナー</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放置自転車があるとき</li> <li>・脇を自転車がスピードを出して通り過ぎる</li> </ul>
<p>■福祉のまちづくりへの参加機会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉のまちづくりへの区民の参加機会が少ない</li> <li>・総合計画に対する区民の意見の反映のさせ方</li> <li>・協議会の場やモニターへの回答がない</li> </ul>	<p>■福祉のまちづくりへの理解</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一部の人々の活動にとどまっている</li> <li>・エレベーター利用時に車いす利用者への思いやりにない</li> <li>・歩道上で当事者を急がず態度</li> <li>・職員の対応</li> </ul>
<p>■福祉のまちづくりに関わる情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉のまちづくりが身近に感じられない</li> <li>・福祉の大切な部分に予算が少額しか出ていない</li> <li>・アクションプランが計画通りに進んでいるのか目に見えない、情報が見つからない</li> <li>・やりやすい場所しかやっていない</li> <li>・必要なところに情報が至っていない</li> </ul>	<p>■公共交通機関</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・車いすでの車の乗降</li> </ul>

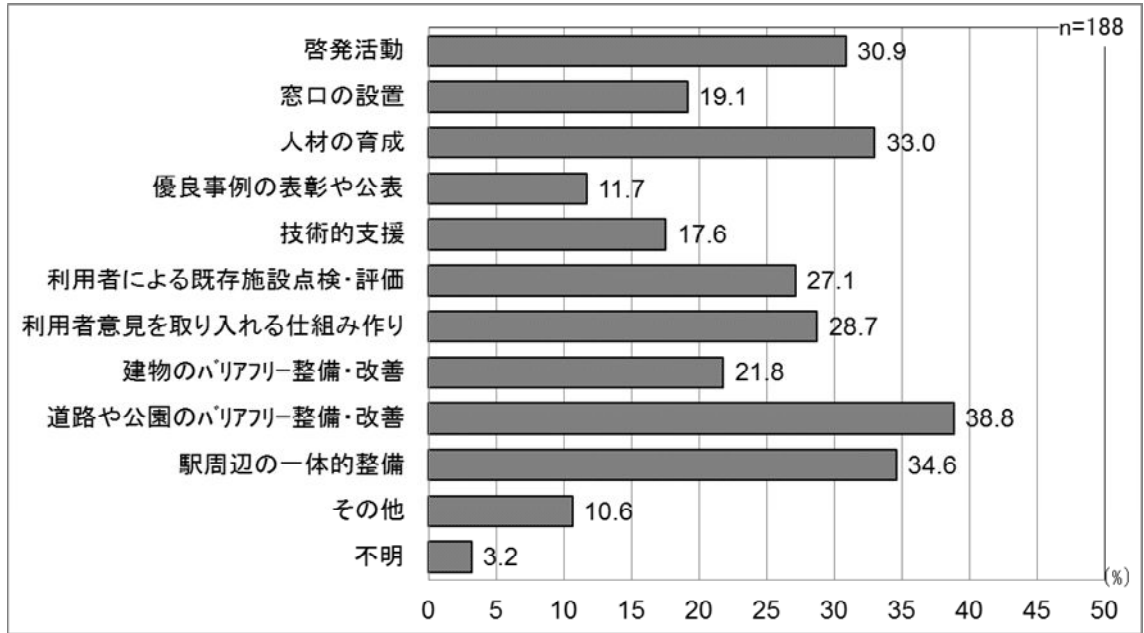
問 13 推進条例について(単純集計)



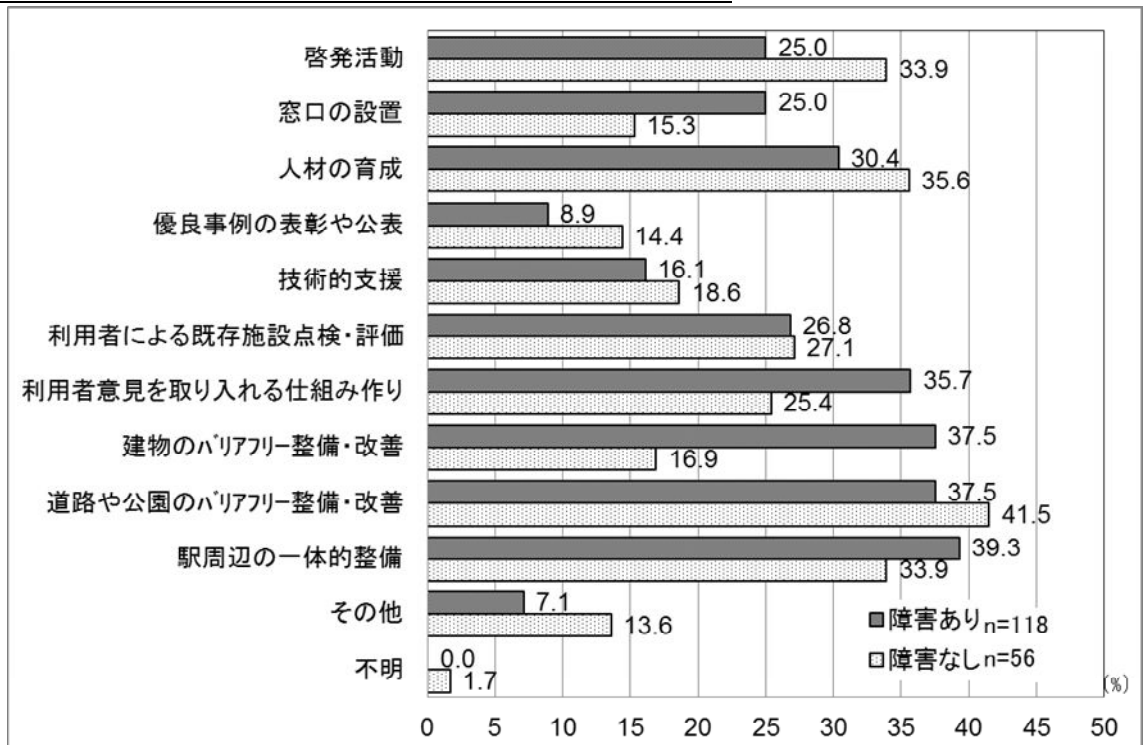
問 13 推進条例について(回答者の障害の有無によるクロス集計)



問 14 今後の区の実施(単純集計)

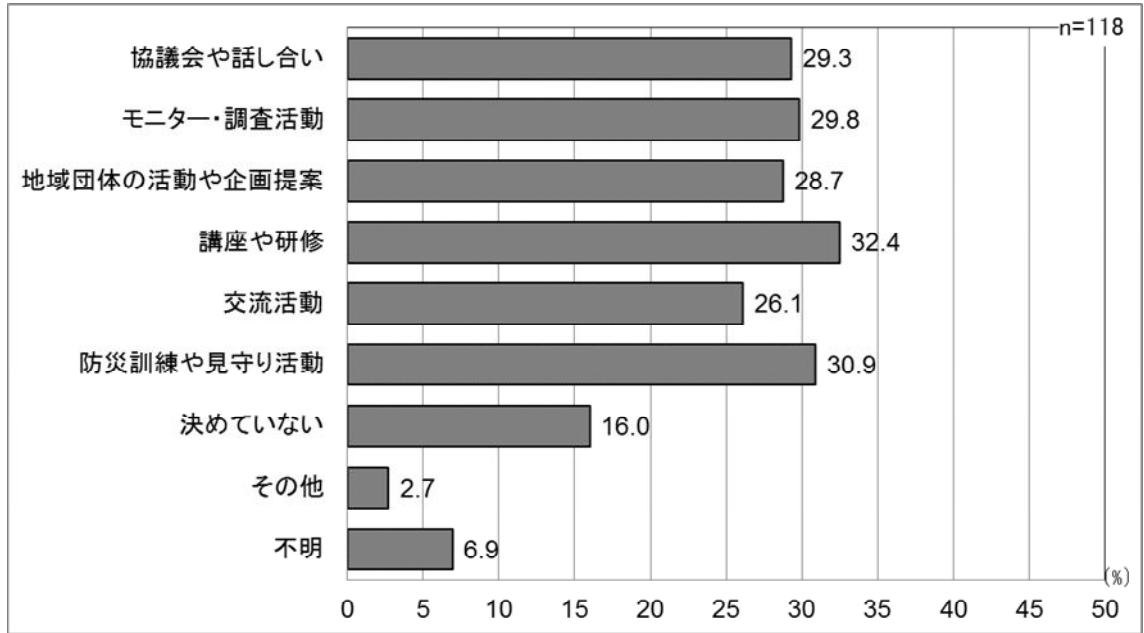


問 14 今後の区の実施(回答者の障害の有無によるクロス集計)

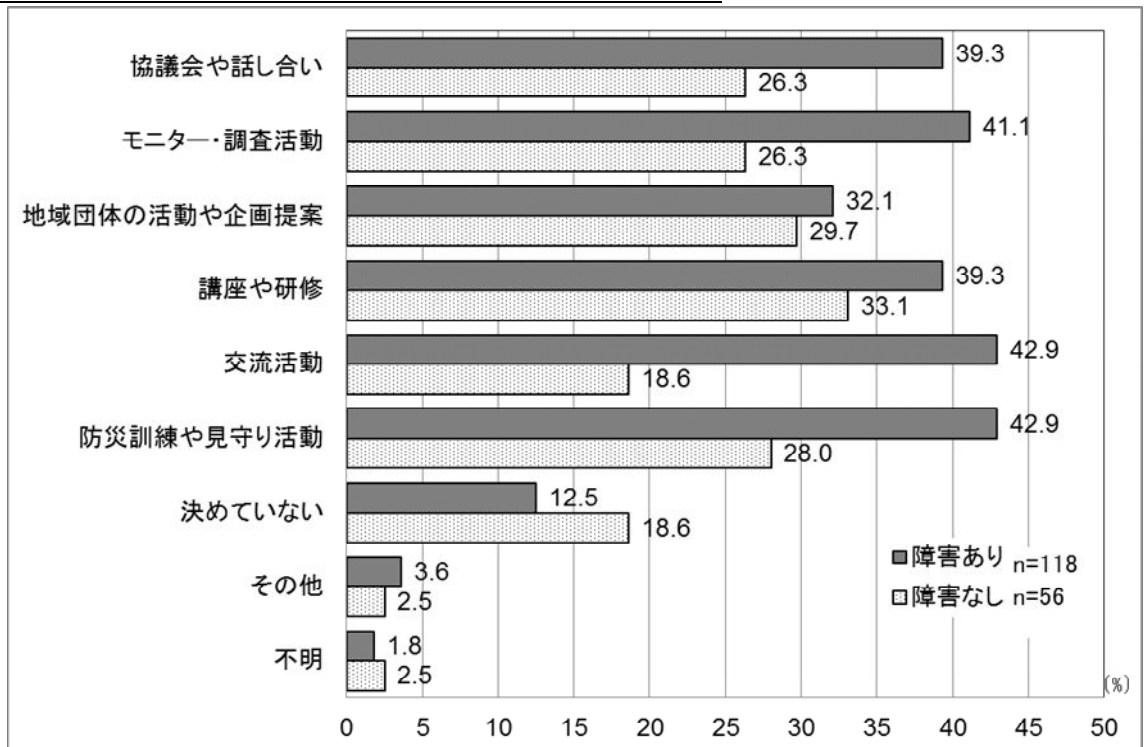




問 15 参加したい取組み(単純集計)

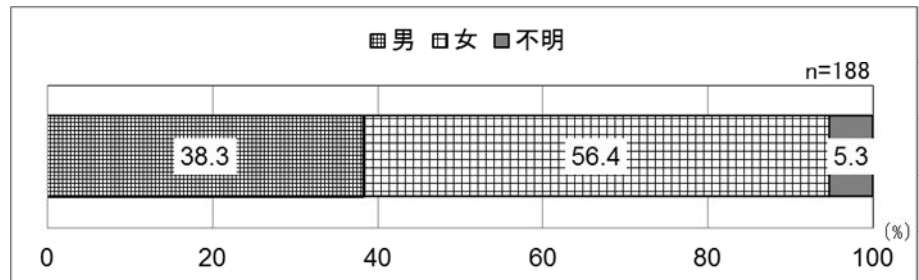


問 15 参加したい取組み(回答者の障害の有無によるクロス集計)

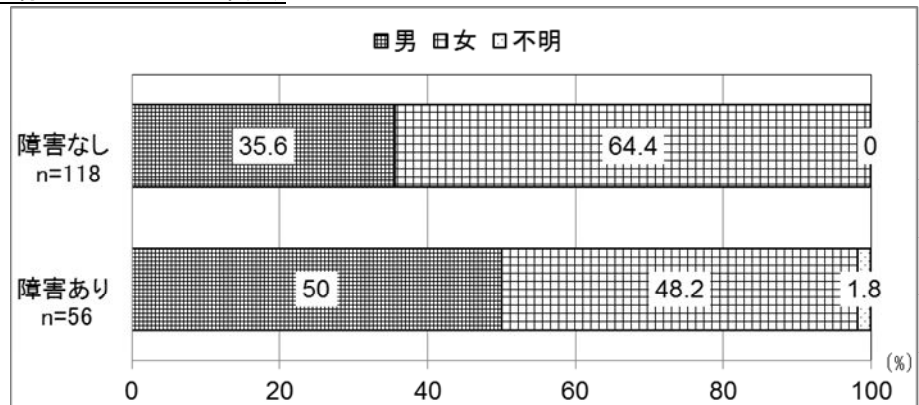


■フェイスシート

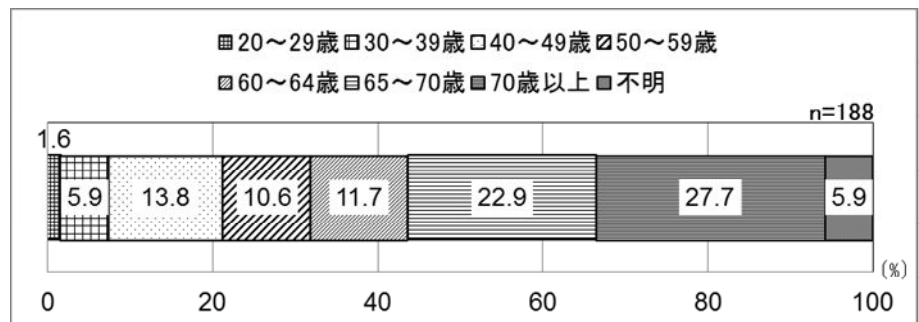
性別(単純集計)



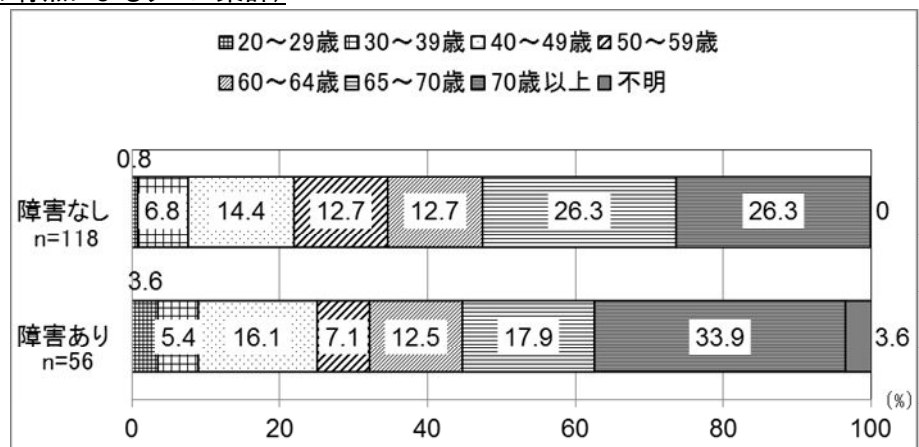
性別(回答者の障害の有無によるクロス集計)



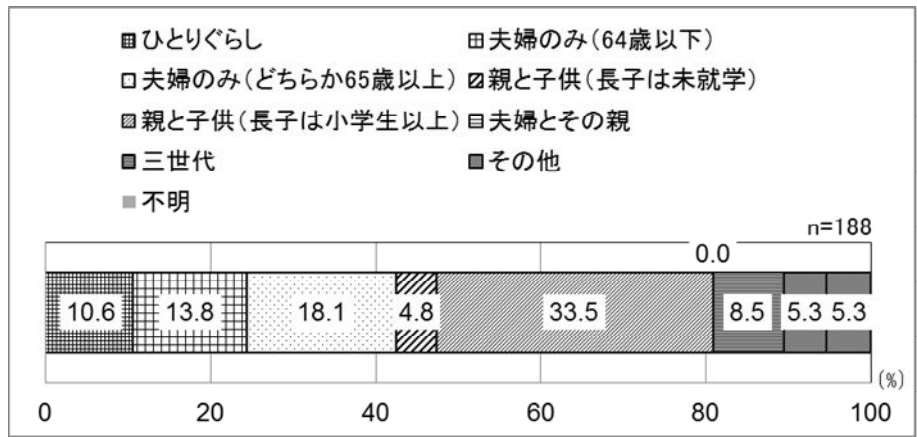
年齢(単純集計)



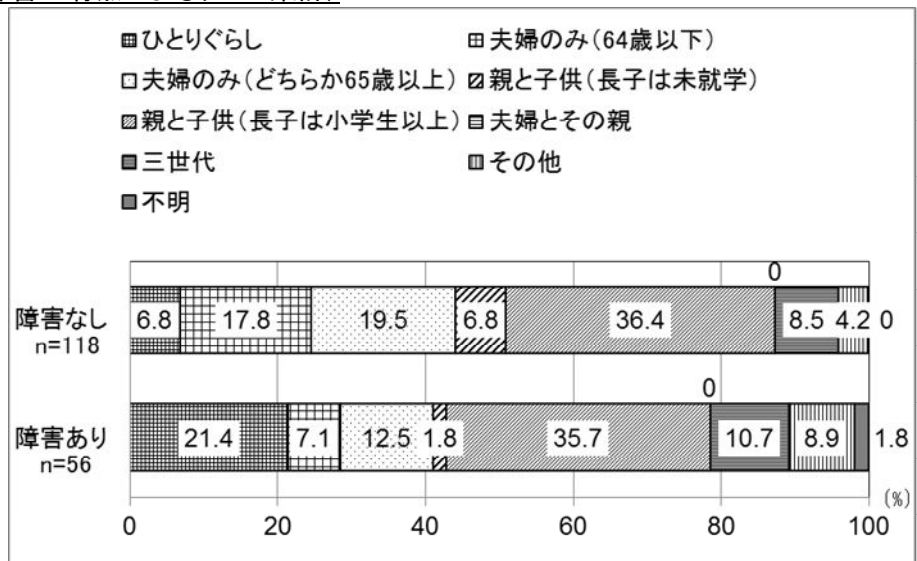
年齢(回答者の障害の有無によるクロス集計)



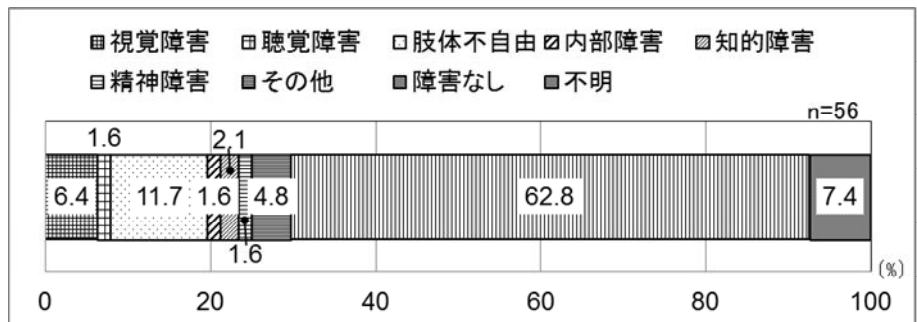
世帯構成(単純集計)



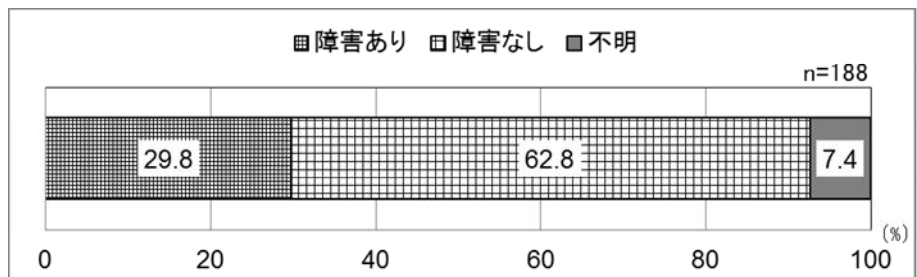
世帯構成(回答者の障害の有無によるクロス集計)



障害の種類



障害の有無



利用する駅・停留所（回答件数、n=188）

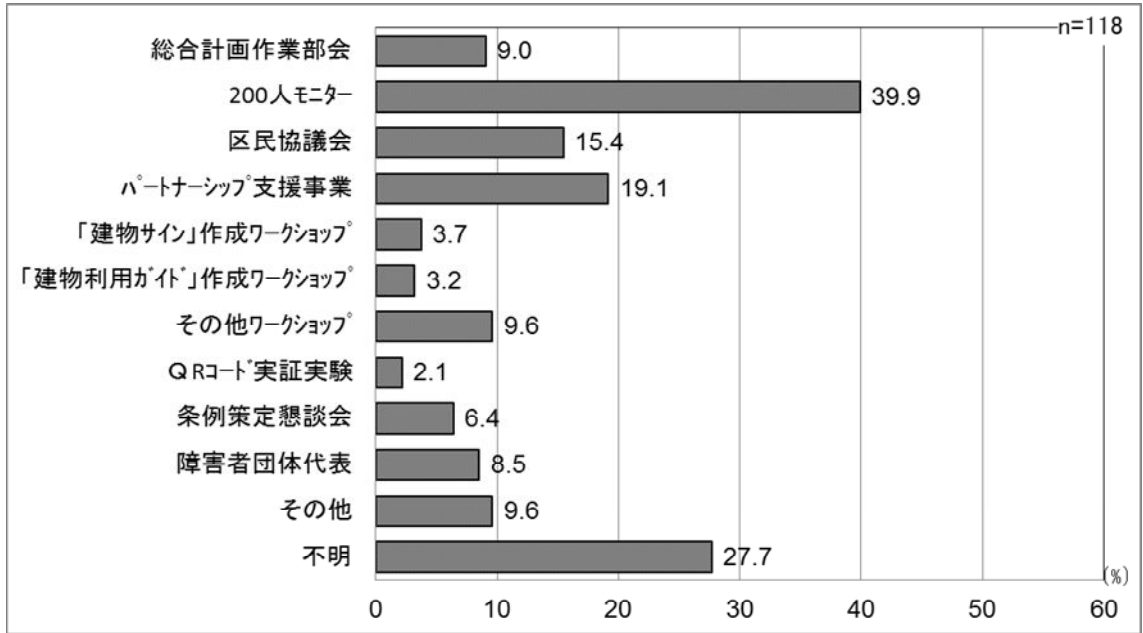
練馬	51	上石神井	8	桜台	4
大泉学園	32	保谷	8	下赤塚・赤塚	4
石神井公園	32	氷川台	8	小竹向原	3
光が丘	22	平和台	8	新江古田	3
中村橋	11	練馬高野台	8	新桜台	3
江古田	9	(池袋)	7	成増	2
富士見台	9	武蔵関	5		
練馬春日町	9	豊島園	5	その他	15

北出張所	4	JA 東京あおば	2		
石神井公園駅	3	関町南二丁目	2	その他	37

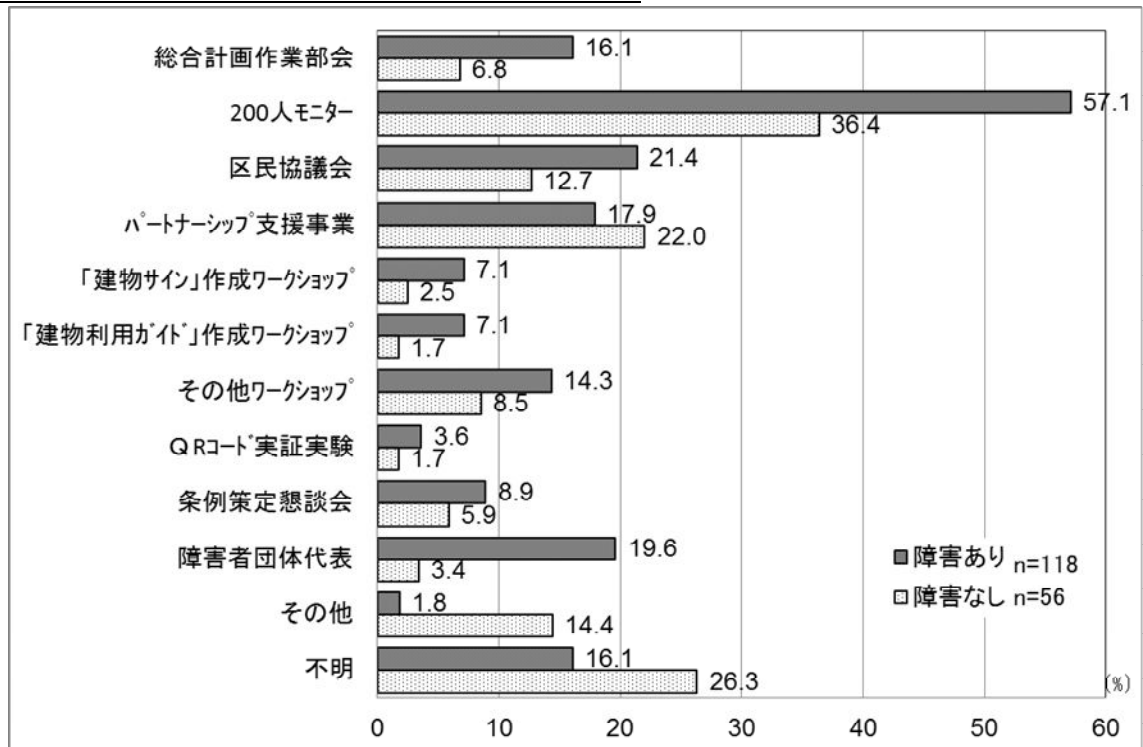
利用する公共施設（回答件数、n=188）

図書館	55	保険相談所	9	敬老館	3
練馬区役所	53	石神井公園区民交流センター	8	郵便局	2
区民センター	23	出張所	7	練馬ぴよぴよ	2
地区区民館	18	公園	6	リサイクルセンター	2
練馬公民館	15	中村橋福祉ケアセンター	6	福祉事務所	2
体育館	11	サンライフ練馬	4		
男女共同参画センター	10	勤労福祉会館	4		
石神井庁舎	10	児童館	4	その他	18

参加した取組み(単純集計)



参加した取組み(回答者の障害の有無によるクロス集計)



## ■資料4 用語解説

愛の手帳	知的障害者（児）が、各種の支援を受けるために必要な手帳として、東京都が独自に設けているもの。療育手帳（国の制度）も兼ねている。
移送サービス	既存の交通機関（鉄道・バス等）を利用できない移動困難者を対象に、リフト付き車両などにより組織的に送迎サービス等を行う交通システム。主に福祉タクシーやNPO等による有償運送がある。
NPO	Non-profit Organizationの略で、広義には営利を目的としない民間組織。一般的には特定非営利活動促進法に基づいて認証されたNPO法人と、法人格を取得していない市民活動団体やボランティア団体を指す。
「気づき」	障害者、高齢者、子育て中の方などと一緒に活動することや障害疑似体験等を通じ、多様な人がともに生活していることに対して理解を深め、社会の中のバリアを自分の問題として考え、行動するという、一連の共感・理解（p23参照）
協働	住民と行政の共通の領域において、共通の目的を達成するため、課題解決に向けて主体性を持って自発的に、かつ、互いに対等なものとして尊重し合いながら協力し合う状態
コミュニティビジネス	地域住民が地域のさまざまな課題をビジネスチャンスとして捉え、ビジネスの手法で解決していくことであり、地域におけるコミュニティの再生と地域経済の活性化を同時に達成できる地域づくりの手法。「まちにやさしい仕事」等と表現される。
公共的建築物	不特定、または、特定多数の人が利用する部分を有する民間および公共の建物
災害時要援護者	高齢者、心身障害者、その他災害が発生した場合に特別な配慮および援護を必要とする者
障害者基本法	平成16年改正。障害者の自立と社会参加の支援の施策について、基本的な理念と国および地方公共団体の責務を定めている。同法第18条、第19条には、国および地方公共団体のバリアフリーの計画的推進の責務についての定めがある。
身体障害者手帳	つぎの障害のある方に交付される。視覚障害、聴覚平衡咀嚼機能障害、音声言語機能障害、肢体不自由、内部障害
精神障害者保健福祉手帳	精神障害のため長期にわたり日常生活、または、社会生活への制約がある方に交付される。有効期限は2年間のため、2年ごとに再申請、再認定を必要とする。

タウンモビリティ	高齢者や障害者が、商店街などで貸し出された電動スクーターや電動車いすを利用することで、自由に買物や観光を楽しむことを支える仕組み。英国ではショッピングモビリティという。
バリアフリー	高齢者、障害者等が社会生活をしていくうえで障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁などすべての障壁を除去するという考え方
バリアフリー法	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」を指す。ハートビル法（「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」）と交通バリアフリー法（「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」）を統合・拡充し、平成18年に施行された。対象者を明確化し、対象施設を拡充するとともに、面的なバリアフリー化を促進するための仕組、基本構想の策定の際に利用者や住民の側の主体的な参加を推進するための仕組の整備などが図られている。
だれでもトイレ	東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルでは、不特定かつ多数の者が利用するトイレを設ける場合は、車いす使用者、高齢者、妊婦、乳幼児を連れたもの等だれでもが円滑に利用することのできる、十分なスペースを確保した「だれでもトイレ」を設けることとされている。
ノーマライゼーション	障害者が特別視されることなく、社会の一員として行動し、社会参加できるような、障害のある人もない人もともに生きる社会こそが普通の社会であるという考え方
ユニバーサルデザイン	あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人びとが利用しやすいように、都市や生活環境をデザインする考え方。その対象は、都市施設や製品にとどまらず、教育や文化、情報提供等に至るまで多岐にわたる。
ワークショップ	まちづくり分野などで、「参加」、「体験」、「相互作用」を重視した討議、グループ学習、デザイン等の手法として広く取り組まれている方法。住民参加の計画、まちづくりのプロセスなどの一部として近年普及している。

練馬区福祉のまちづくり総合計画  
(平成 23 年度～27 年度)

発 行：平成 23 年（2011 年）3 月

練馬区健康福祉事業本部福祉部経営課

〒176-8501 東京都練馬区豊玉北 6 - 1 2 - 1

電話：03-3993-1111（代表）

FAX：03-5984-1214

電子メール：[tiikifukushi08@city.nerima.tokyo.jp](mailto:tiikifukushi08@city.nerima.tokyo.jp)